

2019年8月吉日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知中小企業家同友会
会長 加藤 明彦

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2F

TEL 052 (971) 2671(代) FAX 052 (971) 5406

E-mail aichi@douyukai.or.jp

URL <http://www.douyukai.or.jp/>

2020年度 愛知県の中小企業政策に関する 中小企業家からの要望と提言

目次

I はじめに

II 要望事項

III 提言事項

1. 「愛知県中小企業振興基本条例」の理念の全面的実践を
2. 「中小企業憲章」を国民に広げ根付かせ、その内容の実現を
3. 中小企業の採用・定着支援の一層の強化を
4. 円滑な事業承継に向けた一層の環境整備を
5. 地域金融の円滑化を進め、中小企業の事業環境向上を
6. 公正な市場ルールを確立し健全な競争環境の実現を
7. 中小企業の健全な発展を阻害しかねない諸要因の是正を
8. 中小企業の新しい仕事づくり支援の抜本的強化を
9. 「エネルギー・シフト」で、中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な経済社会システムづくりの推進を
10. 地元中小企業との連携を通じた地域防災・減災の取り組み推進を
11. 豊かな人間として育つための教育環境整備を重視する政策を
12. 誰もが挑戦し、共に暮らすことができる共生地域づくりの推進を

IV 愛知中小企業家同友会と産学官連携の取り組み

1. 公的委員（最近5年間）
2. 大学との連携

I はじめに

■ ごあいさつにかえて

私ども愛知中小企業家同友会（会員数 4,200 名超）は、1962 年の創立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境の改善に努めてまいりました。

この間の活動の一環として 2001 年より、「愛知県の中小企業政策に関する重点提言」を愛知県産業労働部へ提出し、その内容をご理解頂くべく懇談を重ねるなかで当会からの提案も多数実現して頂きました。とりわけ、2004 年より当会が提案し、2012 年に公布・施行された「愛知県中小企業振興基本条例」は、県内の中小企業家にとってはもちろん、そこで働き、人生を送る雇用者、さらにはその家族にとっても非常に意義深いものであったと考えております。日頃の中小企業振興、ならびに県民生活向上へのご尽力に合わせて改めて感謝と御礼を申し上げますとともに、今後の実質化・具体化に向けてのご協力をお願い致します。

2019 年 6 月の日銀短観の業況判断 D I は、大企業・製造業の景況感で前回 3 月調査から 5 ポイント下落し、2 四半期連続の悪化となりました。今回の悪化幅は、前回調査の 7 ポイントから縮小したものの、業況判断 D I は 2017 年 12 月調査を直近のピークに、2018 年 12 月調査の横ばいを挟んで悪化が続いています。米中対立の影響が、日本企業に波及してきた結果と見られています。

当会の実施した 2019 年 5 月末景況調査結果でも同様に、「鮮明化する景気後退の兆候」とタイトル付けられ、2 四半期連続で業況の「良い」超過幅が縮小するとともに、サービス業を除く全業種で業況判断「今月の状況 D I」が下落しました。特に、昨年後半からの米中対立激化の影響を受けた製造業では、6 年ぶりに「今月の状況 D I」がマイナス値に落ち込んでいます。

またこの間、景気を牽引してきた建設業も、オリンピック・パラリンピック関連の入札終了にともない、全国展開の大手企業が名古屋地域に参入し始めたことで、単価の下落が生じつつあるなど、安穏とはしてられない状況です¹。

こうした状況のなかで、地域経済を再生し、日本経済を持続的な発展軌道に乗せるには、地域の中小企業が自立的な経営を行えるよう抜本的な政策展開を図るとともに、中小企業への正しい認識の広がり浸透が不可欠であると考えます。その意味で、私どもは今こそ「中小企業憲章」の精神を具体化し、各地で制定の輪が広がりつつある「中小企業振興基本条例」の積極的活用を進めるべきであると考えます。

2003 年より当会が提案してきた「中小企業憲章」の発端となった“European Charter for Small Enterprises（以下、EU 小企業憲章）”には“Think small first（小企業を第一に考えよ）”の精神が貫かれています。ここでは、次のように謳われます。

「小企業はヨーロッパ経済の背骨である。小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネスアイデアを産み育てる大地である。小企業が最優先の政策課題に据えられてはじめて、“新しい経済”の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう²。」

¹愛知中小企業家同友会経営環境調査委員会編集・発行「2019 年 5 月末景況調査結果報告」。

2019 年 5 月 20 日～29 日までを期間に、愛知中小企業家同友会会員企業を対象に、会員専用グループウェア「あいどる」を用いて実施。回答は 1,382 社。回答内訳は、建設業 228 社、製造業 302 社、流通業 362 社、サービス業 490 社で、平均従業員数は 20.4 名（中央値 8 名）でした。

²中小企業家同友会全国協議会 編集・発行（2005）『中小企業憲章学習ハンドブック』42 頁。

なお、原文では以下。

“Small enterprises are the backbone of the European economy. They are a key source of jobs and a breeding ground for business ideas. Europe’s efforts to usher in the new economy will succeed only if small business is brought to the top of the agenda.”

愛知県においても「愛知県中小企業振興基本条例」の実行を通じてこの原則を確立し、中小企業の経済的役割、社会的役割を再評価するとともに、その力が存分に発揮できる政策展開を図ることで、歴史の積み重ねのなかで育まれてきた豊かな産業を守り、育て、そして新たな風を吹き込むことで、圧倒的多数の県民生活を支える中小企業の活性化を通じた、真に豊かな愛知県経済は実現します³。

当会会員企業は、2020年を目指したビジョン「世界を見据え、地域に生きる⁴」を合言葉に、雇用を生み、守り、地域での新しい仕事づくりにチャレンジする自立型企業、地域と共に歩む企業づくりを推進しています。本冊も、こうした地域の中小企業が健全に発展し、成長していくための環境整備、ならびに今直面している課題を中心に扱っています。「愛知県中小企業振興基本条例」の精神にのっとり、地域の中小企業の奮闘を後押し頂けますようお願い致します。

当会ではこれまでも、内需主導・持続的成長が可能な地域経済社会システムを愛知県でも再構築することを提言して参りました。足下の地域経済の実情を打開し、より豊かな愛知県をつくり上げるには、従来の価値観からの抜本的転換が求められます。愛知県においても、安全・安心の防災体制を築くとともに、地域が自立できる仕組みづくりを、経済活動、エネルギー、教育、コミュニティの再生、住民福祉など多方面から総合的に推進することがこれまで以上に求められていると考えます。そしてその実現には、圧倒的多数を占めている中小企業の力を結集させる取り組みと、そのバックアップが不可欠です。

私たちは自らが経済の根幹を担う存在となれるよう、自らの経営姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たすことを前提におきながら、愛知県経済を振興し、地域経済と中小企業が健全に発展できる環境をつくるために本要望・提言書を取りまとめました。地域の発展のため、中小企業が本来持つ力を存分に発揮することができる環境整備に向け、一層の政策強化を図られますよう、関係される皆様のご協力、ご支援をお願いいたします。

■ 愛知中小企業家同友会の概要

現在、愛知県下 4,200 名を超える中小企業経営者が参加する異業種の経営者団体で、「経営体質の強化」「経営者の能力向上」「経営環境の改善」をめざすという「3つの目的」に基づき活動しています。

1. 名称 愛知中小企業家同友会
2. 創立 1962年7月9日
3. 会員数 4,260名（2019年8月17日時点）
4. 会長 加藤 明彦（かとう あきひこ） エイベックス株式会社・代表取締役会長
5. 事務局 名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2階
TEL 052-971-2671 FAX 052-971-5406 E-mail aichi@douyukai.or.jp
URL <http://www.douyukai.or.jp/>

³総務省統計局「平成28年経済センサス活動調査」によれば、常用雇用者規模99名以下の事業所（304,024事業所・全体の98.1%）で雇用されている人数は、全体（3,749,904人）の67.3%（2,526,229人）に上り、対して100名以上の事業所（4,185事業所・全体の1.3%）に雇用されている人数は、全体の32.6%（1,223,675人）でした。

⁴同ビジョンのなかで、当会では新しい仕事づくりのヒントを地域の課題や悩みに求めています。

「地域の課題、地域の悩みに耳を傾けることで、その解決自体が、自社および自社ネットワークの好機と捉えていくことができます。成長から成熟に変化したことで発生するニーズの多様化は、地域においても同様です。・・・地域に根差して経営している中小企業だからこそニーズを察知しやすく、取り組み易く、その結果から生まれるメリットを自ら受けるという循環作用も期待できます。」

こうした考え方を、当会では「地産地消」ではなく「地消地産」と呼び、各社で地域の課題と自社の事業を通じてできることを結び付けた取り組みとして進めています。

■ 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある政策提言を行います。

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企业（(1)お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、(2)労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づき、ここに要望と提言を提出する次第です。

Ⅱ 要望事項

今回の「2020年度愛知県の中小企業政策に関する中企業家からの重点要望・提言」作成にあたって、当会会員を対象とした調査⁵を実施しました。本項では、寄せられた中企業家からの声をもとに要望事項をまとめています。愛知県における、中企業の経済的・社会的役割を明確に示した「愛知県中企業振興基本条例」の実質化に向けて、関係される皆様の最大限のご配慮をお願い致します。

(1) 中企業の技術力向上、新たな仕事づくり推進の強力な支援を

- 1) 中企業が新事業展開を目指した際に活用できる、中企業特化型の支援体制を県として行って下さい。

既存事業が先細りになりつつあるなかで、中企業が新事業に乗り出そうとした場合、一時的に売上の減少に見舞われることが一般的です。現在進められている地域金融改革の趣旨からすれば、金融機関はそうした特性を見込み、その新事業の将来性を見極めた融資を実行すべきですが、「金融機関は資金に余力があるところに貸そうとしている⁶」との声に表れているように、中企業の多くは思うように融資を受けられないのが実情です。こうした点に鑑み、県と地域金融機関の連携で、中企業の新事業展開に特化した支援制度を構築し、地域の中企業が新たな仕事づくりに乗り出しやすい環境整備を進めることを要請します。

- 2) 現状の研究開発支援施策においては、研究開発項目に制限が多い点が課題となっています。研究開発にあたって、当該技術に事業化への明確な見通しが立っていない段階での研究開発や展示会への出展支援、開発技術の他分野への応用の許可など、柔軟な政策運用により効率性の高い支援システムの構築を期待します。
- 3) 中企業の技術開発、ならびに地域資源を生かした仕事づくりを支援する取り組みとして、「トライアル発注制度⁷」の導入を要望します。

中企業は大企業のように新技術や新製品の販路開拓やマーケティング、ブランディングなどに関して、資金的、人的制約などのため、十分な取り組みをすることが困難です。この点を踏まえた施策対応を期待します。合わせて、地方自治体が交付金を活用し、新商品の販路開拓で困難を抱える多くの中企業を新製品購入や展示会出展等で場所代やブース代を無償にするなどの支援が行えるよう、国へ要請して下さい。

- 4) 鳥取県では、県内企業の新製品を行政の機関が試行的に購入し、使用した上で評価を行うことにより販路開拓を支援する「バックアップ型トライアル発注制度」を実施しています。具体的販路開拓方法は、①「県からの受注実績」を作ることで、「販売実績」を作る、②新製品を発注対象製品等登録簿や、ホームページなどの県のメディアを通じて広くPRする、③製品の改良に活用できるよう、使用後の評価のフィードバックを行うことの3点です⁸。新商品の販路開拓に課題を持つ多くの県内中企業を支援する上でも、愛知県としてこうした制度を導入することを要請します。
- 5) 「産業見本市出展支援事業（仮称）」などを創設し、「バックアップ型トライアル発注制度」に採択された商品とともに、県内中企業の優秀な技術に基づき開発された商品と認定されたものを、各種産業見本市や展示会等へ出展する際の経費の補助制度を創設して下さい⁹。
- 6) 施策を活用した中企業の仕事づくり事例集を広範に普及して下さい。「未来を拓く、

⁵愛知同友会「2020年度政策提言に関するアンケート」。2019年5月20日～29日までを期間に、愛知中企業家同友会会員企業を対象に、会員専用グループウェア「あいどる」を用いて実施し、608名より回答を得ました。回答内訳は、建設業90社、製造業151社、情報・流通業159社、サービス業208社でした。

⁶ 前掲、愛知同友会「2020年度政策提言に関するアンケート」より。

⁷中企業の新規性の高い優れた新商品の普及を応援するため、自治体为新商品を認定してPR等を行うとともに、一部を試験的に購入し評価する制度。

⁸ 鳥取県商工労働部産業振興課「トライアル発注対象製品の募集について」を参照。

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>)

⁹ 同様の支援制度として、東京都町田市の実施している「産業見本市出展支援事業」があります。

中小企業の応援読本～公的支援施策の活用により成功事例集～(愛知県産業労働部地域産業課、2012.01)や「経営革新に挑戦する中小企業の成功事例集 経営革新」(愛知県産業労働部中小企業金融課、2014.01)、あるいは中小企業基盤整備機構の「支援策活用事例集」は、具体性に富み、施策活用を考える多くの中小企業にとってヒントとなるものです。今後は他の施策や業種別、事業規模別の作成などを通じて、県内中小企業への具体的情報提供を強化頂けるようお願い致します。

また、施策活用経験者を集めた意見聴取などが一部行われていると聞き及んでいます。その内容を広く発信するとともに、継続的な車座集会を実施するなど、既存施策や新たな施策に中小企業経営者の声を反映する場を広く設けることを合わせて要望致します。

- 7) 細分化した業種ごとの施策活用事例の公表、あるいは業種ごとの利用可能施策の紹介など、多様な中小企業に少しでも利用し易いかたちに配慮した情報発信、セミナー、個別相談会等の取り組みを要望します。
- 8) 2016年に中小企業庁が発行した「輸出支援ハンドブック」や「中小企業人材活用ハンドブック」(ハンドブックシリーズ)は、複数省庁に枝分かれしている支援施策を横断的に取りまとめ、「探す」から「活用する」までを一気通貫した非常に分かり易いものでした。愛知県でもこうした取り組みにならない、各経営課題別に複数窓口に枝分かれした施策を整理した施策資料を整備し、県下中小企業へ配布するなどの取り組みをして下さい。
- 9) 既存事業所の一部が用途地域の変更により土地利用規制の対象となることで、保有資産の有効活用が阻害されている事例が見受けられます。中小企業が新たな事業展開を目指す上で、保有資産の最大活用は前提として不可欠です。変更に際しては、当該予定地域の現地調査、及び事前説明の徹底とともに、個別事例に対する相談・対応窓口を各自自治体に設置することを県として進めるよう要請します。
- 10) 中小企業の多くは、高い技術力で製品を作ることは得意としていながらも、デザインで付加価値を付けることは不得手です。その意味で、東京都墨田区の、地元のデザイナーと地域の中小企業の技術をコラボレーションさせ、デザイン性の高い商品の開発支援の取り組みは注目されます。愛知県でもこうした取り組みを参考に、中小企業が高付加価値商品を創出するバックアップを愛知県としても行って下さい¹⁰。また、あいちトリエンナーレなどの芸術・デザインイベントを、地元中小企業の販路を拓く機会として活用するなどの取り組みを期待します。
- 11) SNS (Facebook、Twitter、Instagramなど)を活用した中小企業のPR支援を愛知県として実施して下さい。ブランド力や信用力に弱みがある中小企業を、愛知県として公的に後押しすることで、県内中小企業が広くネットワークを構築することで、商品に対する信用力を補強する機会とするなど、中小企業の情報発信支援が現代的な形で推進されることを期待します。
- 12) 市場ニーズと地域中小企業の技術、サービスを結び付ける「逆見本市¹¹」と呼ばれる通常の展示会とは異なる方法のビジネスマッチングが行われています。しかし、効果的なマッチングを図るには、市場ニーズと技術・サービスを橋渡しするコーディネーターの存在が不可欠です。買い手側の発注したい部品、材料、サービスと、その課題に応える地元中小企業が自社の技術力、サービス力を結びつけるマッチングコーディネーターの育成を、地域金融機関との連携なども視野に実施して下さい。
- 13) 愛知県はその土地柄もあり、歴史的に下請けに特化してきた企業が多く、一社ではビジネスを完成させることが困難、かつ他社との連携にも不慣れな中小企業が多くあります。こうした点から、公共事業だけではなく、行政側からこれからの愛知県づくりに向けて抱えている課題を提示し、その解決を地域の中小企業者がアイデアを出し合い、その出されたアイデアを行政側で整理調整しつつ、業者間の連携をコーディネートしていくなど、地域の中小企業の力をネットワーク化する取り組みが推進されることを期

¹⁰ 東京新聞「町工場の技 デザインで進化 墨田区がブランド力支援」(2014年5月31付)を参考。

¹¹ 海外でも「逆見本市」形式の取り組みは行われているようですが、さしあたり「平成25年度地域密着型金融に関する取り組みへの顕彰」として取り上げられた十六銀行の試みが参考になります。

<http://www.juroku.co.jp/16bank/info/gyakumihonichi.shtml>

待します。

- 14) 一般的に中小企業は、自社の業界内での関係に留まりがちであることに鑑み、自社の「困りごと」を気楽に出し合えるサロンを設け、中小企業のアイデアを練る場づくりをして下さい。また、地域に生きる中小企業にとって、周辺企業がどのような事業を営んでいるのかは、企業連携を模索する中小企業にとって大きな関心事となっています。地域のなかで、中小企業が自社をアピールするなど、情報発信を行えるオープンイノベーションの場づくりを行って下さい。

形式的に類似した施策としては、名古屋市が 2019 年度より実施する「NAGOYA MIRAI INNOVATORS」が挙げられます。この施策は、市内中小企業が連携し合うことで、新たな事業を創出することを狙いとした点が特徴的です。しかしながら、①施策の実行・推移の役割を、外部コンサルタント会社に依存していること、②短期的成果の創出に眼目があること、③施策の受け皿となる施設（NAGOYA INNOVATOR'S GARAGE）の管理・運用が、民間経済団体に委託されていることなどから、さまざまな中小企業が、自由に交流し合うなかで、新たな価値創出の芽を見出し、育てていく機能を発揮するオープンイノベーションの場とはなっていません。

こうした経験を踏まえ、愛知県においては、①中小企業が相互にネットワークをつくり、自由に交流することができる拠点を愛知県の管理・運用のもとで公的に設置すること、②県内の大学、公設試等との連携で、専属のコーディネーターを配置すること、③定められた期間で成果を求めるのではなく、恒常的に県内中小企業が新たな価値創出に挑戦する場とすることを押さえ、地域の中小企業が連携して新たな市場を切り拓く、本当の意味でのオープンイノベーションを促進する取り組みを期待します。

- 15) 会員企業の経営現場では、新事業の立案にあたり、独自にコンサルタントと契約を結んでいる企業もありますが、圧倒的多数の中小企業は、経営者自身の考えで立案しています。そのため、マーケティングやトレンド分析などに限界があるのが実情です。中小企業の情報収集力の限界を補うため、(公財)あいち産業振興機構の機能を拡張し、中小企業が利用できる様々な基礎データの収集・分析を行う体制を構築して下さい。
- 16) 低廉なコストとの競争にさらされるなか、中小企業においても高付加価値な製品づくりと販路開拓は喫緊の課題となっています。愛知県としても、地域のブランド価値を高める製品を数多く持つことは、激化する地域間、都市間競争を勝ち抜く上で欠くことのできないものだと考えます。こうしたことから、新技術、新工法、新デザインなどの独自技術を持つ企業同士のマッチングを行い、製品化したものを地域の独自ブランドとして認定し、国内・国外に県として販路開拓を行う取り組みを期待します。
- 17) 会員企業からは「新商品、サービスの取り組みといっても、基本は隣接異業種への進出になる。その時に、許可制度が妨げになることがある。たとえば建設業でポンプ、ファンの更新工事や据え付けは管工事になるが、実際の入札案件では、機械器具設置業に分類されるので、入札に参加できない。しかし国交省の基準では、機械器具設置業はエレベーター、立体駐車場など大きなものをさす。ポンプやファンくらいの機器工事は機械器具設置業の許可は必要ないと言われる」、「許可を出す愛知県と、業務を発注する名古屋市などの機関で、同じ業務に対する許可が異なる（管工事と機械器具設置）」との声が寄せられました。国と県あるいは自治体の許可基準の不一致が、こうした状況の原因と考えられますので、実際の現場を確認した上で認識の統一を図って頂くことを要望します。
- 18) 公設試験研究機関や高等教育機関、あるいは県内の大手企業に保有されている「死んでいる知的財産」を活用し、中小企業が事業化するため、広く当該情報の開示を行うとともに、金融機関とも連携した知的財産コーディネート、これに関する総合相談サービスなどの創設を要望します¹²。
- 19) 近年「特許ライセンスを活用した企業支援事業」が開催されています。この取り組みは、企業などが取得した特許を大学生のアイデアによって事業化することを目的とし

¹² 川崎市では、市職員が地元中小企業 1,000 社以上を訪問し、ニーズや特色をつかみ、同時に大手企業の保有する特許などの知的財産を中小企業に開放、マッチングさせることで、新たな仕事づくりを後押しする取り組みを行っています。

たものす¹³。こうした取り組みの輪を広げ、かつ愛知県への誘致なども視野に入れた取り組みを期待します。

- 20) 2018年5月に特許庁は中小企業の「審査請求料」「特許料（1～10年分）」等を3分の1に軽減しました。企業にとっての知的財産は、今や中小企業にとっても極めて大きな競争力の源泉となっています。こうしたなかで、今回の特許庁の動きは歓迎すべきものと考えます。今回の変更により、特許費用は主要国のなかでも最低水準となりますが、さらに審査手続についてもより簡素にするよう国へ要請して下さい。
- 21) 中小企業が、特許協力条約に基づく国際出願を行う場合に求められる「国際出願手数料」や、国際予備審査請求を行う場合の「取扱請求料」についても、国内における特許費用の軽減と同様に、納付金額の3分の2に相当する額を交付する措置を講じるなど、中小企業が国際的に活躍しやすい環境整備を、愛知県として独自に進めて下さい。
- 22) デジタル革命（Digital transformation）は、中小企業にとっても大きな関心事であり、生産性向上に向けて、企業経営に取り入れていくべき課題です。しかし、中小企業にとっては、大規模な投資ではなく、現在の業務の効率化の観点からのIT技術導入が基本となります。その際に、多くの中小企業では、自社にとってどのような技術が利用価値が高いのか、どの程度の技術導入で、業務の効率化、生産性向上を実現できるのかを把握し、適切な投資を行うことは困難です。国による「サービス等生産性向上IT導入支援事業」のスキームを基本に、県内中小企業向けに全業種がきめ細かな支援を受けることのできる体制づくりを要請します。さしあたり、ITコーディネーターの育成等に関する愛知県としてのバックアップを期待します。
- 23) 中小企業庁の委託事業として運用されている「未来の企業応援サイト（通称：ミラサポ）」で実施されている専門家派遣について、当会会員からは「年間の利用数上限で、必要な支援を受けることができない」との声が寄せられています。中小企業は、常に複数の経営課題に直面しており、成長意欲の高い企業家ほど、さまざまな経営課題に正面から向き合います。こうした点に鑑み、ミラサポの専門家派遣利用を、現行の年間利用数の上限でなく、個別経営課題ごとに上限（例えば3回など）を設けるよう国へ要請して下さい。

（2）世界を見据えた経営を行う中小企業への積極的支援を

- 1) 中小企業の海外展開・進出では、人的制約からコミュニケーションの問題が大きな障害となっています。この点について、教育訓練助成制度の拡充、海外展開を目指す中小企業に対して、ビジネス英語、貿易実務などの大学・専門学校等の講座費用の負担軽減策、あるいは複数の中小企業が連携して開催する研修会などへの補助制度の創設、およびその他の関連支援を要望します。
- 2) 海外ビジネスに関して、あいち産業振興機構の海外ビジネス・ハンズオン支援や国際アドバイザー制度の対応内容の拡充を期待します。中小企業が海外展開を考える際に直面する課題として、法律、税制面の問題があります。現地の法律や税制に通じた顧問弁護士事務所の紹介や業務提携の支援制度をメニューに加えることで、より実戦的後押しとなります。さらに、中小企業の現地との紛争解決にあたっては、代理人の紹介から安価に利用できるような助成するなどの制度構築を希望します。
- 3) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）や株式会社国際協力銀行（JBIC）などとの連携を強化し、海外企業の的確な信用情報など、中小企業が海外展開を検討する際に必要な情報を取得しやすい体制を愛知県としても構築して下さい。

¹³ この取り組みは、単なる商品アイデアを競うのではなく、学生のアイデアをもとに地域経済の活性化に取り組む機関が連携して、中小企業に商品開発を促すのが大きな特徴となっています。「特許ライセンスを活用した企業支援事業 in さいたま」に今回提供される特許は、富士通、NHK、産業技術総合研究所が保有する15件が提供されます。優れた技術であるにもかかわらず事業規模の違いなどから商品化されなかったものが多く、プロジェクトに参加する中小企業が特許を活用して自社製品を開発することで、新たな市場開拓が可能になると期待されているものです。この両者の橋渡し役を、柔軟な発想力を持つ大学生が担う構図にあります。

埼玉県ではキックオフ大会に続き、7月には2大学の学生を集めて商品アイデアにつながるアイデア発想法セミナーを開催するとともに、地元中小企業のものづくり現場を訪問して商品アイデアのブラッシュアップを図る取り組みが進められています。

- 4) 県内中小企業の技術や製品、サービスを紹介する英語版サイトを開設し、世界へ広く情報発信するとともに、アクセス分析とマッチング支援に取り組んで下さい。
- 5) 「予防原則」の考え方にに基づき、欧州連合（EU）は、鉛やカドミウムなど6物質の電機・電子機器への使用を禁止する“RoHS（ロース）指令”や、新しい化学物質管理システム“REACH（リーチ）規制”を実施しています。これにより、県内の中小企業でも事業が制限され、経営が際立って困難となった状況が見受けられました。
- グローバル経済のなかで、海外との直接取引を行っていない中小企業であっても、世界的サプライチェーンの一部に組み込まれている企業にとって、こうした情報は極めて重要な意味を持ちます。しかし人的・資金的制約もあり、そうした情報を機敏に収集するには限界があるのが実情です。愛知県として、こうした中小企業経営に影響を及ぼすことが予想される海外の情報提供が行える体制整備を求めるとともに、事前の丁寧な情報発信を各都道府県、市区町村と連携して行うよう国へ要請して下さい。
- 6) 世界各地でのテロ行為は、海外で事業活動を行う中小企業にとっても極めて大きな問題です。中小企業であってもセキュリティ対策に万全な状態を取ることが求められます。しかし、費用負担が大きく困難なのが実情です。こうした状況に鑑み、県内中小企業の海外での事業活動におけるセキュリティ対策に係る必要経費の一部を負担するなど、愛知県としての支援措置を検討して下さい。

（3）中小企業の採用活動・人材確保支援を

- 1) 若年者人口の減少などを背景に、84.0%の学生が、2019年7月1日時点で就職内定を得ていると聞き及ぶなか¹⁴、中小企業の経営現場からは、「求人募集をしても応募がない」という声が目立ちます¹⁵。若い人材を引き付ける魅力ある企業づくりは当然のものとして求められますが、中小企業は厳しい採用難に見舞われています。採用が叶わないことにより、採用活動が長期化すれば、とりわけ小規模企業には費用の面で大きな負担となってきます。たとえば、県主催で地域の中小企業に限定した合同企業展の無料開催や、中小企業が採用活動で利用できる補助制度の創設などの対応を期待します。
- 2) 現在、多くの団体、民間企業主催の合同企業説明会は、交通の利便性などの観点から、愛知県産業労働センターに大部分が同時期に集中している状況にあります。その結果、会場手配が容易でないのが実情です。
- 採用は、各企業の私的活動と捉えられますが、地元の企業、とりわけ地域に根差す中小企業の行う採用活動は、人口減少が今後急速に進むなかで、地域に人を残す意味で地域経済の維持・発展・拡大には不可欠な営みです。こうした点から、次の諸点を要請します。
- ① 県内に本社が所在する企業の採用活動拠点となる公的施設を、名古屋市中心部の名古屋駅周辺または栄周辺地域に新設すること。
 - ② 当該施設の利用にあたっては、県内中小企業団体の実施する合同企業説明会等の採用活動に便宜が図られること。
 - ③ 公的施設の新設が困難な場合は、県内の中小企業団体の実施する合同企業説明会や、県内中小企業の実施する企業説明会にかかる施設使用料相当を賄うことのできる補助制度を設けること。
- 3) また依然として根強い大企業指向を緩和するためにも、規模の大小などではなく、その企業の経営理念や、ワークライフバランス、障害者雇用の取り組みなどを総合して評価した「ホンモノのあいちホワイト中小企業（仮）」の認定、県内の高等学校や専門学校、大学向けに県内の優良中小企業を紹介するパンフレットの作成し、広報活動を行うなど、愛知県独自の取り組みを行って下さい。
- 4) 県下諸団体の実施する企業説明会が、同一時期にさまざまな場所で開催され、学生の分散、利便性の低下なども見受けられます。例えば、県下諸団体の企業説明会を同一日程で、愛知県産業労働センターでワンストップで開催するよう調整するなど、愛知県を挙げて地域に若者を残す工夫を期待します。

¹⁴ 日本経済新聞（2019.07.056）「来春大卒、内定率84%1日時点 7割は活動終了」

¹⁵ 同上アンケート調査より。

5) 当会会員企業からは、「社会保険加入が必須となって以降、個人の事情で整理し切れず、どうしても加入が不可能な場合がある」、「人手不足と言いながら、どうにもならず、すり抜けて何とか働き口を探している人がたくさんいることを理解し、目を向けていけると良いと感じる」との声が寄せられています。滞納経験のある個人の社会保険再加入には、滞納分の支払い義務があるため、再就職に困難をきたす場合があります。こうした状況を勘案し、例えば過去の支払い状況に瑕疵のある個人が社会保険の再加入する場合に相談できる窓口を設置することや、月々の分割払い等を可能とするなどの柔軟な対応を国に要請して下さい。

(4) 人材育成に注力する地域中小企業の支援について、以下の諸点の強化・推進を

- 1) 大企業が多数の従業員を教育訓練に派遣しているのに対して、中小企業における人材育成は多くの課題と困難があり、それが競争力格差拡大の一因にもなっています。この点において、資金的制約による人材育成格差は、企業だけに留まらず、地域経済そのものの伸長を左右する要因となります。中小企業における研修期間の公的所得保障や教育訓練給付金の増額補填など、中小企業や小規模企業に照準をあてた中小企業向けの利用しやすい人材育成支援策を調査研究して施策の拡充強化をはかって下さい。またその際には、年間での教育訓練計画の申請から、四半期ごとの計画申請に変更するなど、実際の施策の運用現場である中小企業等の声を聴き、実効性の高い施策となるよう努めて下さい。
- 2) 「中小企業憲章」においても「中小企業の要諦は人材にある」と謳われるように、中小企業にとって人材の育成は喫緊の課題です。平成30年度税制改正において、人材投資(教育訓練費を一定以上増加させる)(その他、国内設備投資や賃上げなど)に積極的に取り組む企業に対し、法人税負担をOECD平均の25%まで引き下げる措置が行われました。今後は愛知県においても、外部への研修委託費に「教育訓練費」を限定せず、中小企業の実態に合わせて社内研修・OJTまで範囲を拡大した支援施策を創設するよう要望します。合わせて、中小企業向けの社内研修教材の提供などの取り組みも期待します。
- 3) 人材育成に関する施策のうち、製造業向けのものとは比較的多彩なメニューが用意されていますが、その他の業種に関するものは極めて限られたものとなっているのが実情です。当会会員の農業事業者からも、「求人活動をして、高校生はもとより中途も来ない。業界自体に人気が無い。憧れからか、異業種からの転身組は多いが、すぐにスキルが身に付くものではなく、戦力にはならない。こうした点をサポートしてもらいたい¹⁶⁾」との声が寄せられています。こうした点から、製造業だけでなく、さまざまな業種で必要とされる技能・技術に資するセミナーの充実を期待します。
- 4) 製造事業者からは、「製造業の基本に特化した、2～3カ月程度の学びの場を設けてもらいたい」との声も寄せられています。こうした点からも、中小企業各社に入社した新入社員が、各業界で必要なスキルの基礎を学ぶことができるセミナーの開設、「ひと育ナビ・あいち」ならびにポータルサイト上以外でも、県下中小企業への積極的周知を行っていただけると期待します。
- 5) 外構工事や左官工事などのいわゆる職人仕事を生業としている当会会員からは、「社員の高齢化により3年後には技術の継承が困難な状況になってしまいます。新入社員が技術を修得するには最低10年はかかります」との声が寄せられています。当該企業は、「経験者の再雇用、継続雇用と同業者との連携で、技術の継承を行っている」状況ですが、こうした構造的な人材不足業界での人材確保・育成は、個々の企業努力では限界があります。戦略的重点産業への人材確保・育成を否定するものではありませんが、こうした住民生活に直接関わる業界への人材確保・育成の後押しを期待します。さしあたり、愛知県左官高等職業訓練校のように、各種技能系学校との連携を強化し、中小企業の人材確保・育成に県として注力されることを期待します。

¹⁶⁾愛知同友会「2019年度政策提言に関するアンケート」調査より。

(5) 世界標準の人権保護基準に照らし、外国人技能実習生制度の運用の充実、並びに制度内容の包括的検討を

龍谷大学へ留学していたベトナム人留学生が 2016 年に取りまとめた「日本の外国人技能実習生制度の実態」は、「現代の奴隷」と呼ばれることさえある同制度の暗部を詳らかにしたものとして、大きな反響を呼びました。また会員企業からは、「実習生が実際に従事する業務の実態は単純労働だが、ビザが下りるように内容をごまかして書け」との助言がなされ、「嘘を書きたくないが、書類作成上やむを得ず嘘をつかざるを得ない。抜け穴で対処しているのが現実であり、結局は実習生本人が一番迷惑することになる。制度としておかしい」と、現実と制度の矛盾で思い悩む声も聞かれています。このように、外国人技能実習生に対する差別や搾取を当然のものとする企業がある一方で、懸命に実習生の生活や人生に向き合い、現実と制度の狭間で胸を痛めている中小企業経営者も多数存在しています。こうした現状について、下記事項を求めます。

- 1) 当会会員企業からは、「製造業においてはすでに外国人実習生の就業なくしては成り立たない現状です。法人契約で外国人が居住できるアパートがほとんどありません」との声が寄せられ、良い環境に居住させたくてもできない実情が伝えられています。こうした点に鑑み、水準を満たした優良な中小企業の申し入れにより、①外国人技能実習生のアパート入居に行政的支援を行う、②中小企業個社、あるいは中小企業の複数社が共同出資でアパートを建設する際には補助制度を設ける、などの対応を検討して下さい。
- 2) 外国人技能実習生の多くは、母国から日本へ渡航する際に仲介業者に多額の契約料を借金をして支払い、日本での就労で得た給与でその返済を行っており、日本において過酷な労働を強いられつつも、そこから離れることができずにいる実態があると聞き及びます¹⁷。文化の違いを背景とする意思疎通の齟齬の側面も否定できませんが、こうした状況は、2011年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に反するものであり、ひいては日本企業への信用を失わせることにもつながりかねないものです。

こうしたなかで、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)が制定され、この法律に基づく認可法人として、制度の運営における中核的な役割を担う「外国人技能実習機構」が発足することは、歓迎すべきことと考えます。今後は、実効性を高めるためにも、同機構の認知度を高め、全ての外国人技能実習生が気兼ねなく利用できる環境を整えるとともに、受入企業側の意識の向上・啓発が不可欠です。県内の外国人技能実習生を受け入れている企業、とりわけ中小企業に対して、同機構の告知を個別企業の訪問活動など積極的に進めて下さい。合わせて、現在は東海地域には名古屋のみとなっている地方事務所については、地方事務所を各県に設置し、かつ最も身近な相談先として、各市町村にその窓口を設けるなど、よりきめ細かな対応が行える体制を整備するよう国へ要請して下さい。

- 3) 企業現場で外国人技能実習生が単純労働に従事せざるを得ない現状に鑑み、技能実習生が入国後に受講する講習内容をより充実させるよう国へ要請して下さい。日本語や法的保護に必要な知識等についての講習が現在も行われていますが、例えば現状の講習内容をより充実させるとともに、製造業などの研修先業種で求められる基礎的理論、スキルの習得までを講習の範囲に位置付け、実習先企業では、そうした基礎の上に立ちながら応用を学ぶなどのカリキュラム化が考えられます。
- 4) 日本の技能実習制度は、諸外国からは「現代の奴隷制度」と呼ばれることがあります。国内の人権団体のみならず、米務省(人身取引報告書)やILOの強制労働に関する専門家委員会、国連(自由権規約委員会)など国際社会からも常に批判の対象とされています。法体系も含めた構造的欠陥を克服しないまま、安易に対象職種を拡大したり、実習期間を延長したりすることは、さらなる混乱を生じさせる恐れがあります。世界の人権保護水準に照らし、技能実習生の基本的人権が確実に保証されるよう、制度そのものを含めた検討の上に立った慎重な議論を求めます。

¹⁷ 外国人技能実習生が立たされている労働現場の一端をレポートしたものではありません。次のものが参考になります。
樽松佐一(2017)『ニッポン最暗黒労働事情 外国人技能実習生 SNS 相談室より』風媒社。

(6) 高度な技術を持つ、県内技術者・技能者を活用した技能・技術教育の充実を

- 1) 2014年に愛知県にて開催された「第52回技能五輪全国大会」ならびに「第35回全国障害者技能競技大会」に向けての意識向上などのため、「出前講座」を積極的に開催頂き御礼申し上げます。こうした取り組みは、次の世代を担う技能者育成に大きな役割を果たすものと考えます。2019年に愛知県にて開催される同大会目指して、こうした取り組みを継続して実施するとともに、次世代の技術者・技能者の輩出に向けた積極的な取り組みが展開されることを期待します。
- 2) 2019年に愛知県にて開催される「第58回技能五輪全国大会」ならびに「第39回全国障害者技能競技大会」に向けて、地元中小企業に働く技能者の出場を積極的に支援して下さい。人的制約、資金的制約のもとで経営を行っている中小企業は、大企業と異なり当該競技職種に特化した業務を日々行うことはできません。しかし、中小企業のなかにも、日々の業務を通して技を磨く素晴らしい人材が所属しています。
こうした人材は、愛知県ひいては日本の技術を支え、国際社会での競争力の源泉となるものです。この点から、地域の中小企業で働く技能者・技術者が自由に技を磨くことのできる環境整備を進め、自らの仕事と技能・技術に誇りと自信を持つことのできる技能五輪や障害者技能競技大会への門戸を広げる取り組みを積極的に推進して頂きたいと考えます。
- 3) 「町工場技能者コンクール」の創設は、技能五輪や障害者技能競技大会への門戸を広げる点でも、意義のある取り組みだと考えます。この取り組みが、今後一層広がりや深まりを持って展開されていくことを期待します。
例えば、当会の実施した調査¹⁸では、115社で一般就労289名、福祉就労85名の障害者を雇用していることが明らかとなっています。このように統計には表れないところであっても活躍し、愛知県経済の担い手となっている存在があります。こうした実情からも、今回の「町工場技能者コンクール」を一層発展させたものとして、県内中小企業で活躍する障害者が、自らの力を披露する場を設けることを要請します。
- 4) 県内中小企業に勤める障害者が担っている普段の仕事を広く取り上げるとは、愛知県における障害者雇用の促進にも大きく寄与するものと思われれます。その意味で、競技職種を予め決めるのではなく、個々の企業内で担っている仕事を公募するなど、職種の間口を広げるなどの対応を期待します。
- 5) 「技能五輪全国大会」の対象年齢が23歳以下（一部種目では24歳以下）であることに鑑み、愛知県独自に対象年齢を各年代ごとに設定した競技大会を企画し、より多くの技能者が目標を持ち、努力し続けることへの動機づけを強める取り組みを求めます。
技能は、長年その職務に従事するなかで熟練や知恵のかたちをとりながら発展し続けます。青年層の技能者育成が重要であることはもちろんですが、それ以降の各年代の技能者を対象とした競技大会を開催することで、熟練技能者は自らの人生をかけて修得してきた技能を試す場ができるとともに、数多くの先輩技能者の技術を目の当たりにすることで、青年技能者は自らの将来展望を描くことにもつながります。また、大学卒業後の就職が多くを占め、就労年齢が上昇している近年の状況から見ても、出場者のすそ野を広げることにもつながると考えます。
- 6) 「技能五輪大会」の対象年齢枠を広げるよう要請して下さい。なお、対象年齢枠拡大に際しては、当該職種の従事年数を基準に競技クラスを設け、現役の技能者が自らの次のステップを定め、生涯通じて自分自身の仕事に「やりがい」や「生きがい」を持ち続けることのできる形式と仕掛けづくりをして頂けるよう要望します。
- 7) 2019年の大会においても地元小・中・高等学校等に広く呼びかけた“観戦ツアー”を企画し、より多くの学生がものづくりをはじめとした各種の技能に興味を抱き、将来各方面で技能者を目指す人材の育成支援を積極的に推進するよう要望します。
- 8) 当該競技大会にて優秀な成績を修めた技能者を、愛知県としてマイスター登録（仮称）し、地域のブランドとして積極的に世界へ発信する取り組みをして下さい。
愛知県の技能ブランド力を強化し、広く世界から需要を引き付ける取り組みの一環に位

¹⁸ 愛知同友会（2017）「障害者に関する意識調査結果」

置付け、地域の中小企業の仕事づくりへも拡張した戦略的政策展開を要望します。

- 9) 県内中小企業には、機械加工技能士などの各種技能検定で1級あるいは特級という、極めて高度な技能・技術を持った技術者・技能者が在籍しています。しかしながら、それだけ高度な技能・技術を持ちながら、その存在は意外に知られていません。こうした状況に鑑み、さしあたりこうした高度な技能検定に合格した技術者、技能者を愛知県として表彰・顕彰するとともに、学校教育の現場に派遣し、学生その他に技能・技術に関わる教育を直接実施することのできる仕組みを構築して下さい。
- 10) 中小企業の経営現場では、技能・技術の伝承、高齢者本人の意欲の実現として、高齢者雇用に意欲を示しています。しかしながら、体力の落ちている高齢者も若年者も同じ労災基準が適用されることから、高齢者雇用に二の足を踏むケースも散見されます。労働者の生命は、経営現場において最も優先されるべきものであり、その保証は事業者として当然の責務でもあります。そこで、高齢者雇用に当たっての留意事項を反映した職場環境整備を、実際の労働現場において実施するための相談窓口や専門家の無料派遣制度の創設を要望します。

(7) 中小企業に配慮した施策対応を

- 1) 依然として中小企業、特に小規模企業に施策の情報が伝わっていない現状があります¹⁹。この点に配慮頂き、恒常的な支援施策や中小企業経営に有益な情報を提供する説明会、あるいは中小企業への訪問活動を強化するなどの措置を取り、施策利用企業の拡充に努めて下さい。また、経営者自身も日中は業務に携わらざるを得ない小規模事業者の実情を考慮し、説明会開催時間への配慮も期待します。
- 2) 地域の中小企業、特に名古屋市外の中小企業にとって、最も身近な公的窓口は、企業の所在する地方自治体です。その意味で最も身近な地域に、中小企業の日常の「困りごと」を相談できる総合相談窓口を、地域内の専門家との連携で設置するよう、県下自治体へ働きかけて下さい。さらに、よろず支援拠点やプロフェッショナル人材戦略拠点事業が積極的に進められていることを活かし、県下自治体で相談を受け、その上で課題を一定明らかとした上で、各種窓口へつなぐ（紹介する）など、地域の公的支援施策のネットワークを面的に広げる取り組みを期待します。
- 3) 融資や補助金の小口化、申請書類の簡略化などをさらに進め、「愛知県中小企業振興基本条例」の実質化に向けた取り組みを要請します。
- 4) 施策の募集・受付期間の延長措置を要望します。中小企業の場合、限られた人員で情報の収集、申請資料の作成までを日常業務と並行して行わなければなりません。こうした状況は、企業規模による施策利用格差を生む原因の一つでもあります。この点に鑑み、現行の状況改善を期待します。

(8) 地域の中小企業と連携した地域防犯の取り組み強化を

愛知県における「空き巣」「忍び込み」「居空き」といった「侵入盗」の認知件数は、12年連続で「全国ワースト1位」です²⁰。こうした状況のなか、女性が二次被害に巻き込まれることも多くあり、安全・安心な県民生活を脅かす大きな問題です。他方、各世帯および個人宅の防犯対策は、専門業者に施工を依頼すると相当の費用がかかることから、家人自らの手による、いわゆる“日曜大工”の延長上で行われており、防犯上も極めて大きな欠陥があるのが実情です。

各世帯および個人宅の防犯対策にかかる費用への補助制度創設など、安心・安全な県民生活の実現に向けた施策を実行して下さい。例えば、地域の中小企業の施工事業者情報を、県が率先して発信し、県内の中小企業に発注した場合は高い補助率とするなど、地域の中小企

¹⁹当会会員経営者からは、支援施策の情報は現状は知らないが、もし分かれば積極的に活用していきたいとの前向きな意見が聞かれています。すでにメールマガジンや「ミラサポ」のサイトなど、さまざまなコンテンツで取り組んで頂いていますが、中小企業実情に鑑み、定期的な企業訪問などとも合わせて施策の周知に取り組んで頂きたいと考えます。

²⁰

愛知県警察 Web サイトより (<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/higaiboushi/shinnyu.html>)。

業の仕事づくり、活力向上と結び付けた取り組みを期待します。

(9) 優良中小企業認定制度の拡充を

- 1) あいちブランド企業や、ファミリーフレンドリー企業、あいち女性輝きカンパニーなど、頑張る中小企業を応援する施策の展開に感謝申し上げます。こうした施策は中小企業のチャレンジ精神やさらなる経営改善意欲を高めるものとなっています。今後は、様々な認定制度を束ね、地域社会全体に貢献する中小企業の存在を広く発信することを期待します。この意味で、「横浜型地域貢献企業」の認定制度を参考にしつつ、(一社)CSRコミュニティが中心となり取りまとめられた「愛知型『地域から愛される企業』認定基準」は注目されます。この取り組みが県下自治体も巻き込みつつ、広く普及・促進されるよう愛知県としての取り組みを期待します。
- 2) 健全な経営努力を通じて頑張る中小企業の一方で、悪質な事業所も存在しています。例えば、結婚相談事業です。少子化の大きな原因の一つである未婚・晩婚化の進展は、地域経済の持続可能性の面から見ても大きな課題となるなか、最近では地域活性化を目指し、官・民通じて「街コン」の開催などが広がっていますが、こうした流れに乗じた金銭の騙取、個人情報の売買などを行う事業者も散見されると聞き及んでおります。このような事業者が増えれば、他の健全に経営を行っている同業者にとっては大きな不利益となります。また、上記の業態に限らず、NPOなどでも、その内実が健全とはいえないものが混在していることから、不利益を被る事例が出ています。このように、各業種ごとに優良事業所を認定することは、昨今の状況から見ても有効ではないでしょうか。さらに、認定された事業所が公共施設等の利用を行う際には便宜が図られるなどの措置があることで、認定にむけたモチベーションも高められると考えられます。こうした事例に鑑み、健全な経営努力を重ねる中小企業を正當に評価する認定制度を現行のものに留まらず拡充して下さい。
- 3) こうした地域の優良な中小企業を「広報」で紹介するとともに、各自治体と連携し、当該町内会の「回覧板」を通じて県民に広く周知することも合わせて行い、地域の中小企業と地域住民を結び付ける取り組みを推進することを期待します。

(10) 地域の中小企業が安心して事業を営める環境整備の推進を

- 1) 中小企業の現場では、親会社からの有償支給材、あるいは無償支給材を保管、あるいはそれをを用いた加工を行うことが多くあり、なかには発火性のあるものや、機材関係では従業員が怪我を負う可能性のあるものなどを扱う場面が比較的多くあります。危険がともなうとはいえ、下請け関係のなかで中小企業の側から取り扱いを拒むことは、その後の取引にも影響が懸念されるため容易ではなく、できる限りの安全配慮を行いつつ操業しているのが実情です。

企業の社会的責任、従業員への安全配慮義務の観点から、事故などが起こらないよう注意を最大限払うことは事業者として当然の責任ですが、それでも不幸に見舞われる事例が後を絶ちません。そうなった場合、責任を問われるのは中小企業の側であり、膨大な事後処理や金銭的負担などを負うこととなります。こうした点に鑑み、過失度合いを考慮した上で、不幸にして事故に見舞われた際に頼ることのできる支援体制を県としても整えて下さい。
- 2) 県内各地で住工混在問題が生じています。当会会員企業からは、「準工業地帯に住宅が建ち、後から人が住み始めているにもかかわらず、もともと建っていた工場の騒音がうるさいと訴えられるケースが多くある。訴えられると企業が出ていかざるを得ない」、「準工業地帯で騒音値を超えていなくても、近隣住民から警察に通報が入り、苦情に困っている」との声が寄せられています。

周辺住民との良好な関係づくりは、地域に生きる中小企業として当然果たすべき役割ですが、努力を尽くしたにも関わらず周辺住民との軋轢が生じた場合は、当事者間だけでなく、「愛知県中小企業振興基本条例」の精神に立った仲裁体制を県としても整えて下さい。また、規制の範囲内であるにも関わらず、騒音等の問題が生じた際に、防音設備等に投資を行う場合への補助など、中小企業が近隣住民との共存・共生を図ることので

きるよう支援して下さい。

大阪府八尾市では、こうした住工混在問題について、行政サイドが民間ディベロッパー等の土地取得段階から今後想定される問題（騒音等）を明示し、かつ、その点を入居する住民に対しても伝えるなど、地域ぐるみでの合意形成を図る取り組みが行われてきています。地域の中小企業を育て、住民生活を向上させる観点からの積極的取り組みを期待します。

- 3) とりわけ名古屋市内に立地する中小製造事業者からは、事業拡大にともなう工場の拡張に適切な土地を見つけることができないため、企業の成長の足かせとなっている事例が出てきています。この背景には、民間ディベロッパーによる昨今の建売住宅の建設ラッシュにより、適当な土地があったとしても、宅地造成されていることがあります。

中小企業は、長年に渡り地域に根付き、また従業員の多くも比較的近隣から通っているため、離れた土地への移転は困難です。さらに、厳しい人手不足が継続するなかで、現在事業を営んでいる地域から遠方に移転を行うことで、既存従業員が働き続けられないこととなれば、事業継続そのものに関わる打撃となりかねません。また、拠点の分散化を図れば、生産性を引き下げることにもつながるため、企業競争力の減退も不可避です。こうした現状に鑑み、愛知県と名古屋市をはじめとする県下市町村との連携のもとで、土地利用計画の策定ならびに民間ディベロッパーの土地取得段階において、近隣事業者の新規投資の可能性の有無など、ヒアリング等をきめ細かにを行い調整を図る「事前考慮の原則」を確立し、確実に実行することを要請します。

(11) 個人のプライバシー権を最大限尊重するために、マイナンバーの利用範囲拡大は必要最低限に留めること

2016年1月より運用が開始されたマイナンバー制度は、世界の現状を見る限り、プライバシーの漏洩やなりすまし犯罪の多発も懸念されるものです²¹。2019年6月にデジタル・ガバメント閣僚会議で議論されている「マイナンバーカードの普及とマイナンバー利活用の促進に関する方針(案)」では、2021年3月より、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用することが言及されています²²。

また、現在進められようとしているキャッシュレス決済の普及と合わせて、マイナンバーカード情報と、個人の消費購買情報を結び付けることで生まれるビッグデータの利用など、民一民一官での情報の利活用が予定されていますが、個人のプライバシー権を最大限尊重する観点から、個人番号の利用範囲は必要最低限に留めるよう、国へ要請して下さい²³。

(12) 防災・減災の観点から、中小企業・小規模事業者の耐震対策特化型の支援を

当会会員企業の現場からは、「事業所の耐震に不安があるが、資金的に余裕がなく困難」との声が複数寄せられました。企業としての防災・減災措置は個々の企業努力、責任のもとで行うことが大前提ですが、この間中小企業、とりわけ小規模事業者が直面してきた売上単価の切り下げ、利益率の減少は中小企業の内部留保をギリギリまで削る結果を招いています²⁴。仮に大規模災害が生じた際、地域経済の復興に寄与するのは、地域の中小企業において他にはありません。この点に鑑み、中小企業・小規模事業者特化型の低利融資制度、あるいは補

²¹ 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（2012）「諸外国における国民ID制度の現状等に関する調査研究 報告書」を参照。

²² 日本政府デジタル・ガバメント閣僚会議（2019.06.04）「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針(案)」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai4/siryoul-2.pdf>)

同方針(案)での当該箇所は以下の通りです。

「令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。」(同方針(案)1頁)

²³ マイナンバー制度の拡張については、自由民主党 IT 戦略特命委員会 マイナンバー利活用推進小委員会会議資料（2015年5月27日）「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)」を参照。

²⁴ 中小企業庁「下請中小企業短期動向調査」によれば、1990年を100とした場合、2005年までに、受注額は26.5、受注単価は50.1までに下落しています。

助制度の創設を要望します。

(13) 商店街における中小小売業の事業活動機会の適正保証を

県下各地域において、商店街、中心市街地が存亡の危機にさらされています。このことは、以前から地域経済の発展、地域コミュニティの維持に極めて大きな危惧を与えるものとして論じられてきました。まちづくりの主体は商店街、中小企業、地域住民、地域行政であり、なかでもコミュニティ単位の地域内経済循環の保証には、地域の商店街における中小小売業が大きな役割を担っています。こうした点に鑑み、商店街における中小小売業の事業活動を適正に確保する基本ルールを定めるとともに、現行の大規模小売店舗の立地について再規制を図ることも含めた検討を国へ要請して下さい。

(14) 中小企業の事業活動に係る開示申請にあたり、事業者負担の軽減措置の実施を

建築業における建築許可・開発行為に関する書類など、中小企業が事業活動を行うにあたり申請がたびたび必要とされる行政文書の開示申請の軽減措置を講じて下さい。例えば、書類のデジタルデータ化の促進を図り、開示申請から検索、公開、閲覧までのリードタイム短縮などが考えられます。行政業務の効率化促進にもつながり、かつデータをクラウド上に保管することで、災害時に関係書類が散逸することを未然に防ぐことができるものと考えます。

(15) 現行の中小企業支援施策において、以下の諸点について改善を

- 1) 現行の制度では就業中に労働災害事故に遭い、何らかの障害を負った従業員を、その後も継続して雇用するために必要な企業内設備の整備・改修に関する支援制度は整備されていません。労働災害事故を未然に防ぐ企業努力は大前提としてありますが、不幸にもそうした状況に立たされた従業員が、働き続け、自立した生活を送り続けることのできるよう必要な制度設計を要望します。
- 2) 公設試験研究機関（以下、公設試）の設備充実、ならびにサービスの向上を積極的に推進して下さい。

地域の公設試は地元中小企業の技術向上、新技術開発にとって不可欠な施設であり、廃止、あるいは民営化することはその性質上そぐわないものです。利用者の多くを占める中小企業にとって、より使いやすく魅力的な施設としていくため、下記諸点において公設試の充実に努めて下さい。

 - ①設置設備の更新、新規導入を積極的に進め、現代の技術ニーズを満たし、試験に要する時間短縮を図ること。
 - ②土、日にセミナーを開催頂くなど、中小企業経営への配慮が進められているが、中小企業の公設試利用には依然難しさが残っている。開館時間の延長を図り、より多くの中小企業のニーズを満たす取り組みを強化すること。
 - ③試験費用の低減を図り、新技術開発へのハードルの引き下げを進めること。
- 3) 助成金支給にあたっては、申請後1カ月など一定の目安を設けて下さい。助成金の支給においては、行政の担当部署は膨大な事務処理をせざるを得ず、大きな負担を負っていることは理解していますが、苦しい経営状況を強いられている中小企業の実情に鑑み、処理の迅速化、ならびに支給までの目安の提示を要請します。
- 4) 施策利用にあたっての申請を行う際、中小企業の経営現場ではさまざまな専門家に外部委託することがあります。しかし、それぞれの専門家では、技術的な面での理解などに限界があるのが実情です。たとえば、ものづくりの現場を熟知したOB人材と各専門家とが連携して申請書類の作成を補助する制度など、限られた人員で施策申請せざるを得ない中小企業に配慮した取り組みを要請します。

(16) 児童養護施設出身者の初月の手元資金（生活費）を支援する制度の創設を

児童養護施設は、高校卒業と同時に退所しなければなりません。また、一般家庭と異なり、親からの援助を受けることのできない子どもは、施設退所後の自らの生活を成り立たせるために何らかの形で就職することが差し迫った課題となります。こうしたなかで、当会会員からのヒアリングには、就職した児童養護施設退所者の多くが、初月の手元資金（生活費）に

窮することが多々見受けられ、住居にも異なる実情があるとの声が寄せられています。こうした状況に鑑み、愛知県として児童養護施設出身者の初月の生活費を支援する制度を創設するとともに、同様の制度づくりを国へ要請して下さい。

(17) あいち産業労働センターの料金体系見直し、利用用途の拡張等戦略的利活用を

あいち産業労働センター（略称、ウイंकあいち）は、名古屋駅前という立地条件もあり、愛知県全域から最もアクセスしやすく、利便性の極めて高い施設です。その前身にあたる「愛知県中小企業センター」の時代から、県内中小企業の交流拠点として機能しているものと認識します。こうしたなか、下記諸点を要請します。

- 1) 「あいち産業労働センター」の名称に表れている、県内の産業労働の発展に資する団体等の利用に際しては、利用料金の低減を図るなど、本来の趣旨を反映した利用料金体系を整備すること。
- 2) その前身が「愛知県中小企業センター」にあることから、県内中小企業利用にあたっては、一定の優先策（機会、料金）を設けること。
- 3) ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）を参考に、県内中小企業の集積の強さと魅力を広く発信する中核拠点としての位置付けを明確にすること。
- 4) 「地域資源活用プログラム認定企業」、「農商工連携による6次産業化に取り組む企業」あるいは「経営革新」や「愛知ブランド」等の認定企業が出展、展示を行うことのできるスペースを常設すること。
- 5) 愛知県内自治体が独自に利活用することができるスペースを設けること。

(18) 農林水産業の健全な発展に向け、以下の諸施策の推進を

愛知県においては、「食と緑の基本計画 2020」が策定され、県内農林水産業の振興と発展に向けた取り組みが進められていることと思います。豊かで安心な県民生活、農林水産業の強化に向けて、下記取り組みを期待します。

- 1) 当会会員（水産加工業）からは、「海苔の養殖漁場（伊勢湾、三河湾）において、特に冬場の栄養が不足しており、海苔の品質低下に影響している。アサリも同様である²⁵⁾」との声が寄せられています。こうした状況の克服に向け、兵庫県（瀬戸内海）では、下水処理場で使用する次亜塩素酸の使用量を冬場のみ抑え、窒素とリンの排出量を増やす取り組みが行われ、その有効性が実証されています。この例に鑑み、県内水産業の発展に向け、“きれいな海”ではなく、“豊かな海”を実現する取り組みが進められることを期待します。
- 2) 愛知県は歴史ある世界トップクラスの品質の海苔生産地です。しかし、高齢化・後継者不足などにより、年々生産者が減少しているのが実情です。特に西三河地域は、非常に良質の海苔が採取できる産地にも関わらず、危機的状況に陥っています。生産者・漁業組合・商社・行政とが連携し、魅力ある地域資源を復活させるための取り組みを進めることを期待します。さらに、産業として魅力も将来性も見込めることを、学校教育等を通じて、若者に積極的に伝えていく対策を講じることを要請します。
- 3) 省エネルギー技術の導入、木質の窓枠などエネルギー・シフトの観点から、未利用材など地域材の活用や木材利用が進められるとともに、CLT（直交集成板）など、新たな製品・技術の開発・普及や取り組みが促進されるよう、設計者・技術者・担い手の育成を、愛知県として積極的に推進することを求めます。
- 4) 農業ならびに農産物加工等を営む当会会員からは「お客様（小売業界、特に大手量販店）の力が強すぎ、価格交渉の余地がない。暗黙の『優越的地位の濫用』がまかり通っている。コスト削減も限界を超えている²⁶⁾」との声が寄せられています。食の安全は、県民生活にとって不可欠な要素であるとともに、いたずらな低価格化は、健全な産業の発展にマイナスの作用を及ぼしかねません。中小企業の納入業者と第三者の協議のもとで、適正な必要経費を価格転嫁できる制度を整えるなど、地域の生産者を保護・育成する政策展開を国へ要請して下さい。

²⁵⁾ 前掲、「2019年度政策提言に関するアンケート」より。

²⁶⁾ 前掲アンケートより。

(19) 電力関連の波及事故防止対策への支援を

落雷や自然劣化、鳥獣・樹木接触などを原因に、事業所が設置している高圧受電設備で電気事故が発生したことにより、変電所の保護装置が異常感知することで配電線が停電する波及事故が生じることがあります。2011～2017 年度に中部地区で発生した波及事故は、220 か所に及んでいると聞き及びます²⁷。波及事故が生じれば、同一の変電所を介して送電される電力を利用する一般家庭のみならず、地域の様々な企業、施設、インフラにその影響が発生し、場合によっては人命に関わる被害も出かねません。

地域の中小企業にとって、自社の設備が地域社会に対して害を加えることのないよう、適切な保守・管理を行うことは責務でもあります。高圧設備の耐用年数が比較的長期に渡るため、保守・管理が後回しになっていることも考えられます²⁸。こうした状況に鑑み、下記支援措置を講じて下さい。

- 1) 波及事故防止にあたっては、中部近畿産業保安監督部等によって構成される、自家用電気設備事故防止対策連絡会が啓発チラシ等を作成し、広報活動にあたっていますが、愛知県としても県内事業所に対して積極的な啓発活動を推進して下さい。
- 2) 更新推奨時期を前倒して設備の改修を行う県内中小企業に対し、補助措置を講じて下さい。

²⁷ (一財)中部電気保安協会の調査による。

²⁸ 高圧設備の各機器の更新推奨時期は下記ようになります。いずれも自家用電気設備事故奉仕対策連絡会「波及事故を防止するために【区分開閉器編】」掲載内容からの転載です。

高圧交流負荷開閉器：10年または負荷電流開閉回数 200回(屋外用)

15年または負荷電流開閉回数 200回(屋内用)

GR付開閉器の制御装置は使用開始後 10年

高圧CVケーブル：15年 ((一社)日本電線工業会調べ)

交流遮断器：20年または規定開閉回数

高圧進相コンデンサ：15年

高圧配電用変圧器：20年

避雷器：15年

Ⅲ 提言事項

2015 年末、愛知県においては 2016 年から 2020 年までの 5 カ年を目標年次に定めた「あいち産業労働ビジョン 2016-2020」が、「あいちビジョン 2020」の実行計画として策定されました。当会からも数多くの意見をくみ取って頂くなど、計画そのものとしても、また「愛知県中小企業振興基本条例」施行後初めての 5 カ年計画である面でも感謝しております。また今年度より「愛知県次期産業労働計画（仮称）」の策定作業が始まるにあたり、後継する本計画に「においても、この間の県内産業を巡る情勢変化を踏まえつつ、条例の精神が明確に活かされ、中小企業にとってより意義深く、かつ県内中小企業の力を最大限発揮できるものとなることを期待いたします。こうした見地に立ち、下記の諸点について提案を致します。

1. 「愛知県中小企業振興基本条例」の理念の全面的実践を

(1) 県の政策や法規において、中小企業への影響が事前考慮された上で立案、実施する原則の確立と実践を進めること

米国では「規制柔軟法（RFA）」により、連邦省庁が新たな規制案を提出する際に、その規制が中小企業に及ぼす影響を考慮し、中小企業にとって負担が少なく、かつ同等の効果のある代替案の分析を行い、分析結果を公にしてパブリックコメントを求めることが定められています。これは「EU小企業憲章」における“Think small first（小企業を第一に考えよ）”の精神にも通じるものです。

2010 年閣議決定の「中小企業憲章」でも、この点は「中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす²⁹」と明記されています。愛知県においても 2012 年に公布・施行された「愛知県中小企業振興基本条例」を生かし、この原則を確立し、同時にその実効性を担保するための部局横断的かつ、地域の中小企業家などが参画する、ひらかれた会議体の設置を提案します。

(2) 中小企業の実態把握をダイナミックに推進すること

近年、愛知県では中小企業の現場の声をヒアリングする「車座集会」を開催頂き、当会へも多数足を運んで頂いています。こうした取り組みは、中小企業への影響を事前考慮する前提となる「中小企業の実態把握」にあたり、アンケート、試算等だけに頼らない取り組みとして意義深いものと考えております。今後もこうした取り組みを継続的に実施頂くとともに、一部の行政職員だけでなく、より多くの職員が現場の声に触れる機会を持てるよう取り組みの輪が広がって頂きたいと思っております。また、東京都墨田区や愛媛県東温市が実施した中小企業全事業所を対象とする悉皆調査などに取り組みが拡張されていくことを期待します。

(3) 「愛知県中小企業振興基本条例」を生かし、愛知県版「地域再投資法（CRA）」を制定すること

アメリカの「地域再投資法（Community Reinvestment Act）」は、1970 年代から深刻化したインナーシティ（低所得層の住民が居住するスラム化した中心市街地）問題の解決を目指し、金融機関に地域への資金還流（貸出）を要請する規制法として 1977 年に策定され、現在でも取り組まれているものです。インナーシティ、あるいは小企業への融資誘導が功を奏し、中心市街地に賑わいを呼び戻し、かつ金融機関の収益性も非常に好調なものとなりました。

日本においてもこうした政策導入は、地域の中小企業の地域への再投資を促進し、かつ雇用の拡大、さらには需要の創造につながり、地域の振興につながるものです。現在は、各金融機関の地域金融への貢献に向けた取り組み状況について、各々のディスクロージャー集は公開されているものの、共通した項目設定がされておらず、情報が正確、かつ容易に比較できないため、金融機関を地域住民自身が見極めることを困難にしている点が問題と考えられます。

金融機関自身から地域金融への積極的姿勢を引き出すには、さしあたりこの CRA の精神に立った第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が有効であると思われれます。金融

²⁹閣議決定（2010）「中小企業憲章」より。

庁の地域金融改革でも、地域金融機関の地域への貢献度を測るベンチマークが、2016年より導入されたなか、「愛知県中小企業振興基本条例」の具体化の一步として、たとえば優秀な地域金融に取り組む金融機関の評価・公表や表彰制度などの整備を、愛知県としても進めて下さい。また、金融庁へ各金融機関から集めた情報を、客観的な評価が可能な一覧性のあるかたちでwebページ等のかたちで公開するよう愛知県としても後押しして下さい³⁰。

(4) 恒常的に県の中小企業政策を総合的に実行する体制整備を行うこと

閣議決定された中小企業憲章の基本原則では「一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する」ことが打ち出されています。中小企業は大企業と異なり、現在の自由競争市場では多くの面に対等の競争関係に立つことが困難であるのが実情です。現場の中小企業の声が反映された、真に効果的な政策・施策が立案されるよう、最大限の努力を期待します。この認識の上に立ち、中小企業に関わる政策の総合的な実行を担保する体制整備について、下記事項を要請します。

- 1) 愛知県庁の組織改編にともない、2019年4月より中小企業部が発足しました。県において中小企業を重視する姿勢の表れと歓迎しております。その上で、数も多く、その内容も多岐にわたる県内中小企業の積極的支援を「愛知県中小企業振興基本条例」の具体化として一層進めていくために、愛知県の中小企業部の機能拡充と、中長期的視点に立った人材戦略が講じられることを期待します。
- 2) 中小企業に関わる課題は、さまざまな要因が絡み合っていることが多く、既存の組織部署個々での対応には限界があります。また、組織の間隙にはまり、見過ごされてしまう問題もあります。その意味で、対応する問題や政策課題に応じて、必要な既存部署同士をつなぎ合わせて対処していくことが有効と考えられます。既存組織の固定概念に囚われない政策の立案・実行体制の構築を要請します。

(5) 各自治体の実施する、地域内中小企業の現状と課題を把握する取り組みを支援すること

各自治体が中小企業の現実と課題を把握し、的確な施策を実施するためには基礎的な調査が不可欠です。しかし、現在行われている基礎的調査は大手調査会社等によって行われ、定量的調査に偏っている点が懸念されます。

この点に鑑み、各市町村の実施する定量・定性両面からの全事業所調査を積極的に支援するとともに、国に対しても呼び掛けて下さい。

また、調査を実施する際は、地域の大学等の教育研究機関との連携のもと地元の大学生・大学院生などに協力を求め、中小企業と地域に調査者が関心を持つ教育的機会となるよう県として最大限の取り組みを行って下さい。

(6) 統計データの利活用を促進するための環境整備を進めること

企業が経営戦略を立案する上で、適切な現状把握を行うことは非常に重要です。その際に有効なものの一つに、各省庁、自治体が保有している統計データがあります。

しかし、多岐にわたって行われている統計調査のデータを利活用するには、各組織ごとに管理がなされている現状は、中小企業にとって使いづらいのが実情です。国が運用している地域経済分析システム（RESAS）は、その点で有用ではありますが、依然として不十分さは否めません。

こうした状況のなか、宮崎県では「新統計BOX」と呼ばれるシステム開発を行っています。このシステムは「誰でも簡単に統計データを取得、分析ができるWEBサイトを構築し、県民や職員のデータ利活用に関する利便性の向上及び政策立案能力の向上を図る」ことを目的としており、すでに宮崎県職員自らがプログラミングを行った試作版が公開され、注目を集めています³¹。

³⁰地域経済に対する効果として、由里宗之教授（中京大学）は預貸率の低い地域においては、貸出額増進効果があり、特に名古屋都心諸区以外の県内ほぼ全域がそれに該当するため、相当の効果が期待できることを指摘しています。さらにCRAでは、個別金融機関ごとの地域的預貸率が評価されるため、メガバンクに対しては中小企業を中心とした貸出先、貸付額の増強策が社会的にも要請されることが考えられることを指摘しています。

³¹ 新宮崎統計BOXの試作版は以下のURLで見ることができます。

これからの時代、統計データの利活用が果たす役割は、官民双方にとってますます大きなものとなります。愛知県としても、宮崎県の事例を参考にしつつ、統計データの利活用を促進する環境整備に取り組んで下さい。

(7) 有効な産業政策の基礎データとなる産業連関表を、各自治体で整備するよう働きかけること

世界規模で生じる経営環境への影響を抑えるには、地域の自立性を高める地域内再投資力の向上、それにとまなう内需主導型経済への移行が不可欠です。数ある統計データのなかでも、各市町村レベルでの産業連関表の作成、分析は、地域経済の実態を把握し、政策に展開していく上で大きな役割を果たします。

この点に関して、地域の大学等の教育研究機関と連携し、地元の大学生・大学院生に協力を求め、中小企業と地域に調査者が関心を持つ教育的機会としながら取り組みを進めるよう働きかけるとともに、必要な支援を展開して下さい。

あわせて域内波及効果を算出し、これを拡大する、さらには「地域内再投資力³²」の拡大という視角からの県内経済ビジョンの評価・検討を行って下さい。

(8) 地域経済への波及効果を高める中小企業を特定し、戦略的地域経済発展政策の立案・実行を進めること

地域経済に対する経済的波及効果を生むことができるのは、地域外から稼ぐ力を持った企業です。地域の疲弊が深刻化するなかで、全国の自治体では「域外から稼ぐことのできる企業」の育成が焦眉の課題となっています。経済産業省は、「地域未来牽引企業」を選定し、愛知県からも複数社が採択されています。この制度のスキームを基本としつつ、県内中小企業のなかから「域外から稼ぐ力を持った企業（仮称）」、ならびに域外から流入した所得を循環させる役割を担う「域内循環創出型企業（仮称）」を県内中小企業のリスト化と公表を行って下さい。同時に、循環型地域経済を高い次元で実現するための地域経済発展戦略（ビジョン）の立案・実行を期待します。

(9) 市町村における「中小企業振興を目的とした条例」策定を支援、並びに促進すること

県下市町村への「中小企業振興を目的とした条例」の制定を、県としても積極的に推進し、県下自治体の担当職員への研修等、必要な支援を行って下さい。また、地域の特色ある産業政策や中小企業政策、及び地域環境の課題に応じた独自の地域政策が行えるよう、条例制定への働きかけとともに、必要な支援を各市町村に対して行って下さい。

(10) 伝統産業や地場産業に対する地域ビジョンや政策理念を明確に打ち出すこと

一般の産業政策に埋没させず、伝統産業や地場産業を地域の文化としてどう継続的に発展させるのか、愛知県としての姿勢を明確にして下さい。

焼き物、絞り、七宝、和紙などの伝統工芸や抹茶、瓦、繊維などの地場産業、地の物としての農林水産物および加工品など、産地力のある多くの業種や地域資源が、グローバル化の進展や産業構造の変化に伴い、産業としての維持、文化の継承が大きく阻まれています。このように、愛知県は芸処としても有名な土地柄であるにも関わらず、地域の重要な文化資源が今まさに失われつつあります。

グローバル化が進展するなかで、地域オリジナルの資源の存在価値や意義を明確に打ち出すことで、愛知県の魅力を世界に発信できるとともに、新たな産業のシーズとなり得ます。地域産業集積や生活文化の厚み、本物の技術、持ち味などを育成して、画一的なありきたりなものではない産地政策を進めて下さい。

(11) 愛知県の伝統産業を体験する施設を創設すること

数ある愛知県の伝統産業を体験し、工芸品や地場の食料品を購入することのできる施設の創設を提案します。

<https://mtoukei.github.io/statbox2/dist/>

³² 「地域内再投資力」については、下記を参照下さい。

岡田知弘（2005）『地域づくりの経済学入門 地域内再投資力論』自治体研究社

前例としては、岩手県盛岡市の「盛岡手づくり村³³」が挙げられます。様々な愛知県の伝統産業を集積させ、かつ体験することのできる環境は、観光などのレジャー的要素を發揮するとともに、地域の小・中学生などの社会科見学などに積極的に活用することにより効果的な学習の場となることも期待できると考えます。

(12) 県下各自治体と連携し、それぞれの地域性を生かしたビジョン策定を後押しすること

「あいちビジョン 2020」において、地域づくりを県内の各地域に区分して記載されている点は、当会としても大いに賛同することです。しかしながら、その枠組みは非常に大きなものであるため、それぞれの特殊性を生かし、かつきめ細かな政策対応を進め、地元へ根差した経済の活性化を図ることは難しいように見受けられます。さらに地域の特殊性・個性を活かすことなしには、その地域の住民生活、地域文化をより高次に引き上げることは困難でしょう。こうした点に鑑み、2019年度より策定が開始される次期ビジョンでは、現在の県内を少なくとも「尾張西部」、「尾張東部」、「尾張南部」、「名古屋市内」、「西三河地域」、「東三河地域」に細分化し、それぞれの地域性をつぶさに見たビジョンの策定を各自治体、地元中小企業、住民とともに進めることを要請します。さらに、「名古屋市内」に関しても、各区ごとに違いがあります。名古屋市とも連携しつつ、そうした個性を生かすビジョン策定を期待します。

(13) 「あいちビジョン 2020」の推進にあたっては地域のさまざまな主体が連携して関わることのできる体制を整えること

「あいちビジョン 2020」の推進に関して、年次レポートによる進行管理が記載されています³⁴。しかし、その取りまとめにあたる体制はどのようなものが予定されているのかが不透明です。より実効的にビジョンを機能させていくには、地域の幅広い層（市民、研究者、経営者、団体など）による意見交換の場が不可欠であると考えます。地域の知恵を集め、本当の意味で地域のさまざまな主体の連携が図られるビジョンの推進体制の構築を要請します。

(14) 「愛知県次期産業労働計画（仮称）」の策定にあたり、きめ細かに地域の実態を吸い上げ、政策、施策へ反映させる仕組みを整えること

「あいち産業労働ビジョン 2016-2020」の実行にあたっては、計画の進捗をフォローアップする会議体が設けられてきましたが、年1回の会議では時間的にも制約が多かったのが実情です。次期計画では、地域の中小企業家、労働者、県民が広く意見を述べ合い、主体的に関与していくことのできる場を課題別、地域別に設定した「地域産業労働会議（仮称）」など、地域や中小企業の実態をよりきめ細かく吸い上げ、政策に反映させる仕組みが構築されることを期待します。

(15) 「産業」のための人材育成ではなく、地域社会全体へ寄与する人材育成への転換を

「産業人材の育成」の観点から、現行の「あいち産業労働ビジョン 2016-2020」の大きな柱として打ち出されました。中小企業に限らず、経営、ビジネスにおける要諦は人材にあります。この意味で、今回のビジョンは、その根幹に大きく踏み込んだものと評価しております。

こうした観点が、次期計画にも引き継がれることを期待するとともに、「産業のための」

³³盛岡手づくり村は、盛岡市が中心となった近隣の市町村、商工会等、地場産業組合からなる財団法人盛岡地域地場産業振興センターと14の工房がひとつにまとまった協同組合盛岡手づくり村と南部曲り家を所有する盛岡市の3組織で構成されている全国でも例のない複合施設である。財団や行政という官の持つ公益性と協同組合が持つ柔軟な民間性を併せ持ち、互いの良いところを運営に活かして日頃から盛岡地域の地場産業の振興発展と観光振興に取り組んでいるwebサイトでは、この取り組みの意義を次のように述べている。

「盛岡手づくり村では一流の職人集団が日々本物の品物を造り続けています。みなさんはその製作風景を目の当たりに見ることが出来ます。毎日工房で繰り広げられる卓越した職人の技や制作作業のひとつひとつに拘った作品にきっと胸躍ることと思います。また、時として職人から作品や作業についてなど色々な話を聞きながら、自分にあった品物を購入することもできるのです。更には、実際に職人の手ほどきを受けて自分でも「ものづくり体験」ができ、ものづくりの楽しさ、作品に対する愛しさなどの感動に触れることができることでしょう。

私達、盛岡手づくり村で働く者たちは、これが訪れていただいたみなさまに「還元」できる大きな意義であると考えています。」(http://tezukurimura.com/main/)

³⁴愛知県知事政策局企画課(2014)「あいちビジョン 2020」104頁 (http://www.pref.aichi.jp/0000070467.html)

人材育成に留まらず、「地域社会全般に寄与できる」人材育成への展開、そのなかでの地域中小企業の持つ教育力を開花、活用することのできる制度的整備などの充実が図られていくことを求めます。

(16) 「愛知県中小企業振興基本条例」を、中小企業家のみならず、全県民へ広げること

「愛知県中小企業振興基本条例」では、各主体の役割を明確に位置付けるとともに、幅広い関係者の連携のもとに中小企業振興を図ることを基本理念として掲げています。

先行する八尾市では、市民向けに条例の解説資料を作成し、条例を全市民に広めるため、地域の自治体経由で全市民を対象に「回覧板」を回す取り組みが行われました。

とりわけ、2019年より毎年7月20日が「中小企業の日」と定められるなか、愛知県においても、同日の制定を、全県民に向けた中小企業が社会に果たしている本当の姿を積極的情報発信する取り組みを行うなど、条例への認識を広めて下さい。

(17) 中小企業に関する授業用教材を整備し、「愛知県中小企業振興基本条例」の実質化を推進すること

人材は中小企業経営における要諦です。しかしながら、日本社会に根深い大企業信仰により、中小企業では人材確保に苦心し続けています。この点は、中小企業に対して偏った認識が大きいことに一因があると考えられます。この点に鑑み、日本経済、ならびに愛知県において中小企業の果たす社会的、経済的、文化的役割を学ぶことのできる学習用教材を製作し、学校教育段階からの中小企業教育を進めて下さい。

八尾市では教育委員会が中心となって地元中小企業の役割を学ぶDVDを作成し、市内各小学校の授業で2012年からその活用が進んでいます。健全な中小企業観の育成は、将来にわたる中小企業の人材確保を保証するとともに、多様な人材を地域の重要な資産として生かすことにつながります。

また、愛媛県松山市では、「松山市中小企業振興基本条例」に基づき設置された、松山市中小企業円卓会議が、松山市、研究者、教員、経営者等の協力のもとで「未来デザインゲーム～なりたい自分になるために」と呼ばれる小学校の授業教材を作成し、2016年より市内の小学校の授業で実際の活用がスタートしています。こうした先進事例にならいつつ、愛知県においてもこのような学校教育の早期からの健全な中小企業観や職業観・就業観の育成に向けた取り組みを期待します。

(18) 「愛知県中小企業振興基本条例」の進捗を地域の各主体が連携して確認し、今後の進め方を検討するフォーラムを開催すること

「愛知県中小企業振興基本条例」の具体化に向けては、県内中小企業者、住民、行政、金融機関、教育機関などさまざまな主体が連携した取り組みが不可欠です。中小企業を中軸に据える理念のもとで政策展開を進めてきた欧州では、EU小企業憲章の進捗を管理するため、毎年のフォローアップ会議を加盟各国の連携で開催し、取り組みの進捗確認、ならびに今後の方向性の検討を行ってきた経緯があります。また、日本においても横浜市では、「横浜市中企業振興基本条例に基づく取組状況報告書」を部局横断的に作成し、議会での議論に活かすなど、条例に基づく自治体の中小企業政策の総合的検討が継続的に取り組まれています。

例えば、愛知県においては、県内の各主体に広く呼び掛けた「愛知県中小企業振興基本条例」を検証するフォーラムの開催を通じ、幅広い層の議論に基づいた報告書を「愛知県版 中小企業白書（仮称）」として作成し、広く情報発信するとともに、継続的取り組みに活かすなどが考えられます。ぜひ県を挙げての取り組みを期待します。

(19) 中小企業当事者の声を反映し、実態を適正に表す政策評価指標の構築に取り組むこと

近年、政策評価についての関心が高まっています。しかしながら、国、地方自治体ともに政策の評価指標として設定されるKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）のみで、実際の政策効果を適切に示すことは困難なのが実情です。こうした現状に鑑み、中小企業当事者の声を反映させた政策評価指標構築の取り組みを愛知県として取り組み、全国へ発信することを期待します。

2. 「中小企業憲章」を国民に広げ根付かせ、その内容の実現を

(1) 中小企業憲章を国会決議するよう、積極的に国へ働きかけること

2010年6月18日に「中小企業憲章」が閣議決定されました。しかしながら、あくまで閣議決定であり、政府内での申し合わせの域を超えるものではありません。真に創造的で持続性に富む経済社会の実現には、中小企業政策の基本となる価値観の転換と、その拠って立つ理念の確立が不可欠です。

日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業（自営業を含む）の役割を高く評価し、豊かな国づくりの柱に据えることを国民の総意として「中小企業憲章」を国会で決議し、現行の中小企業基本法をはじめとした諸法令を整備充実させる指針とするよう国へ要請して下さい。

(2) 中小企業庁の中小企業省への昇格、中小企業担当大臣の設置を国へ積極的に働きかけること

「中小企業憲章」の目的を実現するためには、各省庁に広がる中小企業に関わる政策課題を省庁横断的に検討し、総合的な政策を推進する体制が必要です。これを可能とするため、政府が「中小企業担当大臣」を設置し、さらに中小企業庁の中小企業省への昇格を行うよう、国へ積極的に働きかけて下さい。

(3) 中小企業憲章の実効性を担保するため、省庁横断的機能を発揮する会議体の設置を積極的に国へ働きかけること

中小企業憲章の制定過程と制定後の進捗状況を検証するため、中小企業をはじめ、国民の意見を確実に反映させる場として、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置するよう、積極的に国へ働きかけて下さい。

(4) 「中小企業の日」の制定にならい、中小企業への正しい認識を、県民に広く根付かせる取り組みを県として行うこと

2019年より、毎年7月20日が「中小企業の日」と定められました。国連でも、6月27日を「中小企業の日」と定めるなど、世界的に中小企業を重視する姿勢が鮮明化しています。愛知県においても、こうした時代を認識し、さしあたり国の定めた7月20日から、愛知県中小企業振興基本条例の施行された10月16日までの期間を目安に、①中小企業への理解を深める、②県内中小企業の魅力を発信する、③中小企業で働くことの意味を考えることを念頭に、例えば、上記期間に県内の各学校では、校区内企業の一斉訪問見学を開催することや、一般県民向けには、中小企業を題材にした演劇や落語、TVドラマの放映など、多彩な取り組みを県として推進して下さい。

3. 中小企業の採用・定着支援の一層の強化を

(1) 「若者雇用促進法（青少年の雇用促進等に関する法律）」への中小企業の対応を後押しすること

少子化に伴い、労働力人口が減少する中、若者が安定した雇用の中で働きがいを持って仕事をすることは、個人にとっても企業にとっても重要な課題となっています。他方で、雇用を担う企業、とりわけ制約の多い中小企業において若者の活躍できる環境整備を十分に行えるよう取り組み推進と支援を期待します。

例えば、現在愛知県内におけるユースエール認定企業は18社（2019年4月22日時点）とまだまだ少数に留まっています。今後はより多くの企業が認定に向けて前向きな自助努力を行っていただけるよう、各社の課題の掘り起こしから改善に対するアドバイザー派遣やハンズオン支援を期待します。

(2) 若者の健全な中小企業観の醸成を推進すること

中小企業の多くは若者の採用意欲が高い一方で、学生などの若者には、いまだ大企業・公務員志向が根強くあります。優れた中小企業であっても人材確保難は深刻な状況となっております。

り、人手不足倒産も過去最高水準に達しています。

中小企業が日本の経済・社会に果たしている役割、中小企業で働くことの可能性など、若者が就職先を検討する段階でフラットに自らの生き方を考えられる材料提供を学校教育段階を通じて行って下さい。

また、中小企業憲章にある「人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実」を実質的に進めていくためにも、企業の魅力を積極的に発信し、採用や若者の教育につなげる取り組みを、愛知県の産業人材育成の取り組みを通じて一層促進して頂くよう期待します。

(3) 就職活動と連動した、一部のインターンシップに対する対応を行うこと

そもそもインターンシップとは、夏季や冬季などの一定の休暇期間を使い、職場が学生を受け入れ、社会人体験や仕事体験をさせることにより、学生の教育に資することを目的としたものです。2000年以後、日本においてもインターンシップが盛んに行われるようになり、当初からは間口が大きく広がり、多くの学生が在学中に社会に触れる機会として定着しています。

こうした点は、前向きに捉えるべきものですが、他方で、1日～3日程度の極めて短期間のインターンシップが広く行われています。ここでは、本来の職場体験ではなく、企業説明会や就職セミナーの色彩を帯びたものとなっていることが多く、学生自身が自らの将来を選択する力を育てることを目的とした本来のインターンシップの位置づけから大きく外れたインターンシップが広がっています。

さらに、この短期インターンシップを含め、インターンシップが採用の一手段とされつつあります。インターンシップが実質的な就職活動のスタート的位置づけ、となり、職場体験の大義名分を謳いながらも、本来の姿とは全く異なったものとなっています。そのため、就職活動の「結果としての」早期化を生じさせています。

こうした現状に鑑み、以下の諸点について愛知県として取り組むとともに、国へ要請して下さい。

- 1) 学生のキャリア教育を目的とするインターンシップと、企業説明会などの実質的な就職活動的位置づけのものとを明確に峻別するとともに、学生のキャリア教育を目的としたものについての認証制度を創設して下さい。
- 2) 就職活動の色彩の強いものについては、実施時期を企業説明会が解禁される3月1日以後に実施させるよう要請します。

(4) 企業の採用活動の明確なルール形成等に関する取り組みを進めること

2018年、中西宏明氏（日本経済団体連合会・会長）が定例記者会見で表明し、その後実行された「就活ルール」の廃止には大きな懸念を抱いています。確かにこの間の企業の採用活動は極めて厳しい状況です。しかし、「学生の本分である勉強よりも就活の方が早くなるのは、やはりおかしい」との安倍晋三首相の発言にもあるように、本来的に学生に保証されなければならないのは、自由に学ぶことのできる時間と環境であり、社会にはそれらを守る義務と責任があります。この問題について、以下の諸点を求めます。

- 1) 厚生労働省は、3月1日より採用に関する広報活動を解禁し、採用選考活動は6月1日以降としています。さしあたり県内中小企業で、この取り決めの遵守を誓約する企業をリスト化し、「学生の学びを保証する優良企業（仮称）」として認定し、全国の大学等の就職関係部署へ愛知県として通知して下さい。
- 2) 2018年よりハローワークでは、これまでより2カ月早い4月1日より求人公開となりましたが、それでも民間企業の運営する就職活動支援サイト（就活サイト）に比べて1カ月の遅れがあります。資金的制約もあり、中小企業の多くは、ハローワーク経由の採用活動を行っているなか、就活サイトよりハローワークの求人情報公開に遅れのある現状は、中小企業が人材確保を進める上で不利に働きかねません。この点に鑑み、ハローワークの求人情報公開も3月1日からとするよう、国へ要請して下さい。
- 3) 就職活動ルールの廃止や通年採用の拡大で、新卒採用の早期化が進むことは、中小企業にとっての人材確保を一層困難としかねません。また、明確な日程やルールがなくな

ることで、学生側にも混乱をきたしかねず、学生の本分である学業が疎かになる恐れもあります。企業、学生、大学の幅広い代表が参画し、望ましい就職活動に関するルールを形成するための場づくり、学生や中小企業の実態が反映されたルール形成を行うよう、国へ要請して下さい。

(5) 奨学金を背負った若者を雇用し、支援する中小企業を後押しする制度を創設すること

親世代の雇用の不安定化や貧困化、学費の値上がりが進むなかで奨学金を受給しつつ学ぶ学生が増加しています。卒業時には、一人平均 600 万円の返済義務を負うとも言われています。

こうしたなか、兵庫県は、奨学金の返済を抱える若者を雇用する中小企業に対し、返済額の一部を補助する新制度を 2016 年 10 月よりスタートさせました。また、愛知県内では瀬戸市も取り組みを始めています。愛知県としても奨学金を抱える若者を雇用し、その返済を支援する県内中小企業を後押しする制度を創設して下さい。

(6) 若年者の就労支援の抜本的強化を図ること

15～39 歳の労働力人口のうち、家事も通学もしていない若者無業者は依然として 77 万人 (2016 年) 前後で推移しています。若者無業者の就労を支援することは、人材不足解消への一助となるだけでなく、所得格差や社会保障制度の将来にも大きな影響を与えるものと考えます。デンマークでは、職業訓練プログラムと失業給付制度を充実させることで、職とスキルのミスマッチの減少を達成させています。

こうした点に学び、若者に対する職業訓練と失業給付制度等のセーフティネットの充実を図り、よりきめ細やかな若者の就労支援策を愛知県として実施することを期待します。

(7) 中小企業の労働環境向上に向けた、段階的認定基準を整備すること

政府の「働き方改革」の推進に則し、愛知労働局では「AICHI WISH 企業認定制度」と呼ばれる特別プログラムの実施が予定されています。これは、働き方改革の推進度合いを★で表示することで、取得している★の数に応じて求人の際の優遇措置を受けることができるというものです。前向きに労働環境整備に努力する企業を後押しするものとして期待される一方で、中小企業ではその認定基準達成が困難な一面があります。

こうした点に立ち、愛知労働局と連携し、企業規模に応じて細分化された条件を設定し、「AICHI WISH 企業」の認定基準に達することのできなかつた企業をすくい上げ、インセンティブを与えるとともに、そうした企業が AICHI WISH の認定基準を将来的に達成していけるような段階的発展プログラムを愛知県として設けて下さい。

(8) 労働者派遣の本来の意味に立ち返りつつ、派遣労働者の雇用安定の徹底等について国へ要請すること

2015 年の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (以下、労働者派遣法)」の改正にともない、2018 年より特定労働者派遣事業が廃止され、一般労働者派遣事業に一本化されました。2015 年の法改正の背景は、特定労働者派遣は、派遣元企業との「常時雇用」が条件となっているにも関わらず、「常時雇用」に法律的定義がなされていないために、現実には契約社員の名目で 3 カ月単位や 6 カ月単位などの有期雇用契約を繰り返す行為が横行するなどしたため、派遣労働者の立場がむしろ不安定になっていたことがあると聞き及びます。しかしながら、今回の特定労働者派遣事業の廃止は、偽装請負問題の再浮上など、多分に懸念が残るものです。

こうした点に鑑み、労働者派遣のそもそものあり方について下記事項を国へ要請して下さい。

- 1) 労働者派遣は、1985 年に労働者派遣法が制定されるまでは、「職業安定法」によって厳格に禁止される「間接雇用」に該当します。現状、「労働者派遣」は日常的に使われるようになっていますが、あくまで「例外的に」認められている働かせ方であるという基本的視点を改めて明確にし、関連する諸議論の前提として下さい。
- 2) その上で、不本意に派遣労働者の立場に置かれている労働者が相当数存在することを

前提に置きつつ、正社員化を原則に置いた制度検討を、派遣労働者自身の声を広く聴きながら行うよう国へ要請して下さい。

- 3) 労働者派遣事業において、労働者の置かれる労働環境は、派遣先企業に多分に左右されます。この点に鑑み、派遣元企業および派遣先企業に対する監督強化を徹底することを国へ要請して下さい。その上で、派遣先企業に対して、①受入状況や派遣労働者の労働環境、業務状況などについて監督・検査・是正勧告・処分措置を担う第三者機関を設置・確立するとともに、検査を受けた派遣先企業の評価結果については、国際的な人権重視の流れに対応するためにも、広く海外も含めて公表すること、②受け入れている派遣労働者の労働環境・条件に問題が見受けられる企業については、その度合いに応じて是正・指導措置を徹底する体制整備を行うこと、③②において、是正・指導を受けた派遣先企業の体質改善状況については、その後の進捗・結果を随時公表するなどの措置を講じて下さい。
- 4) 現在の日本の採用慣行は、新卒一括採用が主流であり、学校卒業時に正規雇用の職を得ることができず、非正規雇用職に就職した若者は、必要な社会人教育を十分に受けることができず、非正規雇用の立場に留め置かれる実情があり、こうした人たちに対する再チャレンジ支援が行き届いていない現実があります。こうしたなか、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019（骨太の方針 2019）」に「就職氷河期世代支援プログラム（3年間の集中支援プログラム）」が盛り込まれるに到っています。これまで政策的支援が取られてこなかった層に目が向けられたことについて前向きに評価し、より実効的かつ中小企業にとっても力としていけるよう、①非正規雇用から正規雇用への転身を希望する求職者に対し、必要な社会人教育を受けることができる体制を国と県が連携して水準を高め、充実を図ること、②中小企業の経営現場では、たとえ正規雇用であっても応募者がなく、慢性的な人手不足で厳しい経営を余儀なくされているなか、ハローワークの窓口などで、中小企業の正規雇用募集の求人優先的にアナウンスすることを求めます。

労働者は、機械の部品などの「モノ」ではなく、あくまで生身の人間です。そこには働き、賃金を得て、生活を成り立たせるひとり一人の人生があります。派遣労働は、労働者を機械や道具などの「モノ」と同じように扱う危険を本来的に内包している労働形態であり、その抑制は強まることこそあっても、緩められることについては、社会の安定性の点から見ても大きな懸念が拭えません。広く周知を集め、現行制度の正負両面を見極めた上で、慎重かつ建設的議論が行われることを期待します。

（9）安心して働ける社会保障・労働環境の整備と中小企業の負担軽減を国へ要請すること

社会保険料の従業員と事業主の負担増大は中小企業経営に多大な影響を与えています。こうした状況から、下記の諸点を要請します。

- 1) 健保組合や共済組合と協会けんぽの格差是正のため、「社会保障制度改革国民会議」報告書で提言されているように、早期に加入者割を総報酬割に改め、全面導入するよう、国へ要請して下さい³⁵。
- 2) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の財政は悪化し、この間連続して引き上げられてきた保険料率は、全国平均で10%に達しています。このような現状は、中小企業における従業員の「正社員化」の足かせともなっており、地域内での需要拡大にも少なからず影響しているものと考えます。健康保険組合連合会（健保連）によれば、中小企業向けの協会けんぽの全国平均保険料率（10%）以上の自治体は25道府県あります³⁶。
医療費の伸びが賃金の伸びを上回る状況が続くなか、健康保険料負担の増加傾向は今後も続く可能性が高く、一層の保険料率引き上げが危惧されます³⁷。

³⁵ 社会保障制度改革国民会議（2013.08.06）「社会保障制度改革国民会議 報告書（概要）～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/pdf/houkokusyo_gaiyou.pdf

³⁶ 全国健康保険協会 Web サイト（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h31/310213>）より。

³⁷ 健保連の取りまとめた大企業の会社員らが入る健保組合の2016年度予算の集計結果を見てみると、一人当た

2013年度から2年間の時限措置として取られてきた協会けんぽへの国庫補助率16.4%は、当面維持される方針が定められてはいますが、地域中小企業の負担を軽減させ、安定雇用を促進する意味でも、健康保険法の本則上限の20%へ協会けんぽの国庫補助率を引き上げ、中小企業の負担軽減を図るよう、愛知県としても国へ要請して下さい³⁸。

- 3) また、これと関連して実費弁済的性格の強い通勤交通費は、健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から一定額以上は保険料に加算しないよう国へ働きかけて下さい。
- 4) 企業が福利厚生の一環で設けている家族手当や住宅手当においても、定額支給を行った場合、標準報酬として社会保険料や残業単価の算定基礎に含む必要が生じます。しかし、こうした各種手当は、個人のライフスタイルを支えるための費用補填であり、社会保険料や残業単価の算定基礎に一律に含めることはそぐわない性質のものであるため、検討を求めます。
- 5) 老後に年金収入以外に2,000万円の資金が必要とした金融審議会の報告書が話題を集めたように、人生100年時代を迎えるなかで、老後の不安なく安心して働くことのできる環境整備は喫緊の課題です。この観点に立ち、中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなどを通じ、退職金額を引上げ、より魅力あるものとしていくことを要請して下さい。

4. 円滑な事業承継に向けた一層の環境整備を

中小企業の休廃業は過去最高水準を記録するなど、次世代への事業承継が喫緊の課題となっています。中小企業庁の調査では、2030年には中小企業経営者の多くが80代を迎え、中小企業の大部分が存続の危機に立たされることも懸念されています。

事業承継税制の最も重要な視点は、事業の継続に打撃を与えるような資金の流出や、組織の継続が不可能になるような人的不安定を作らないことにあります。相続人の努力によらない富の再分配に課税する相続税とは異なり、事業承継税制においては事業承継者が新たに企業経営に挑戦し易い環境を整える必要があります。その観点に立ち、相続税・贈与税の一部としてではなく、事業承継税制として特別の仕組みづくりを進めるよう、以下の諸点を国へ要請して下さい。

(1) 現行の中小企業の事業承継税制に関して、一層の利便性向上を国へ要請すること

2018年度税制改正において、一定の条件は付くものの、5年間で平均8割以上の従業員の雇用要件も、未達成であっても条件の継続ができ、売却や廃業時の評価額も、贈与・相続時の評価ではなく、売却等した時の評価額で差額が免除されるという条件になりました。経営努力の積み重ねで、適正に納税し、純資産を確保してきたことが、結果として株式価格を高くし、事業承継の障壁となってきたことを踏まえ、その後の事業承継者の状況も配慮されたものとなりました。しかし、事業承継の立案、実行までは、長期の時間を要します。また、農地の相続税猶予制度には、その土地で20年間農業を継続した場合は免除される制度がありますが、事業承継税制についても同様の制度の検討が必要と思われます。その意味で、①10年という期間限定は撤廃すること、②10年～15年の事業継続期間経過後は納税免除とすること、③非上場株式譲渡の場合は総合課税ではなく分離課税とすることも十分検討する余地があるものと考えます。こうした点に鑑み、事業承継税制をより使いやすく、そしてより強く中小企業の事業承継を後押しするものとしていく対応を国へ要請して下さい。

(2) 「取引相場のない株式」の後継者への譲渡にあたっての非課税措置を設けること

現状、ほとんどの場合中小企業の株式は、未上場株式あるいは気配相場等のない株式とされ、「取引相場のない株式」として評価されています。その評価方法は、同族株主等の場合は、「原則的評価方式」、その他は「特例的評価方式」で評価を受けることとなります。これら評

りの平均保険料率は9.1%と前年度より0.1ポイント上昇しています。大企業、中小企業双方とも負担は上昇していますが、それぞれの差については検討の余地が多分にあるものと思われます。

³⁸ Sankei Biz (2015.1.8)「協会けんぽ補助率16.4%維持 15年度予算案 景気への影響考慮」

価方法に全体的に影響するのが事業の種類が同一または類似する複数の上場会社の株価の平均値に比準した「類似業種比準価額」です。税の再分配機能として、相続税および贈与税の存在に疑義を挟むものではありませんが、「上場株式」と「取引相場のない株式」とでは、市場における役割や機能、性質は根本から異なるものと考えます。現状、事業承継において自社株式の譲渡に関わる税負担ができないために、事業承継を断念し、廃業を選択する事例もあります。この点に鑑み、多くの中小企業の「取引相場のない株式」の後継者への譲渡について、売却しない限りは非課税とするよう国へ要請して下さい。

(3) 親族外承継に関する事業承継税制の対応拡充を図ること

中小企業庁の行ったアンケートによれば、「事業承継者がいる」または「後継候補あり」と答えた69%の企業のうち、33.4%が親族以外の後継者を想定していることが分かりました。親族以外の第三者が後継者の場合、株式贈与もしくは相続というのはケースとしては考えづらいものがあります。また、親族の後継者がいない場合、相続で株式が散逸し、事業継続に問題が生じる場合が多く、そのため会社法で相続人に株式売渡請求をできるようにしていますが、実際は買い取りになっているケースが大部分です。こうした点から見ても、親族以外の第三者への事業承継において、円滑に行っていくには、贈与や譲渡においてもこの事業承継税制と同様に対応することが有効と考えられます。この点で、もう一段踏み込んだ検討を国へ要請して下さい。

(4) 利子税の免除措置・廃止を国へ要請すること

事業承継税制では、株券の担保提供もしくは株式の質権設定が必要ですが、その担保・質権設定額には、利子税（利息相当額）が加算され、納付義務が発生します。その結果、事業承継者には猶予不適當になった場合のリスクが大きくなっています。利子税についての免除措置もしくは廃止などの措置を期待します。

5. 地域金融の円滑化を進め、中小企業の事業環境向上を

(1) 信用保証理念にもとづいた信用補完制度の運用充実をはかること

信用保証協会事業の基本理念「(略)①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に努めるとともに③ 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する³⁹⁾」にもとづき、以下の諸点について取り組むよう、国へ要請して下さい。

- 1) 地域の中小企業を育てる姿勢を堅持し、審査能力を高めながら定性要因も重要な判断基準とし、「何をどう改善すればランクアップするのか」などの相談・支援業務の一層の充実に向け、県としても働きかけて下さい。
- 2) 返済履歴（クレジットヒストリー）を尊重し、保証審査の審査項目とする、あるいは保証料率を引き下げるなどの優遇措置を取るようにして下さい。さらに、返済履歴に瑕疵がある場合でも、10年程度の経過とともに、履歴から瑕疵を抹消するなどの対応を期待します。
- 3) 信用保証協会が代位弁済している場合、その企業は完済しない限り市中の金融機関からの融資が一切受けられない現状に鑑み、一定の条件を設けて融資を受けることが可能となるよう要請して下さい。
- 4) 信用保証協会が金融機関に対し代位弁済したものについて、中小企業に返済を求める「回収業務」のコストが保証協会にとっても負担となっています。一定期間を経過したものについては債権を放棄するなど、効率化する仕組みの整備を期待します。

³⁹⁾一般社団法人全国信用保証協会連合会 Web サイトより。
(<http://www.zensinhoren.or.jp/guarantee-system/rinen.html>)

(2) 信用保証協会の利用に際したトラブルに対し、仲裁する窓口を設置すること

各信用保証協会について、その監督事務は各地方公共団体に課せられています。利用者と保証協会との間にトラブルが発生した場合、利用者が相談することのできる窓口の設置を要請します。また、保証審査結果や保証料率について、利用申込者が疑義を申し立てた際は、丁寧な説明を受けることのできる体制整備が行われることも合わせて期待します。

(3) 小口零細企業保証制度の上限額をさらに引き上げるよう国へ要請すること

責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度の上限が1,250万円から2,000万円に引き上げられました。しかしながら、この上限額は、既存の信用保証協会保証付融資残高との合計金額であり、事業内容によっては現行上限額以上の資金が必要となるなど、資金的制約が小規模企業の発展を阻害する一因にもなっています。今後もさらなる上限額引き上げを国へ要請して下さい

(4) 雇用維持にこだわった企業再生支援を県としてバックアップすること

金融円滑化法の期限以後、企業再生の取り組みが全国的に進められています⁴⁰。しかし、その過程ではやむを得ないとはいえ雇用整理をとまなうことも多く、企業側も、そして社会的にも損失を避けられないものです。

とりわけ中小企業では、人材が生命線であり、それを欠くことは、たとえ一時的に経営を立て直すことができたとしても、その後安定的に経営を成長軌道に押し上げていく上で大きな制約となります。こうした点から、愛知県として独自性を持った取り組みを推進し、かつ県民生活の根幹を支える意味でも、雇用を維持しつつ企業再生を図ろうとする中小企業をバックアップする体制の構築を要請します。

(5) 「動産・売掛金担保融資（ABL）」の積極的活用を県としても推進すること

近時の金融実務では、企業が保有する在庫商品や機械設備等、これまで担保としてあまり活用されてこなかった、動産を活用した資金調達的手法としてABLが注目されています。これについて、以下の点を要請します。

- 1) 2013年に金融庁が「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について⁴¹」を公表し、その活用の拡大を進めています。しかしながら、動産譲渡登記の取り扱いは、現在は東京都（東京法務局動産登録課）のみです。オンラインや郵送での申請も行われていますが、制限事項が設けられるなど、まだまだ使い勝手が良いものとはなっていません。こうした点に鑑み、申請受付窓口を愛知県でも開設するよう働きかけて下さい。
- 2) ABL⁴²の効果的な実行には、金融機関側が正確に企業の持つ経営力を見抜くことが求められます。県としても、そうした金融機関職員の目利き力強化に向けた取り組みを地元中小企業（団体含む）との連携で実施して下さい。

⁴⁰ 先駆的な企業再生支援の取り組みとしては、東京都の板橋区立企業活性化センターがあります。同センターの経営改善チームは、税理士・弁護士など専門家200名以上の他、現役の経営者や役員の方などで構成され、現場に即した対応が可能となっています。また資金繰り表や経営計画書の作成支援、金融機関との交渉への同行などの取り組みが行われており、4年間で200社の再建実績を生んでいます。

⁴¹ 金融庁（2013.2）「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」

(<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130205-1/01.pdf>)

⁴² ABLとは、Asset Based Lendingの略称で、直訳すると「資産を基にした貸出」です。

企業が金融機関から融資を受ける場合、一般的に活用されている金融機関の保全策は不動産担保と代表者等による個人保証ですが、価格の下落に伴う不動産担保価値の減少や、代表者の個人保証では企業の倒産と同時に代表者の連鎖破産を招くことから、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資制度として近年ABLが注目されるようになっていきます。

具体的には、企業の売掛金や在庫動産といった企業収益を生み出す資産に着目して、売掛金・在庫動産を一体として担保取得し、融資をする制度です。これによって、中小企業では、自己の商品又は商品販売から発生する売掛金を担保に金融機関から資金調達が可能となるため、資金調達手段が多様化し、さらなる設備投資・商品仕入をするための資金を調達しやすくなることが期待されています。

(6) 「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底を図るとともに、中小企業融資の実態把握を推進すること

当会の実施した調査⁴³によれば、回答企業の7割が金融機関から融資を受けており、その9割が経営者保証を提供していると回答します。同ガイドラインに基づいた具体的な行動を起こしたなかでは、「金利等も上がらず無条件で経営者保証を外せた(22.2%)」、「金利など条件が変わったが外した(4.8%)」、「経営者保証を外す条件(追加担保・金利など)を聞いた(23.0%)」、「経営者保証を外せなかったがその理由を聞いた(29.4%)」、「経営者保証を外せず理由も聞けていない(13.5%)」と、まだまだ中小企業にとって経営者保証を外すことはハードルが高いのが実情です。こうした点に鑑み、以下の点を要請します。

- 1) 県としても同ガイドラインの周知徹底を進めるとともに、国へも「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(2017年12月改定版)の普及を一層強めるよう、要請して下さい。
- 2) 当会の実施した前述の同調査では、原則禁止されている第三者保証を依然として取られている中小企業融資の実情が明らかとなっています⁴⁴。これは恐らくかつての第三者保証が残っているためと思われるのですが、こうした実態を適切に把握し、第三者保証を要しない融資環境を実現していくことは喫緊の課題と考えます。さらに、民間金融機関から融資の際に第三者保証を求められる事例も出てきております。これらの点から、中小企業融資の実情把握を積極的に行うとともに、個人保証、第三者保証に係る相談、紛争処理を受け付ける組織を設置することを希望します。さしあたり、中小企業庁および金融庁に専用の窓口を設置し、中小企業および金融機関の相談・苦情・朝廷などに応じ、本格的な紛争解決方法として専用のADR(裁判外紛争解決手続)を設けるよう、国へ要請して下さい。
- 3) 中小企業の事業承継が大きな問題とされています。経営者が個人保証を行っている中小企業が、事業承継時に問題となるのが、新経営者(後継者)への個人保証の「二重徴求」です。

金融庁は、金融機関が中小企業経営者から取っている経営者保証の状況を比較することができる共通指標を、2020年夏から導入し、開示を求める対策を発表しましたが、より実効性を高めるには、各金融機関の顧客に身近な自治体レベルでの積極的な情報提供です。愛知県でも県内に本店・支店を有する金融機関の経営者保証の状況を、積極的に県民に開示する取り組みを期待します。

(7) 「債権整理回収業に関する特別措置法(通称:金融サービサー法)」の改正は、債務者保護の強化の視点で行うよう国へ要請すること

金融サービサー(債権回収会社)が扱うことのできる対象債権を拡大する法改正案として、「債権整理回収業に関する特別措置法(通称:金融サービサー法)」の改正が論議されています。同法案の改正で、サービサーが取り扱うことのできる債権が、滞納税金ならびに保険料、奨学金の回収などに拡大されることで、人権を無視した債権回収の広がりが危惧されています。

金融サービサーの債権回収においては、金融機関が自宅を競売にかけた後の無担保残債権を金融サービサーに売却したため、連帯保証人まで過酷な取り立てを受けるなどの問題がすでに生まれていると聞き及びます。こうした現状に鑑み、現在論議されている同法案の改正にあたっては、サービサーの業務拡大ではなく、サービサーが債務者、連帯保証人の生活を脅かすような過酷な取り立てを防ぐ、債務者保護の強化を図る内容での改正を行うよう国へ要請して下さい。

(8) 経営者保証における比例原則の拡充を国へ要請すること

個人保証における保証人保護策として比例原則があります。これは、保証負担の過大性が

⁴³ 2017年度金融アンケート集計結果報告より。2017年8月21日~31日の期間に、会員専用グループウェア「あいどる」を利用し、会員企業を対象に実施し、1544社より回答を得ました。

⁴⁴ 同上調査。設問は第三者保証有で融資を受けている金融機関別に複数回答で設けられており、経営者保証を提供している企業のうち、およそ35%超が第三者保証を提供していると回答しています。また、2016年以降に第三者保証融資を求められたのも14.1%ありました。

認められるとき、保証人の負担を減じるためのものです。企業経営の再チャレンジ化を促進するためにも、例えば、保証契約で定められた保証人の負担が、保証契約の締結に至る諸事情に加え、保証契約の締結時の保証人となろうとする者の資産および収入に照らし過大であると認められる場合において、保証債務履行の際、その前2年間を平均した年間可処分所得の2倍に保有資産の価額を加えた額の限度まで、保証人の責任を減ずるなどの措置が確立されるよう国へ要請して下さい。

(9) 経営者保証に依存しない融資の一層の促進のため、「停止条件付保証契約」の活用を促進すること

圧倒的多数の中小企業経営においては、ほぼ例外なく経営者が個人保証をおこなっており、このことは、企業の破産と経営者個人の破産をほぼ同義のものとしている現実があります。そうしたなか「経営者保証に関するガイドライン⁴⁵」では、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」として、「停止条件又は解除条件付保証契約」が例示されています⁴⁶。

停止条件付保証の有用性は、中小企業に対する金融機関の与信判断の前提となる財務データ等の信頼性を担保する低コストなツールとして経営者保証の有用性が否定できないなかで、融資契約上の保証人責任を、経営者が法令遵守を怠る、あるいは虚偽の申告を行った場合に発生するものとして設計し、経営者が誠実な経営を行ったにも関わらずにきたした不慮の失敗は責任の範疇から除外することで、事業承継にあたって当事者が抱くリスクの軽減、創業促進に好影響があるものと期待できます。

法人の抱える高額債務は経営者個人の資産をすべて充当したとしても、ほとんど配当をすることができず、金融機関にとってはおよそ債権回収に資するものではなく、他方で経営者個人は深刻な生活破綻を招くこととなります。金融機関が経営者保証を求める動機・目的が、個人資産からの債権回収よりも法人の経営規律の維持と個人資産との財産混同散逸防止にあるとすれば、保証契約時に金融機関に表明・保証した誓約を遵守し規律維持・財産混同散逸防止が図られてきたにも関わらず、やむを得ず経営破綻するに至った場合には停止条件は成立せず、個人保証の責任追及はされず、他方、誓約違反があれば条件が成立し保証責任を負う停止条件付保証契約は、金融機関・法人経営者双方が受容できる現実的・合理的な融資手法であると考えられます。

最近では、一部金融機関を中心に、停止条件付保証の活用が広がりつつありますが、まだまだ限られた範囲での運用に留まっています⁴⁷。愛知県としても経営者保証に依存しない融資の拡充に向けて、同制度の活用を県下中小企業、ならびに地域金融機関に積極的に働きかけて下さい。

(10) 金融庁の地域金融改革の推進に、中小企業の声を反映するよう国へ要請すること

金融庁が現在取り組みを進めている地域金融改革において、「金融仲介機能のベンチマーク」が公表されました。当会がこれまで提案してきた「金融アセスメント法」の基本的考え方が踏まえられた変化として、歓迎しております。今後は、今回の地域金融改革の変化の中心に位置付く金融機関、利用者である中小企業など関係者の意見を継続的に取り入れながら、その円滑な運用が行われることを期待します。また今回のベンチマークでは対象外となって

⁴⁵ 経営者保証に関するガイドライン研究会（2013）「経営者保証に関するガイドライン」
http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news251205_1.pdf

⁴⁶ 同上5頁。

「停止条件又は解除条件付保証契約」とは、「主たる債務者が特約条項（コベナンツ）に抵触しない限り保証債務の効力が発生しない保証契約であり、解除条件付保証契約とは主たる債務者が特約条項（コベナンツ）を充足する場合は保証債務が効力を失う保証契約（同5頁）」を指します。

特約条項（コベナンツ）の主な内容は下記の通りです（具体的な内容は個別案件における当事者間の調整により確定されます）。

①役員や株主の変更等の対象債権者への報告義務。

②試算表等の財務状況に関する書類の対象債権者への提出義務。

③担保の提供等の行為を行う際に対象債権者の承諾をひつようとする制限条項等。

⁴⁷ 商工中金『成長・創業支援プログラム』の停止条件付連帯保証を活用し、株式会社翠雲亭に対し3千万円を融資！（2013年11月29日）参照。

http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/pdf/nr_131129_01.pdf

いるメガバンク等大手銀行についても、その役割にふさわしい中小企業や地域経済に対する貢献を促進するための指標を検討するよう国へ要請して下さい。

(11) 金融アセスメント法（地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案・仮称）の制定を国に働きかけること

「金融仲介機能のベンチマーク」の透明性・公開性を抜本的に拡充し、実質的運用を担保するためにも、円滑な資金供給や利用者利便、地元中小企業の経営改善への積極的関与などの観点から、金融機関の活動を評価・公開するアセスメント制度として、「金融アセスメント法」を法制化するよう国へ働きかけて下さい。

6. 公正な市場ルールを確立し健全な競争環境の実現を

(1) 公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底すること

中小建設業における地方公共団体等からの発注の重要性に鑑み、公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上・継承、中小建設業の倒産を防ぐため、事業発注の際には「国等の契約方針」に定められる規定を厳格に遵守して下さい。さしあたり、予定価格の90%超への最低価格引き上げを実施し、制度改善を進めて下さい。

また、独占禁止法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピングの防止に努めて下さい。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、独占禁止法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など、厳正に対処して下さい。

(2) 独占禁止法の「不当廉売」条項の厳格な運用を国へ要請すること

当会会員企業からは、「仕入価格以下の販売を繰り返している業者に対し、毎週のように提訴を繰り返しているが、処分無し of 通告。近隣店舗に数値的な被害が出ていないとの理由だそうだが、廉価販売に対して身を削りながら対策を講じているためであり、そのため綿で首を絞められている状態です。自由競争とはいえ、ゆでガエルのように同業者が店を閉めていきます。」との声が寄せられています。こうした事象は、個別特殊な事例ではなく、多くの業種業界で見られるものでしょう。地域経済を支える中小企業が淘汰され、経済に多様性を損なうことは、社会的にも大きなマイナスです。独占禁止法の「不当廉売」条項の運用を厳格化し、地域の中小企業が適正な経営を行うことができるよう、国へ要請して下さい。

(3) 公契約締結後に、改めて労務単価を見直す協議の開催請求を建設業者らができるようにすること

東京都大田区のように契約締結後にその時々状況に応じて労務単価等を見直すことを目的とした協議を、契約業者が自治体に請求できる仕組みづくりを、県下自治体と一体となって進めて下さい。

(4) 公契約における公正競争確保のための取り組みを継続実施すること

愛知県下のいくつかの自治体では、公共事業受注にあたり、その支払いがかつては分割支払いだったものが、支払いサイトが延ばされ、年度終了時に支払われる形式が取られてきましたが、2016年度に入り、分割支払いに対応を戻す自治体が増えてきたと聞き及びます。2016年に施行された「愛知県公契約条例」の策定と合わせて、愛知県の取り組みに感謝致します。今後も引き続き「愛知県中小企業振興基本条例」の基本的精神を県内の全自治体に周知徹底し、公正な競争環境が推進されることを期待します。

(5) 公共発注機関の中小企業への発注率を高める体制の構築を進めること

工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種ではなく、工事の規模に応じた分離分割発注を推進して下さい。その際は、地域の企業への発注を原則として確立するとともに、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守して下さい。

当該地域の企業の公共事業の受注機会を増大させ、地域内経済循環を高めることで、地域

の雇用を支え、税収の増加が実現されます。さらに、地域精通度などの適切な評価を進めることで、中小企業自らも地域を自覚することにつながります。持続的に発展することのできる地域づくりに向けた積極的取り組みを期待します。

(6) 大企業の実際の税負担率を調査し、公表するよう国へ要請すること

法人税・法人住民税・法人事業税の法人三税の負担率は、大企業（資本金10億円以上と連結法人）が19.6%、中堅企業（資本金1億円以上、10億円未満）が27.6%、中小企業（資本金1億円未満）が25.5%（2010年）といわれます。しかしながら、中小企業には一部軽減税率が適用されているにも関わらず、実際には大企業よりもはるかに高い税負担率を負っています。こうした税制の歪みを正し、応能負担を原則とした税制の構築が公正な競争、中小企業の活性化、貧困や格差の是正には不可欠です。こうしたことから、さしあたり大企業の実際の税負担率を調査し、公表を行うよう国へ要請して下さい⁴⁸。

(7) 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする世界的経済活動に関するルール形成に、中小企業の実態を反映するよう国へ働きかけること

グローバル化の進展にともない、低廉な労働力（児童労働や安全を保障されない危険労働含む）を求めた企業行動が問題とされています。こうしたなか、2011年に国連人権委員会にて、「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、指導原則）」が承認され、欧州をはじめとする各国では具体的な国家行動計画の策定と実行が進められています。

こうしたなか、日本においても指導原則に基づく国家行動計画の策定と、各企業での実行が、現代における健全な企業活動には不可欠と考え、下記事項を要請します。

- 1) グローバル化した経済のなかにおいては、さまざまな経済活動に関するルール形成は、中小企業であっても大きく影響を受けるものとなっています。この点に鑑み、種々のルール形成にあたっては中小企業の声を広く聞いた上で策定を進めるよう、県として国へ要請して下さい。例えば、この間経済連携協定や二国間協定等の締結が進められていますが、中小企業への影響を十分に考慮された議論が行われているのかは懸念が拭えません。とりわけ、I S D条項のように、「地元優先発注」などの公契約方針を謳った中小企業振興基本条例や公契約条例を制定している自治体が、国際法廷に訴えられる可能性が否定できない条項が含まれる可能性など、十分な条項公開と透明性の保証においても疑問を禁じ得ません。こうした状況のなかで、さしあたり、I S D S条項など、地域の中企業が不利益を被る可能性が極めて高い条項は合意しないことを国へ要請して下さい。
- 2) 先に挙げた「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、日本政府も世界的流れの中で「国別行動計画（National Action Plan：N A P）」の策定に向けた議論が進められています。当会全国協議会も現在外務省主催で取り組まれている「ビジネスと人権に関する国別行動計画策定に係る作業部会」に参画していますが、国別行動計画の策定に際しては、幅広いステークホルダーの多くの意見を踏まえることが、以後の実効性を担保する上で決定的に重要です。こうした点から、愛知県として中小企業の声を広く集めた上での議論を徹底するよう国へ要請して下さい。
- 3) 毎年11月に指導原則に基づく取り組みをフォローアップする国連の人権フォーラムへ、産業県である愛知県が先んじて地元企業家（大企業、中小企業）、研究者、行政とともに代表団を派遣し、認識を深め、広める取り組みを行うことを期待します。
- 4) 企業が社会的責任を果たすことへの国際社会からの要請の高まりに応じ、中小企業へも期待が寄せられています。こうしたなか、個別企業が独自に採用するI S O 26000（2010年発表）などへの取り組みを中小企業でも進めていくことが求められています。こうした点に鑑み、労働や人権を巡る国際制度への対応を進める必要性を広く啓発するとともに、前向きに取り組もうとする県内中小企業に対する後押しを国との協力のもとで進めて下さい。

⁴⁸ 主要企業の実質税負担率を明らかにしたものに下記があります。

富岡幸雄（2014）「国を棄て税金を払わない巨大企業—法人課税の空洞化で税制崩壊」商学論叢（中央大学）第55巻3号、1-94頁。

富岡幸雄（2014）「税金を払わない巨大企業」文藝春秋。

(8) 国連SDGsを愛知県の発展に生かすため、各種ステークホルダーとともに取り組む愛知県におけるSDGs推進懇談会（仮称）を設置すること

2015年、国連はSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を採択し、国連加盟国はその目標達成に向けて動き始めています。日本政府では、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、2016年には「SDGs実施指針」を策定し、2017年には「SDGs実施指針の取り組み事例の報告」が行われています。こうしたなかで、2017年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」には、「地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進」が盛り込まれ、各地域でもSDGsの達成に向けた行動が求められています。こうした状況を踏まえ、下記諸点を要請します。

- 1) 北海道では地域の中小企業をはじめとするステークホルダーとの議論の場として「北海道SDGs推進懇談会」が設置されました。愛知県においても、こうした取り組みにない、地域の多様な中小企業が参画してSDGsに取り組む場を設置して下さい。
- 2) 政府におけるSDGs推進に際し、中小企業の置かれている立場や状況が十分に正しく認識されていない状況があります。SDGsに定めた目標達成に向けては、圧倒的多数の中小企業が理解し、認識を深め、行動していくとともに、SDGsの実現に向けて中小企業が直面している課題を国を挙げて克服していくことが不可欠です。この意味で、政府のSDGs推進にあたり、中小企業の声が広く取り入れられ、かつ中小企業と共に推進していく体制を構築するよう、愛知県として国へ要請して下さい。

(9) 「働き方改革」の推進において、不公正取引是正の観点から中小企業への後押しをするよう国へ要請すること

政府は「働き方改革」を推進しています。他の先進国と比較して長時間となっている労働時間の短縮化や、雇用形態（正規・非正規）、性別などによる賃金格差を是正することは、社会的に見て望ましい方向と考えます。他方、中小企業への過度な負担増を危惧する声や、政策の実効性について懸念する声が当会会員からも聞かれています。「中小企業への影響を考慮し政策を総合的に」進めることを謳った中小企業憲章の立場から、「働き方改革」についても検討することが重要です。また同時に、中小企業の労働環境改善の障害となるような不公正な取引環境などの是正も不可欠です。こうした点に立ち、下記諸点を国へ要請して下さい。

- 1) 「働き方改革」の一貫として、「同一労働同一賃金」のガイドライン（指針）案が公表されました。しかし、今回提示されたものは企業内での正規社員と非正規社員の問題のみを対象としたものであり、中小企業の置かれている状況からは不十分さの拭えないものとなっています。本来的に賃金格差解消に向けて検討されるべきは、雇用形態のみならず、性別間格差、企業規模間格差（大企業と中小企業）なども含めた、「同一“価値”労働同一賃金」だと考えます⁴⁹。この点について、中小企業関係者も含めた、幅広い国民的議論のもとに検討を進めるよう国へ要請して下さい。
- 2) 「働き方改革」の一貫で、労働時間短縮の推進が中小企業にも強く求められています。しかし、中小企業の経営実態を無視した政策推進は、中小企業そのものを疲弊させ、ひいては日本経済そのものを弱体化させかねません。「職場意識改善助成金」等の制度はありますが、これに留まらず、中小企業の時間短縮については、個々の企業努力だけでなく、関連企業、業界全体の協力、取引慣行の転換が不可欠です。こうした点に鑑み、①省力化投資等に対する積極的な支援策を講じること、②取引慣行を見直し、業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を実施すること、③発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化など、労働時間短縮のために下請取引適正化支援策の一層の強化を、国へ要請するとともに、愛知県としても独自に展開して下さい。

⁴⁹ ILO第100号条約「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」（1951年採択、2018年2月14日現在173カ国が批准。日本は1967年に批准）では、「同一労働同一賃金」ではなく「同一価値労働同一賃金」（同一労働同一賃金を含む）を明記されている。

(10) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく一層厳正・迅速な政策的対応を進めるよう国へ要請すること

中小企業の取引関係は、依然として顧客となる大手企業との力関係に大きく左右されています。例えば、2016年に「下請代金支払遅延等防止法」、「下請中小企業振興法」（下請二法）の運用基準の改正が行われ、下請代金の原則現金払い化が実現しました。しかし、中小企業庁の調査によれば、親企業から全て現金で支払いを受けている下請企業は、まだまだ限定的であり、不適切な価格決定方法なども依然として指摘されています。

とりわけ、下請法の範疇に含まれない建設業界では、「社会保険の未加入を無くすため法定福利を見積に乗せるが、今まで通り値決めの際工事費とは別に支払われない。工事費とは別に法定福利費をもらえない。下請さんにも同じように法定福利費を支払わないといけないが、社会保険に加入しなさいばかり言われその原資がはっきりしない」など、社員の福利厚生を向上させようと努力しても業界や取引関係の慣習のなかで限界があるのが実情です。その他小売業界、サービス業界などでも下請取引での適正な価格転嫁ができずにいる状況が聞かれます。さらに保険業界では、「指数と言う持論で30年以上も作業工賃が据え置きもしくは下がっている。もの言えば嫌がらせ。一部保険会社（保険会社名は伏せる）などは100万円近いお金を不払い。弁護士などが出てきて高圧的に払わない理由を述べ、反論できない状況で放置。平等とは言えない虐め」があるとの声も寄せられています。こうした状況を是正し、適正価格での取引を実現するため、さしあたり以下の諸点を国へ要請して下さい。

- 1) 下請法を全面改正し、建設業など現在含まれていない業種・業界を包括する法体制整備を行う措置を取るよう国へ要請して下さい。
- 2) 当面は下請二法の適正な運用に努めるとともに、罰則規定を盛り込むこともあわせて要請して下さい。また、愛知県としては、「愛知県中小企業振興基本条例」の「第八条 大企業者の配慮等」の順守を徹底するため、関係各方面への広報・働きかけを行って下さい。
- 3) 社会保険料の上昇分を、下請単価に上乗せすることを義務付けるよう、罰則規定を創設することも含めて国へ要請して下さい。
- 4) 海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買ったとき、取引条件の変更などの不公正取引の実態を国との連携のもと、愛知県として正確に調査を行って下さい。その上で不公正取引発生に対する適正化措置として、データの公表（企業名公表）を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図るよう国へ要請して下さい。
- 5) 公正取引委員会においては、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態の調査・監視・指導、あるいは「下請かけこみ寺」などの取り組みを通じて、公正な市場ルールの保障に努力がなされていると思います。しかし、現状の取り組みにおいて、中小企業の立場では、親事業者に対する匿名性の担保に懸念があることから、取引の現状を詳らかにすることに二の足を踏むケースがあります。このような場合に、「下請目安箱」のような匿名で申告することのできるシステムを導入し、告発のあった親事業者に対する内偵調査を行うなどの取り組みを行って下さい。さらに、狭い地域では匿名による申告も難しい場合があるため、行政の巡回調査による実態把握や下請法の啓発などを実施するよう国へ要請して下さい。
- 6) 独占禁止法の「優越的地位の濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備するよう国へ要請して下さい。特に、下請企業から声を上げないと調査が入らないシステムを改め、第三者と当事者を組み合わせた監視システムを設けること、また、下請企業は親事業者の発注に対応した生産設備や人員を抱え、転換は容易でないことに配慮し、継続的下請取引の一方的解除を行わせない指導体制をつくることもあわせて行って下さい。
- 7) 下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとること、また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）を強化し、納入業者に対する大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、納入業者の原材料価格高騰等を理由とした適正な価格転嫁が可能となる環境整備を行うよう

国へ要請して下さい。

8) 2016 年末、下請代金の原則現金払い化が実現しましたが、あくまで各業界での自主的行動に委ねられているのが実情です。今回の取引環境改善を全面的に実現するために、下記事項を愛知県として国へ要請して下さい。

- ①行政側の監視を強化し、その進捗を業界ごとに逐次公開するなどの取り組みを行うよう国へ要請して下さい。
- ②大企業の支払い条件に、「期日指定の現金振り込み」として、検収翌月起算の6ヶ月後入金という企業もあると聞き及びます。こうした状況は、6ヶ月もの期間、納入した装置は無料で稼働している反面、中小企業は銀行融資を受けて運転資金をつないでいる現状があります。「期日指定の現金振り込み」での入金期日は、最大でも2ヶ月以内とするよう国へ要請して下さい。
- ③下請企業、協力企業への手形発行を行う場合は、手形発行を行う必要性を明記した理由書の提示を義務づけるよう、国より通達を出すことを国へ要請して下さい。さらに、今後は手形発行側から提示された「理由書」を公的機関への提出を義務付け、公的機関ならびに手形受取側企業との協議のもと、その必要性が認められたもののみ許可するなど、この間の公正な取引環境整備の流れを促進し、その実現を担保する制度を設けるよう国へ要請して下さい。
- ④手形は、第三者へ譲渡することで満期日の前でも資金化することができます（手形割引）。ただし、手形の額面金額をそのまま受取することはできず、満期日前に手形割引をするためには「手形割引料」と「取立手数料」、場合によってはその他にも費用がかかります。中小企業が受け取った手形を現金化する場合には、これらの手数料を手形の額面金額から差し引いた金額が受取金額となります。こうした現状に鑑み、手形の現金化にかかる諸費用（手形割引料、取立手数料等）は、手形発行側が負担義務を負うよう国へ要請して下さい。

7. 中小企業の健全な発展を阻害しかねない諸要因の是正を

地域に生きる中小企業家にとって、質の高い製品やサービスを創出し、社員とその家族の生活の安定は最大の願いです。また、持続的な所得向上や地域で新たな雇用を生み、自社を取り巻く地域経済を活性化させることは、大きな誇りでもあります。しかしながら、現状の諸点は、中小企業が地域で新たに雇用を生み出すことを困難にしている側面もあります。経営改善の企業努力は前提としてありますが、経営環境の改善との統一的推進が不可欠となっています。こうした見地から以下の諸点を提案します。

(1) 消費税率の10%への引き上げは凍結するよう国へ要請すること

消費税率は、2019年10月から10%への引き上げが予定されています。この間、景気拡大が盛んに言われていますが、国税庁によれば全法人のうち65.8%が依然として赤字状態であり、この傾向も中小企業・小規模企業になるほど傾斜的に高くなる傾向にあります。また同様に、国税庁は、消費税の新規滞納発生額を3,633億円（平成29年度、国税のみ）、滞納国税全体の59.0%を占めるとしています。ここから分かるのは、税の転嫁ができず、赤字にも関わらず事業者自らが負担せざるを得ない現状です。いわば、間接税としての消費税制は機能していないといえるでしょう。こうしたなかで、10%への引き上げが行われれば、経営困難に陥る中小企業・小規模企業は一気に拡大するものと思われます。さらに、消費税引き上げに合わせた賃金の引き上げが十分に行われなければ、消費を減退させ、経済そのものを冷え込ませる可能性が極めて高いと言えるでしょう。その意味で、消費税率の引き上げは、中小企業・小規模企業にまで広く景気上昇が実感され、かつ国民の可処分所得が適正に増加したことが実感される段階まで凍結することが妥当であると考えます。こうした点を踏まえ、消費税率の10%引き上げは凍結するよう国へ要請して下さい。

(2) 軽減税率導入の白紙化を国へ要請すること

また、消費税率 10%への引き上げに際し、「軽減税率」の導入が予定されています。軽減税率の対象品目は、①酒類・外食を除く飲食物品、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）とされています。とりわけ、①については、その適用区分が極めて不明確であり、その範囲・区分が不明確なまま執行されれば、事業者は大きな混乱に直面することになります。

消費税率の引き上げにともない生活必需品等の購入負担を抑制する狙いで軽減税率の導入が予定されていますが、生活必需品はその性質上、所得の高低に関わらず消費量は概ね一定となります。それゆえ、所得水準が低くなるほど、所得に占める税負担割合は大きくなる逆進性が広く指摘されています。この意味で、軽減税率は消費税の持つ逆進性を減じる効果は持ち得ないといえます。また、生活必需品等を対象とするため、軽減税率が導入されたとしても、そのことで消費が拡大し、景気を浮揚させるとは考えられません。こうした点からも、煩雑な事務負担、導入後の混乱を引き起こす一方で、十分な経済的効果も期待できない軽減税率の導入は白紙化すべきと考えます。愛知県としても国へ働きかけることを要請します。

(3) 適格請求書等保存方式（インボイス方式）導入の撤回を国へ要請すること

現在、消費税法における事業者免税点は1,000万円です。この事業者免税点制度は、消費税相当額を価格へ完全に転嫁できない中小企業・小規模企業の税負担や事務負担を考慮して設けられた制度として、いわば中小企業・小規模企業のセーフティネットとして機能しています。消費税率の10%への引上げにともない、軽減税率の導入が予定されていますが、この軽減税率の導入にあたり、これに対応した仕入税額控除の方式として、2019年10月からは「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月からは「適格請求書等保存方式」の導入が予定されています。特に、「適格請求書等保存方式」の運用開始後、事業者は「適格請求書発行事業者」としての登録が求められることになり、現在の免税事業者は、適格請求書発行事業者としての登録を行わなければ、軽減税率の対象除外とされることとなります。

当会の実施した課税事業者と免税事業者とを区分して行った調査では、課税事業者では、適格請求書等保存方式が導入された後の免税事業者との取引について、20%超の課税事業者が、現段階で免税事業者との取引を全て、ないし一部取りやめることを決めていることが明らかになりました。適格請求書等保存方式の導入をめぐることは、様々な見解が示されていますが、各方面で指摘される免税事業者との取引縮小は避けられないものといえるでしょう。さらに適格請求書等保存方式導入後、免税事業者との取引を「まだ分からない」とした回答が6割超を占めるなど、適格請求書等保存方式導入後、取引から締め出される免税事業者は相当数に上る可能性が示唆されています。免税事業者が取引から締め出されることが景気の足かせとなる可能性は否定できません。景気状況が変化しているなかで、適格請求書等保存方式導入は撤回すべきと考えます。愛知県としても国へ働きかけることを要請します。

(4) ポイント還元制度の運用（キャッシュレス決済の普及促進）に際し、中小企業の実態を踏まえた制度設計等の対応を徹底するよう国へ要請すること

消費税率の10%引上げにともない、消費者が中小店舗で商品やサービスを購入する際に、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、QRコード決済など）で代金を支払った場合には、購入額の最大5%のポイントが付与される「ポイント還元制度」の導入が予定されています。世界的なキャッシュレス化の流れのなかで、今回の制度導入の主旨は理解できますが、キャッシュレス決済に対応したことによる企業側がクレジットカード会社に支払う手数料負担は決して小さくはありません。とりわけ小売業では、キャッシュレス決済の経て、クレジットカード会社からの入金までのタイムラグで生じる仕入支払い等への資金繰りが窮屈になることや、クレジットカード会社に支払う手数料負担にともなう、利幅の縮小が生じることになります。このような影響は、中小企業、とりわけ小規模事業者に対して傾斜的に重い物とならざるを得ません。さらに、軽減税率に加え、事業所の種別によって異なる複数の還元率、ポイント付与する価格（税抜/税込）の混在などにより、混乱を避けることは極めて困難と推察されます⁵⁰。制度設計にあたっては、中小企業の実態を丁寧につかみ、

⁵⁰ ポイント還元制度導入後は、ほとんどの消費者がカード決済を利用すると考えられるため、企業側の手数料負

場合によっては導入時期を遅らせる、あるいは制度そのものを再検討するなどの柔軟な対応を取るよう国へ要請して下さい。

(5) 法人事業税の外形標準課税適用拡大を行わないよう国へ要請すること

法人税の実効税率を引き下げするための財源として、外形標準課税の拡大が進められています。2015年改正で資本金1億円超の法人に対して、所得割を1/2に引き下げ、付加価値割・資本割を2倍に引き上げる改正が行われました。また2016年税制改正では、さらに外形標準課税の割合を法人事業税の3/8から5/8への引上げが行われています。これにより、高利益企業にとっては、減税効果をもたらすこととなっています。

外形標準課税制度は、課税標準に付加価値として人件費を含むため、雇用を維持、拡大することが、納付税額の増加となるため、企業の雇用拡大意欲、あるいは賃金引き上げ意欲を減退させかねないものです。また、中小企業は人手を多くかけた、きめ細やかなサービスを強みとしている面もあり、外形標準課税の適用拡大は、その競争力を削ぐ恐れが極めて高いものです。外形標準課税の適用範囲を資本金1億円以下にまで拡大すれば、地域の雇用、経済を支える中小企業に甚大な被害をもたらす、地域経済に深刻な影響を与えかねません。

雇用を課税対象とするのであれば、雇用を減らすことが企業経営としては選択肢になってしまいます。果たして雇用を減らすことを奨励する税制が、地域にとって利益となるのか問い直す必要があります。愛知県においては、「愛知県中小企業振興基本条例」の精神に則り、県として外形標準課税の適用範囲拡大を行わないよう、国へ要請することを望みます。

(6) 中小企業の事業用不動産の固定資産税の課税方法見直しを国へ要請すること

固定資産税は、不動産の売却価額を基礎に、その評価額が算定されています。その結果、収益力や担税力に応じていない固定資産税の増税が滞納と差し押さえ件数の激増につながっていると指摘がなされています。中小企業・小規模企業は、この間経営状況の激変に直面し続けてきました。そうしたなかで、事業用不動産の税負担が重荷となっている事例が見受けられます。こうした点に鑑み、中小企業の事業用不動産に係る固定資産税課税の基本的考え方を、売却価額から収益力、担税力に応じた課税方法に見直すよう、国へ要請して下さい。

(7) 負担能力に応じた法人税率の構築を進めるよう国へ要請すること

2010年に閣議決定された「中小企業憲章」や、2012年に施行された「愛知県中小企業振興基本条例」では、中小企業を日本経済の主人公、あるいは地域経済の柱であり、県民生活の向上には不可欠な存在として高く評価し位置付けています。この点において、中小企業の実態によりきめ細やかに対応し、それぞれが持てる力を存分に発揮し、多様性ある日本経済、愛知県経済を築いていくためにも、負担能力に応じた法人税率の構築を進めるよう、国へ要請して下さい。

法人税・法人住民税・法人事業税の法人三税の負担率は、資本金100億円以上が19.6%、

担は大きなものとなります。これに関して、経済産業省が国内のクレジットカード会社に対して、手数料率の上限を3.25%以下にするように条件をつけました。さらに、3分の1を国が補助するとしています。しかし、カード決済を導入している企業における手数料率の平均値は3.09%と言われており、依然として企業側には重い負担とならざるを得ない状況があります。

また、商品によって税率が異なる「軽減税率(8%、10%)」と、企業の種別により3種類のポイント還元率(0%、3%、5%)の設定とその運用は大きな混乱を生じさせかねません。現在明らかになっている情報から想定するだけでも、①コンビニや外食のフランチャイズチェーン(FC)では、FC本部の「直営店」と、主に個人や中小企業が営むFC「加盟店」の2種類が存在するにも関わらず、国が還元費用を負担するのはFC加盟店のみであり、FC直営店は対象外と置かれるため、フランチャイズチェーン全体で還元率を2%に調整したものの、その結果生じるFCに属さない個人や中小企業の店舗の還元率は5%のままとなることで、消費者の混乱が生じかねないこと、②軽減税率対象品目の区分が不明瞭なこと(清涼飲料水のオエロナミンCは軽減税率の対象となるが、医薬部外品のリポビタンDは対象外など)、③大手百貨店での購入にかかるポイント還元率は0%、大手コンビニエンスストアは還元率2%、中小小売店舗は5%のように、ポイント還元後の実質税率が商品と店舗区分により複数の違いを生じさせること、④クレジットカード会社により、税抜価格にポイント付与するシステムを採用している、あるいは税込価格に付与するシステムを採用しているなど、ポイントを付与する価格が混在していることが挙げられます。これらすべての不明点に対応することになる中小企業、とりわけ小規模企業側への混乱は避けがたいものと考えられます。

資本金10億円以上100億円以下が27.6%となっている一方で、資本金1億円以下が34.97%、資本金5,000万円以下は34.24%、資本金1,000万円以下が30.04%とされています⁵¹。これを見ると、中小企業には一部軽減税率が適用されているにもかかわらず、大企業よりはるかに高い税負担率となっています。このような歪みを是正し、応能負担を原則を法人税率でも確立することが、より実態に即した税制には不可欠と考える次第です。

(8) 欠損金の繰越控除制度の限度額引下げを中小企業に適用しないよう国へ要請すること

企業は、さまざまな経営環境のなかで試練を乗り越えながら経営を行っています。厳しい経営環境のなかで、時には損失を被ることもあります。そうしたなかでも、中小企業は事業を継続し、地域や雇用を支え、地域貢献に取り組んでいます。外形標準課税の適用範囲拡大の議論と同様に、中小企業を不効率や採算性が悪いものとする認識のもとで政策展開を進めれば、地域の雇用は喪失し、地域社会の豊かさも失われ、格差と貧困を一層助長するものと考えます。その意味で、過去の赤字を翌年度以降の繰越損金とすることに一定の制限を設けることは、中小企業経営の安定化が図れず⁵²、地域経済に打撃を与えかねないものです。安定した経営は、雇用、地域経済の安定に直結します。事実、中小企業・小規模事業者の損益分岐点比率は90%前後と、わずか5%の売上変動で赤字化する危険を持っています。したがって、欠損金の繰越控除縮小を実施しないよう、県として国へ働きかけて下さい。

(9) 役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせ柔軟に適用するよう国へ要請すること

役員報酬は、事実上「原則損金不算入」の状況に変わりはありません。定期同額給与（決算から3カ月以内に変更し、期中では変更を認めず、変更した場合、変更した金額を損金不算入とする措置）と事前確定届出給与（定時株主総会で確定した役員賞与を、総会開催から1カ月以内に税務署に届け出、届け出通りの支給のみを損金算入と認める措置）だけが損金算入が認められる状況です。

こうしたなかでは、社会的に通常行われ、慣習的に認められてきた適法なさまざまな形態の役員報酬や賞与の支払いが事実上認められないこととなり、さらには税法が激変する経営環境への企業の素早い対応の足かせとなり、企業の自主性を阻害することになります。こうした点から、役員報酬の規制が、中小企業の実態に合わせた運用が認められるかたちで変更されるよう、国へ求めて下さい。

8. 中小企業の新しい仕事づくり支援の抜本的強化を

(1) 既存産業を生かした新産業の育成を支援すること

現状の一例では、中小企業が研究開発を行おうとする場合に生じる資金的・人的限界が挙げられます。中小企業ではアイデアを形にする上で研究開発資金が大きな壁となり、優れたアイデアが埋もれてしまうケースが数多くあります。地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の技術・商品開発、および事業化に対応できる体制の構築と、それを担う人材育成の推進を積極的に展開する等の対応を期待します。

また、販路開拓の側面においても、情報収集能力、ネットワーク構築能力等の面において中小企業は制約を抱えています。先述のものと同併せた販路開拓支援の強化を進めて下さい。

(2) 中小企業の新たなアイデアの芽を伸ばし、育むための研究に活用できる研究開発助成制度を創設すること

現行制度では、その資金的使途が非常に限定的で実際の企業現場では活用しづらい状況にあります。また、認定されるものも、商品化の目途が立っているものに対して行われているのが実情で、一部の中堅・大企業が制度活用の大部分を占めています。

「中小企業憲章」には、「中小企業の技術力向上のため、・・・技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援する」とあります。既存公設試と中小企業の連携強化などに

⁵¹ 富岡幸雄（2014）前掲書。

⁵² 財務省「平成24年度法人企業統計」より。

より、中小企業の自由な発想を新事業につなげていく積極的支援の展開を期待します。

(3) 既存施策に不採択となったビジネスアイデアをすくい上げる制度を設けること

この間、経済産業省が中心に行う各種支援施策には、当会会員も多数の応募をし、利用をしてきました。そうしたなか各種施策に極めて精緻な事業計画等により申請を行っているにも関わらず、採択に到らない事例が出ております。

事業の採択にあたっては、相応の事由があり、当会としてその点について意見を申し上げるものではありません。しかしながら、不採択となった事業計画のなかには、当該施策にはそぐわなくとも他の施策には合致する、あるいは該当する施策は現時点ではなくとも、新たな仕事の芽が見受けられます。このような中小企業のビジネスアイデアをすくい上げ、実現に向けて支援することは非常に大きな価値があるものと考えます。こうした既存施策に漏れた事業計画を再度審査し、他の施策に誘導する仕組みを県として整備して下さい。

(4) 自治体間連携を通じた中小企業の受発注支援を行うこと

大阪府の「ものづくりビジネスセンター大阪（略称、MOB I O）⁵³」など、全国にある常設展示場などとの連携を強化し、中小企業の受発注支援を積極的に行って下さい。多くの中小企業にとって、海外展開のハードルは依然として高く、国内での仕事探しの方が容易に取り組むことのできるものです。例えば、神奈川県川崎市と静岡県富士宮市は、「産業連携に関する基本協定」を2017年5月に締結し、地域を超えたビジネスマッチングの支援を展開し、成果を生んでいます。

全国各地には、最盛期を過ぎたとはいえ、多様な産業集積地が現存し、各自治体が近年その再興に取り組んできています。こうした国内の集積地と、県内中小企業を結び付けることは、双方にとって意味のあるものであり、国内の産業空洞化を押しとどめるきっかけになる可能性のあるものです。このような集積間連携に他の自治体との協力のもとで取り組み、国内有数の産業集積を持つ愛知県が全国の自治体をリードする役割を果たすことを要望します。

(5) 県内中小製造業が持つ高い技術を活かした産業形成と技術革新を促進すること

愛知県内の中小製造業が保有する極めて質の高い技術集積を活かした新たな産業形成や技術継承の取り組み、ならびに既存技術の新産業分野への振り向けサポートなどを一層強化して下さい。

2012年3月に愛知県において策定された「あいち自動車イノベーションプラン」においても、『脱自動車』ではなく『自動車+α』⁵⁴が掲げられるなど、既存技術の効果的新展開を目指している様子が伝わります。

こうした取り組みを成果に結び付けるためにも、県内の中小製造業の強みや固有技術、キラリと光る得意技などのデータベース化や広報支援などを行い、技術連携を促進するとともに、各社の既存技術を生かした新分野、新市場への挑戦を後押しする市場調査支援や製造工程の合理化支援などの充実を期待します。

(6) 中小企業基本法の定義にとらわれず、実態的な中小企業への支援施策を強化すること

2013年の「小規模企業活性化法」の成立、2014年の「小規模事業者振興基本法」の成立以後、従来の中小企業ひとくくりの認識が変化し、より小規模な企業に対するきめ細かな政策対応を行っていく方向性が示されたことは意義深いことだと考えます。

しかし、依然として当会会員企業の経営現場からは、施策活用に関して「準備する書類の煩雑さ」に関する声や「申請をサポートする人材」を要望する声が聞かれています。実際に

⁵³ ものづくりビジネスセンター大阪（MOB I O）は、大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」です。2010年4月に大阪府ものづくり支援課が移転し、名称もMOB I Oと新たに支援拠点としての機能を充実させています。技術支援の拠点である大阪府立産業技術総合研究所（和泉市）と相互に連携しながら、ものづくり企業の支援が実施されています。常設展示スペースには、国内最大規模の200のブースがあり、中小企業の技術力をアピールする後押しをしています。なお、この展示スペースに県外中小企業の製品を展示することも可能です。また、専任のコーディネーターを置き、ビジネスマッチングの機会も提供されています（<http://m-osaka.com/jp/>）。

⁵⁴ 愛知県（2012）「あいち自動車産業イノベーションプラン」、13頁。

施策利用を検討した経営者からは、現行の施策において実質的に対象とされている企業は、企業規模が比較的大規模なものに偏っているように感じるとの意見も聞かれました。

当会の実施した調査⁵⁵の回答先企業の中央値は7名と、中小企業、とりわけ小零細企業が中心となっています。多数の中小企業、および小規模企業では施策利用申請にかかる人員や時間の制約が大きいのが実情です。

融資の円滑化や助成枠の拡充もさることながら、小規模企業への支援体制を強化するとともに、施策の利用認定枠を各企業規模層で設けるなど、施策利用の公正性を高める措置を取って下さい⁵⁶。また、施策採択企業の規模別公表を行うなど、当該施策が真に必要なとする企業規模層に活用されているかを継続的に検証して下さい。

(7) 指定管理者制度活用に当たっては、地域の中小企業やNPOを積極的に活用すること

公共施設等の維持・管理にあたり、指定管理者制度が2003年より導入され、県内でも多くの公共施設等で取り組みが進められています。しかしながら実際は、県内の公共施設にも関わらず県外企業やNPOへの発注も多く見受けられます。この点に関して、地域のニーズや事情に精通する地域の中小企業やNPOの参入が十分配慮されるよう県においても取り組みを進めるとともに、県下の各自治体に対する啓蒙・支援を進めて下さい。

また、指定管理者制度の運用に当たっては、地域住民、中小企業の代表等も参加して公平・公正な選定基準を作成し、情報公開に積極的に取り組んで下さい。

(8) 農林水産業や地域流通機能の育成など異分野間連携を重視した支援を強化すること

農商工等連携の支援が取り組まれています、中小企業による同制度の活用は期待されたほど進んでいません。

新たな地域産業の創出や成長発展のためには、生産者と消費者の橋渡しをする各段階の流通業や農林水産業、ニーズに敏感に対応するサービス業などあらゆる業態が連携し情報交換を行いながら発展することが求められます。農林水産業の育成や流通情報機能の強化、サービス産業の生産性向上など各業態各段階に応じたバランスのとれた施策と連携支援施策の強化・充実をして下さい⁵⁷。

(9) 中小企業の現場と大学等高等教育機関との認識を近付け、中小企業による新たな仕事づくりに向けた研究・技術開発支援を推進すること

現在の大学等高等教育機関においては、それぞれの研究分野の細分化に伴い、各研究領域や専攻が社会のなかでどのような仕事や技術と結びつくのかが高等教育機関側、中小企業側双方が実感しづらいのが実情です。この点を改善し大学等の高度な専門性を埋没させることなく実際の企業現場と連携させることで社会に還元することが求められています。

この点に鑑み、国はもとより、各地方公共団体の公設試験研究機関が中小企業に対して自らシーズを創出・発信する場を設けるとともに、その取り組みを地域の大学等がバックアップししやすい環境整備を進めて下さい。

さしあたり、大学等における産官学マッチング支援担当職員と地域の中小企業、企業現場と常に関わる公設試験研究機関職員とが連携したワークショップの開催に対する支援や、事業分野ごとに関連研究分野を一覧として整理し情報発信に取り組むなど、効果的な研究や技術開発が可能となる取り組みを期待します。

(10) 地域の中小企業を育てる地域産業政策（エコノミック・ガーデニング）を推進すること

米国では1930年代からの大企業誘致政策やシリコンバレーのような大規模なテクノロジー

⁵⁵ 当会「2019年5月末景況調査」では、平均従業員数は20.4名（中央値8名）となった。

⁵⁶ EUでは企業 Enterprise を大企業 Large Enterprise（従業員数250人以上）、中規模企業 Medium-sized Enterprise（同50～249人）、小企業 Small Enterprise（同10～49人）、マイクロ企業 Micro Enterprise（同10人未満）に分類している。EUの文書にはこれらのほかに自営業 the self-employed、手工業 Craft Enterprise などの分類もある。

⁵⁷ 2015年に中部経済産業局が中心となり「農商工連携 可能性発見ツアー」が2度に渡り開催されました。これは、製造業者と農業事業者が相互に現場見学を行う取り組みで、普段関わることのない事業者が交流できる意味で価値ある取り組みでした。

一創出政策を展開してきた反省から、地域の中小企業を根付かせ、育てる「エコノミック・ガーデニング政策」が取り組まれています。すでにいくつかの自治体で成果を上げているこの手法の特長は、中長期の視点を持った支援と、「エコノミック・ガーデニング・プログラム」と呼ばれる体系づけた取り組みにあります。ここでの支援の主軸は、①中小企業サポートに必要なインフラ整備、②取引グループや公共サポーターのような、事業者間や仲介業者などの交換の場の用意、③市場競争に関する調査情報の提供、の3点に置かれています。

特に③においては、中小企業にとって、新製品開発プロセスにおける事業経済性分析やテスト・マーケティングなどのプロダクトプランニングは最大の弱点となっている点からみても、愛知県でも十分に効果を発揮できるものと考えます。

以上の点に鑑み、地域の中小企業の実態や得意分野、技術などを調査し、中小企業の海外も含めた販路開拓支援の強化・充実、および先進的な「エコノミック・ガーデニング政策」にならった中長期的視点に立った地域の中小企業を育てる政策展開をして下さい。

(11) 国の政策にとられ過ぎず、自治体独自の産業政策を実行すること

たとえば、日本の植樹事業では、産業用木材として有効活用できるものとして外来樹が現在は適当であることが、現在では明らかとなっているにも関わらず、補助金の対象ではないことから、日本においては歴史的に杉が植えられてきています。杉を植樹する根拠自体は、江戸時代の流れを汲んでいるようですが、科学的根拠は薄く、経済合理性の面でも疑問があるものです。こうしたなか、静岡県では民間ベースで杉以外の早成樹の植樹が取り組まれていると聞き及びます。

各自治体が主体的な経済活力をもって、自律的發展を目指すには、この例にあるように、国レベルで策定された政策方針を画一的にあてはめるのではなく、それぞれの地域的特性や、その地域の既存の中小企業を発展させることを中心に据えた“政策の棲み分け”が不可欠であると考えます。こうしたヒントは企業経営の現場にあり、かつ日々の事業に工夫を凝らす中小企業家の知恵は非常に有効です。

愛知県として特色があり、かつ実効性の高い産業政策を立案するため、地域の中小企業家、住民など幅広い層の知恵が発揮される場が設けられることを期待します。

(12) 中小企業家と行政が、共に地域に新しい産業を創出する政策姿勢を確立すること

現行の技術開発・研究開発に関する中小企業支援施策は、研究段階における支援に留まっています。しかし、人的・資金的制約の大きい中小企業が、研究段階から事業化し、さらには一つの産業として根付かせていくには多くの困難があります。

現行の施策の考え方は、いわゆるプロダクト・イノベーションに置かれており、プロセス・イノベーションにまでは踏み込まれていません。

産業構造が大きく変わろうとしている現在、新たな産業づくりを進めることは喫緊の課題となっています。この点に鑑み、一定段階の研究成果が出ている産業シーズを継続して育てる政策姿勢を確立するとともに、大胆な施策展開を期待します。

(13) 国の実施する高度な研究開発支援施策の枠外に置かれた中小企業の事業化実現を支援すること

例えば、地域イノベーション創出研究開発事業において、愛知県産業技術研究所との共同研究を実施した企業からは、「一定レベルまでの研究開発では役立った」との感想がある一方で、「事業化までは、まだ相当の設備投資が必要」との声が出ています。

技術のステップアップ、事業化に向けて、他の支援施策を検討したものの、「地域イノベーション創出研究開発事業」自体が上位の支援施策であるため、活用対象となる施策がない状況となっています。

これ自体は国の施策となりますが、愛知県としてこうした施策の対象枠から外れた企業の受け皿を準備するとともに、国に対して新技術の事業化につながるまでの段階的支援を設けるなどの措置を要望して下さい。

(14) 小規模事業者登録制を導入すること

近年、小規模事業者登録制を導入し、小規模工事を地域の中小建設業者や官公需適格組合

に随契発注し、地域の仕事を増やす取り組みを進めている自治体が増えています。愛知県においても、地域の仕事を地域の事業者が担うことで、地域内の経済循環を円滑に進める制度の導入を期待します。

9. 「エネルギー・シフト」で、中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な経済社会システムづくりの推進を

持続可能な循環型社会の必要性が指摘されて久しいですが、さまざまな制約もあり、その実現に向けては平坦な道のりではありません。しかし、各地域をつぶさに見れば、地域の木材資源を有効に活用した地域づくりを進めている岩手県住田町、バイオマスタウンとして名高い岡山県真庭市など、先駆的な取り組みが進められており、持続可能な社会の実現に向けた可能性は広がっています。県内でも豊明市などで再生可能エネルギーを主軸に据えた地域づくりの萌芽が生まれつつあります。持続可能な地域づくりには、社会的インフラであるエネルギーの「地消地産⁵⁸」を進め、地域の産業構造自体を、自立的なものとしていくエネルギー・シフトが決定的に重要と考えます。そうした視点から、以下の諸点を提案します。

(1) 地域循環型経済の構築で、持続可能な愛知県づくりを進めること

人口減少や少子高齢化で地域の疲弊が全国的課題となっています。これは愛知県も例外ではありません。こうした時、地域を持続的に維持発展させるためには、地域からの人とお金の流出を止めるとともに、地域内で循環させ、再生産できる仕組みづくりが求められます。

例えば、ドイツではシュタットベルケ（自治体公社）が約 1400 存在し、そこで自然エネルギー事業を立ち上げ、その収益で交通、上下水道、ごみ処理など、生活に不可欠なサービスを行っています。その目的はエネルギーも重要視しつつも、眼目は仕事づくりと雇用、住民福祉の提供にあります。このドイツのシュタットベルケの取り組みを手本とした、「日本シュタットベルケネットワーク」が 2017 年 8 月に発足し、現在 32 自治体と 18 企業が参加しています。

このように、今後は衣食住の環境整備とともに、教育、介護、医療、交通システムなどの充実を進め、エネルギーについても、石油やガス、大規模発電に依存せずに、地域資源や小規模分散型設備の活用を進めることで、地域のエネルギー自給率を向上させることが世界的な潮流として求められています。こうした観点に立ち、愛知県としても地域循環型経済の構築で、自立し持続可能な地域づくりを積極的に推進して下さい。

(2) 地域エネルギーの自立化を目指す、愛知県ビジョンを確立すること

地球環境問題が一層深刻化し、世界的にも喫緊の課題と認識されるなかで、COP21 で採択されたパリ協定では「脱炭素」を世界に求めました。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、エネルギーや気候変動、海洋資源、陸上資源、まちづくりなどのターゲットを掲げるとともに、その大きな要素としてエネルギー問題を提起しています。こうしたなかで注目されるのが、欧州を中心に取り組まれている「エネルギー・シフト」です。これは、「省エネ・高効率化・再生可能エネルギー」を基本とし、地域中小企業の技術を活かした既存設備への細かな工夫、あるいは ICT との融合などにより、地域完結型のエネルギー自給社会を実現しています。

日本国内でも、岩手県は、2015 年に施行された「岩手県中小企業振興基本条例」に基づいた、「岩手県中小企業振興基本計画」が 2016 年に取りまとめられました。そのなかでは、「自立・分散型エネルギー供給体制の構築」、「地域に根差した再生可能エネルギーの導入」、あるいは「公共施設や産業分野における木質バイオマスボイラー等の燃焼機器の導入」などが盛り込まれるなど、極めて先駆的内容となっています。愛知県においても、発電と売電を目的とするのではない、地域住民の生活の質を向上させる地域エネルギーの自立化に向けたビジョンを確立して下さい。合わせて、その検討にあたっては、地域の中小企業、地域住民、労

⁵⁸ 「地消地産」とは、地元の生産物を地元で生産する従来の「地産地消」とは異なり、地元で必要なものを地元で生産する取り組みを指します。

働者など幅広い識者が十分な議論を行う場の設定も合わせて行って下さい。

(3) 愛知県としても日本版「首長誓約」に誓約し、「エネルギー自治」の確立を行うこと

日本版首長誓約とは、EUの「市長誓約 (Covenant of Mayors)」をモデルに取り組みられているものです。EUでは、2008年からCO₂排出量のさらなる削減のため「市長誓約」を実施してきています(市長誓約に誓約した市長は2015年11月末現在で6600を超し、誓約自治体の人口はEUの人口の42%をカバー)。日本版「首長誓約」は、このEUの仕組みをモデルにして、首長のイニシアティブによって「気候エネルギー自治⁵⁹」を確立し、地域創生と地球環境への貢献を同時に実現することを目指す仕組みです。すでに県下でも岡崎市、豊田市、安城市、知立市、みよし市それぞれが「首長誓約」に誓約し、取り組みを進めようとしています。

現在、地域においては再生可能エネルギーの導入促進などのエネルギーに関する取り組みが活発になり、また、2030年に向けた温室効果ガスの大幅削減や気候変動などへの適応への取り組みが本格的に始まろうとしています。エネルギーの地消地産、温室効果ガスの大幅削減、そして、気候変動などへの適応を一体の地域の課題として捉え、地域で方針を決め、地域で取り組んでいくことが求められています。こうした認識に立ち、愛知県としても「首長誓約」に誓約し、愛知県独自のエネルギー自立化戦略を打ち立てて下さい。

(4) 環境保全・自然再生型の公共事業や環境都市化、福祉・防災など生活基盤を整備拡充する事業などに、地域中小企業の活用を図ること

中小企業の知恵と人材を生かすことのできる環境保全・自然再生型公共事業の拡大をはじめ、あらゆる手段を講じた地域内循環システム、環境調和型都市への再構築計画や福祉・防災基盤整備を中小企業の技術力を生かし、仕事づくりを通じて県として推進して下さい。

例えば、コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させる取り組みや、太陽光や太陽熱、風力、排熱利用、バイオマス等の自然エネルギーの有効活用や循環活用、資源再利用などの社会システムの仕組みをつくるなど、新しいタイプの公共事業に挑戦する地域の中小企業を積極的に活用して下さい。

(5) 持続可能なエネルギー政策を国と一体となり推進すること

1) 中小企業の節電計画を高めるため、コジェネレーションシステムの導入や自家発電装置の普及、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及に、県としても継続的かつ積極的に取り組んで下さい。特に新技術の普及に際し、最も大きな阻害要因となるコスト低減を支える技術開発を、中小企業の技術力の活用と大手企業や研究機関との連携を積極的に進め、中小企業の技術力向上とセットで推進して下さい。

2) 休眠発電施設の有効活用、中小規模発電設備の整備等通じて、“エネルギーの地消地産”を国・県の連携で積極的に推進して下さい。

電力エネルギーを例にみると、送電距離が延伸するほど輸送効率が逓減します。地域完結型のエネルギー供給体制を整えることでこの課題を克服し、エネルギー効率の高い地域づくりを推進して下さい。さらにこの「エネルギーの地消地産」には、生産(送電)の安定性が不可欠となります。太陽光発電、風力発電、マイクロ水力発電などに代表さ

⁵⁹ 「地域」において、人口減少への対応、経済・雇用の再生、気候変動・自然災害への対応といった課題を抱え、「地域創生」が叫ばれています。

パリでの気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)で2030年までの気候政策の新たな国際的枠組みが決まり、一方で、日本では、2012年から再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度が導入され、また、2016年度からは電力の小売の全面自由化がはじまりました。こうした温室効果ガスの大幅削減、再生可能エネルギーなどへの転換といった地球的課題には「地域」からの挑戦が求められています。

これらの「地域の課題」と「地域からの挑戦」を一体的に突破するための有効な方法は「気候エネルギー自治」を確立していくことです。

すなわち、気候変動問題やエネルギー問題を地域の課題として捉え、地域で方針を決め、①エネルギーの地産地消、②温室効果ガスの大幅削減、③気候変動などへの適応の3つを一体として取り組むことにより、「気候エネルギー自治」が確立され、地域創生の実現と地球環境への貢献が同時に達成できるという考え方です。

日本版首長誓約については次のWebサイトが参考になります(<http://jpmayors.jp/>)。

れる再生可能エネルギーには各々の特性があり、これらを効率よく結びつけることにより安定性を担保することが不可欠です。

さしあたり、これまで大規模発電施設にのみ依存してきたエネルギー供給体制を、大・中・小それぞれの規模の発電施設を組み合わせることによる、地域完結型のエネルギー供給体制のスキームづくりを県としても検討して下さい。また、継続的メンテナンスなど、地元中小企業の活用による仕事づくりを念頭に置いた取り組みを期待します。

3) 中小企業におけるマイクログリッド（分散型小規模エネルギー網）導入を国・県の連携で推進して下さい。

中小企業の存在はエネルギー使用量の面から看過できませんが、資金的制約面からこのような取り組みを単独で進めることは困難です。一定範囲内での企業間配電を可能とするスキームづくりを支援する制度の創設など、中長期を展望した取り組みを期待します。

4) 再生可能エネルギーは非常に多岐に渡ります。次世代エネルギーとして推進されている水素利用に留まらず、県内各所の焼却施設へのコージェネレーションシステムの導入や、下水処理施設のバイオマス発電への活用など、「地域資源」を有効に活用した循環型愛知県経済の構築の視点で、愛知県のエネルギー政策の取り組みが進められることを期待します。

5) 国際エネルギー機関（IEA）のバイオエナジー専門家グループ（Task22&23）は、2010年にバイオマスプラントに関する三原則として、①熱利用をとまなわない発電は行わないこと、②発電なしの熱生産は行わないこと、③すべてのコージェネレーションプラントは熱主導にすることを提起しました。しかしながら、日本での再生可能エネルギーの利用は、固定価格買取制度（FIT）の存在もあり、発電に偏っている面があります。他方ドイツでは、再生可能エネルギー熱法が設けられているように、再生可能エネルギーにおける「熱利用」を促進することで熱電併用し、エネルギー効率を格段に高めることが可能となります。こうした観点に立ち、日本においても熱利用に関する基準や目安の明確化を国に要請して下さい。

6) 焼却施設は生ごみの分別を徹底することで、燃料消費を抑えられるとともに、施設そのものの傷みを抑えることができ、施設の長期利用を可能にします。この点に鑑み、生ごみの分別を徹底するとともに、生ごみのバイオマス活用を強力に推進して下さい。

7) 各市町村では、エネルギー費用として毎年多額の所得流出をさせています。地域内経済循環の毀損が、地域経済の持続的発展の面で問題視されるなかで、看過できない事態です。この点に鑑み、愛知県として県下自治体のエネルギー費用としての所得流出額を明らかにし、一覧として公表することを進めて下さい。

(6) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企業への支援の強化・充実を図ること

環境保全型の製品開発や、ISO9001、ISO14000の取得、環境保全対策の推進など、環境共生型企業づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援して下さい。

また、環境に配慮した製品の育成や需要を喚起する呼びかけを県としても行うとともに、地域内資源循環や究極的に廃棄物をなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを推進して下さい。

(7) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減に向けた中小企業の取り組みの支援制度強化を国へ働きかけること

「パリ協定」に基づき、日本は温室効果ガスの排出量を2030年までに26%削減（対2013年比）、に向けた対策の実施が求められています。この目標実現に向けては、海外からの排出量購入ではなく、事業所数で99.7%を占める中小企業での排出削減こそ、日本における温室効果ガスの総量削減に貢献します。地球環境の保全、温室効果ガス削減に中小企業は独自に、かつ自主的に行動を起こしています。

当会では全国的に“同友エコ”と呼ばれる温室効果ガス削減の取り組みを2009年よりスタートさせています。このような中小企業の温室効果ガス削減に向けた自主的取り組みが社会

的に正当に評価される仕組みの構築、また取り組みの輪の拡大に向けた支援等の国への働きかけを期待します。また、温室効果ガス排出量取引市場へ中小企業が団体やグループ等で参加できる制度の検討についても国へ働きかけて下さい。

(8) リサイクル・廃棄物処理問題に関する諸点を国へ要請すること

当会会員からは、「廃棄物処分費の高沸にお客様からの受注単価が上がらず逆ザヤになること多く発生、清掃法の改正で廃棄物処理業界に対する規制は厳しいが、廃棄物事業者責任のある排出事業者に対しては規制はまだ緩く、業界でも政策提言をしているが規制対象となっていない」との声が寄せられています。地球環境の保全のみならず、脱炭素を要求する「パリ協定」への対応には、排出される温室効果ガスの問題とともに、リサイクル、廃棄物処理の問題を避けることはできません。この点から、下記諸点を国へ要請して下さい。

- 1) 循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、①一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステム作りへの見直しが必要です。また、②こうしたシステムづくりにあたっては、リサイクルし易い製品づくりや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に機能することも同時に求められます。その意味で、③廃棄物の排出事業者への措置の強化が求められます。これら諸点について愛知県としても制度の検討を行って頂くとともに国へ要請して下さい。
- 2) リサイクルの段階では、より高効率に行っていく上で様々な新技術が必要とされています。画期的な技術を持ちながら、資金や信用力に乏しい中小企業は、公平・公正な評価を得ることが難しい場合も多くあります。この点において、愛知県の補助金や各種支援制度との連携を進め、愛知県における先進的リサイクル市場の確立を進めて下さい。
- 3) 各地域における焼却施設は、生ごみを分別することで焼却炉を傷めず、かつ燃料消費も少なく済ませることが出来ます。愛知県においても生ごみの分別の徹底を図るとともに、生ごみのバイオマス利用の促進を進めて下さい。また、下水道処理施設もバイオマス活用としての可能性は高いものがあります。各施設の更新に際し、再生可能エネルギー施設としての整備を進めて下さい。

(9) 愛知県として「サーキュラー・エコノミー」の構築を、県内中小企業との連携で進めること

海洋プラスチックが世界的に大きな問題となるなか、政府は、第四次循環型社会形成推進基本計画では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、環境省では「プラスチック資源循環戦略(案)」が取りまとめられました。環境省の同戦略(案)では、「2030年までにワンウェイプラスチック(使い捨てプラスチック)を累積で25%排出抑制」することや、「2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用」といった具体的な数値目標を盛り込んだマイルストーンが提示されています。この認識の上に立ち、以下の点を提案します。

- 1) 世界的なプラスチック問題を受け、欧州では経済システムの大転換を目指す動きが始まっています。サーキュラー・エコノミー(CE)と呼ばれる新たな環境経済政策です。これまでの大量調達→大量生産→大量販売→大量利用→大量廃棄といった「売り切りモデル」型の一方向の「線形経済」から、リサイクル、再利用、再生産、シェアリングなどにより資源を可能な限り循環させ、新たな天然資源の投入と廃棄物の発生をミニマイズする「循環経済」へと経済のあり方を変えるものとして注目されています。こうした先進的事例を積極的に取り込み、愛知県としても高度な資源循環型の経済システムづくりに、県内中小企業との連携で取り組みを進めて下さい。
- 2) 資源循環型の経済システムづくりを進める上で、県内の大多数を占める中小企業の力を活かすことが重要です。資源循環を行っていくには、資源を使い、新たな製品を社会に供給する動脈産業分野ではなく、一度目の役割を終えた製品を、再資源化する静脈産業の育成が大切な視点となります。このことを念頭に、資源循環を促す静脈産業への事業展開を目指す中小企業に向けた設備投資支援や、企業の研究開発支援を公設試と連携することで促進する取り組みを期待します。

10. 地元中小企業との連携を通じた地域防災・減災の取り組み推進を

(1) 東日本大震災の教訓を生かし、地域の中小企業と連携した防災・減災の取り組みを推進すること

2011年の東日本大震災では、震災直後から地域の中小企業が被災者の命をつなぐ大きな役割を果たしました。危機の時にこそ、地域とともに歩む中小企業の真価が発揮された経験でした⁶⁰。まさに、地域に根差した中小企業は地域の守り手といえる存在であることが象徴的に表れたのではないのでしょうか。東日本大震災の教訓を生かし、安全・安心な県民生活づくりに関し、下記の諸点を提案します。

1) 「愛知県地域防災計画―地震・津波災害対策計画―」(2019年6月修正)の「第2編 災害予防」、「第1章 防災協働社会の形成推進」、「第3節 企業防災の促進」「1 企業における措置」として「(5) 地域との共生と貢献」の項目が設けられています。今後は、非常時に県内中小企業の力を結集することのできる体制整備が求められます。

例えば、先の東日本大震災では発生後、地域の中小企業が物資供給を行う際、供給ルートが確保されておらず、物資を無駄にしてしまう、あるいは供給が遅れるなどの事例が報告されています。こういった実例を集め、その教訓を生かしてこそ、県民の生命を守ることができる防災計画となると考えます。

地域の中小企業が持つ技術、サービスなどを調査し、震災直後から中小企業が果たすことのできる役割を把握するなど、東日本大震災の経験を深め、より現実的な官民一体となった被害拡大の防止策を策定して下さい。また、各自治体でも同様の取り組みを進めることができるよう愛知県としての最大限の配慮を期待します⁶¹。

2) 災害時、地域住民の避難場所として機能する学校やその他施設などの耐震補強、老朽化した公共施設や橋梁などの改修・建替え、電線の地下埋設などの措置を、地域中小企業の技術等を生かして速やかに行って下さい。

3) 東日本大震災では、津波などで被災事業者が事業所・工場の設備・施設だけでなく、企業の帳簿類や保有データなど全てを失う事例が目立ちました。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成に多大な時間と労力を要したと聞き及びます。

この点に鑑み、平時より企業情報や保有データを安全な場所へ自動的に保管することのできるシステムを安価に提供する制度の創設を要望します。また、このシステムの開発にあたっては、非常時に何らかの支障をきたした際にも中小企業の機動性で早期に復旧できるよう、県内中小企業の技術を生かし、企画開発段階からの参画の下に実施して頂きたいと考えます。

4) 耐震改修の積極的推進を要望します。特に、高齢者の居住が多い地域などでの改修が進まないことに鑑み、全面改修だけでなく、一室改修や耐震ベッドなどの簡易耐震部分改修などへも範囲を広げ、その取り組みを支援して頂きたいと考えます。例えば、耐震改修助成金の予算枠拡大や、耐震改修予算の拡大をとることで、防災・減災への潜在需要を掘り起こし、中小企業が活躍する細かな仕事づくりにつながるよう期待します。

また、消費者からも自宅あるいは事業所の耐震改修に関する助成措置を要望する声が上がっています。こうした点についても検討・実施を要望します。

5) 集合住宅のリフォームを行う際、現在の基準に照らすと違法建築となる物件が散見さ

⁶⁰詳細は中小企業家同友会全国協議会(2012)『記録集 東日本大震災 中小企業家の絆』中小企業家同友会全国協議会を参照。

⁶¹同計画には以下のように述べられています。

「緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。」

「企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。」(同計画、38頁)。

http://www.pref.aichi.jp/bousai/boukei/aichi_taisaku_plan_R1/07_aichi_jishin-tsunami_taisaku_plan_R1_.pdf

れるといえます。しかし、オーナー、仲介業者、元請け会社といった一連の関係のなか、下請関係にある中小企業からは、たとえ分かっている、その関係から指摘しづらい状況があります。こうした問題は、防災・減災の側面からみて決して望ましいものではなく、被災時に被害を大きくすることにもなりかねません。

こうした状況に鑑み、集合住宅のリフォーム時の第三者査察の徹底、ならびに耐震上問題の予想される物件の耐震改修が滞らないよう、より積極的な働きかけを実施して下さい。

- 6) 地域の中小企業と防災協定を結び、大災害時の避難場所・飲食料の確保や救助活動、啓開活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を愛知県として早急に構築することを要望します。また、中小事業所を地域の防災拠点とするため、飲食料の備蓄や自家発電設備の設置、備蓄倉庫の設置、津波避難ビル化などを個々の事業所、あるいは団体などと協定を結びながら取り組まれることを期待します。
- 7) 災害時に被災中小企業が迅速に事業再開できるよう、広域の中小企業間で相互連携や中古設備の融通などが行えるよう、愛知県をあげた県内中小企業の事業継続策を図って下さい。
- 8) 災害時の自治体と地元企業の連携協定締結は、業界ごとにその進み具合に差があります。また締結に際しては、各社の自主性に任されていることや、問合せを企業家が行っても窓口をたらい回しにされるなどの事例も聞き及びます。こうした状況に鑑み、愛知県として広く県下企業に災害時の連携協定に向けた呼びかけを行うとともに、県下各自自治体への積極的働きかけを要請します。
- 9) 地震災害において、個人住宅向けの保険はあるものの、事業所向け保険はありません。個人住宅向け地震保険は、1966年の新潟地震を契機に法制化が図られ、1968年より運用が開始されています。そのスキームは、保険会社の支払義務を0.3%に抑え、残りを全て国庫負担で賄うというものです。この教訓にならない、国へ事業所向け地震保険の創設を県として働きかけて下さい。
- 10) 上記の理念と内容を実現するため、「愛知県防災基本条例」を制定して下さい。例えば、千葉県では2014年4月1日に「千葉県防災基本条例」が施行されています。本条例では、事業者の役割、事業者等による災害予防対策、事業者等による災害応急対策などが規定されており、「事業者は基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、従業員、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする」、「2 事業者は、基本理念にのっとり、地域において消防団等、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする」と謳われ、中小企業が地域で担う社会的役割にまで言及されている点に特徴があります。愛知県においても、「愛知県地域防災計画」が策定されていますが、地元中小企業の声を取り入れつつ、県民の総意としての地域防災理念を明示して下さい。
- 11) 将来起こりうる大規模災害後のまちづくりを考え、予め備えておく「事前復興」の考え方が近年注目されています。平時から災害後に持ち上がるであろう問題に関して検討することは、結果として復興事業を円滑化・加速化することにつながります。

例えば、宮城県名取市では、東日本大震災時の復興で、復興公営住宅の建設を大手ゼネコンへ発注するのではなく、地元建設業者55社からなる建設協議会に発注を行い、復興事業における地域内からの所得流出を最小限に抑えるとともに、地域内経済循環の起点として、地域経済の再生に大きな貢献をしています。同協議会は、現在までに200棟もの工事を手掛けています。こうした先進事例を参考にしつつ、大規模災害からの復興における具体的手立てを、地域内経済循環の観点から、地域の中小企業とともに策定することを要請します。
- 12) 災害発生時、インフラの早期復旧はその後の地域の復興を左右します。そうした時、地域外の業者ばかりでは、きめ細かな対応ができず、結果として早期復旧を阻むことにもなりかねません。こうしたなか、地域のインフラ関連の事業者は、利用者を知悉し、それぞれに応じた対応をきめ細かに行うことが可能です。この点に鑑み、インフラ関連の地域企業認定制度を愛知県として設け、広報やWebサイト、SNS等を通じて県民

に広く情報提供することを要請します。

(2) 過去の土地変遷に着目した土地利用制度へ転換すること

災害時に地域住民の避難先として予定されている施設について、過去の土地変遷に着目した見直しを進めて下さい。

日本の土地利用は、歴史的に見て水辺の埋め立てを推進し、限りある国土を可能な限り拡張してきました。その結果、通常の生活をしている限りその土地が元はどのような場所であったのか想像すらできないまでに開発されています。東日本大震災では、そういった見た目には沿岸部から離れた地域での液状化現象など、地域住民の生活に被害をもたらしました。

愛知県内へ目を転じてみてもこの傾向は例外ではなく、災害時の避難場所として指定されている施設（学校等）の土地を遡ると、かつては水辺であった箇所も見受けられます。災害発生後、地域住民の生活を支えることになる避難場所の見直し、防災強化を推進して下さい。

(3) 企業のBCP策定促進に向け、BCP対応宣言企業を募集・公表すること

東日本大震災以後、企業のBCPに関する意識は高まりました。反面、時間の経過とともに、新たにBCP策定に取り組む企業は期待ほどには伸びていないと推測されます。しかし、この間にも地震や豪雨などの自然災害が頻発しており、愛知県内企業のBCP対応の促進は差し迫った課題と考えます。こうした点から、例えば愛知県の「女性の活躍促進宣言」のように、BCP対応を進める「宣言企業」を募集し、リスト化したものを県民に広く公表することで、BCP策定に向けた意識を高めるなどの取り組みを行って下さい。

さらに、ここで整理されたリストを、愛知県内の企業に、事業内容や企業のURLなどの企業情報とともに広く普及することで、BCP対応を進める企業を求める企業が、新規取引先を開拓する上で参考になるものとなります。愛知県としての取り組みを期待します。

(4) 遠隔自治体間で、「中小企業災害復旧協力協定（仮称）」の締結を行うこと

大規模災害時、企業の事業再開のスピードが地域経済の再生を大きく左右します。その時、特に問題となるのが、製造業等の設備の問題です。被災により破損した設備の代替が困難な場合、その企業は取引の継続が困難となるとともに、事業再開も難しい局面に立たされる可能性が大きくなります。こうした時、中古機械の相互融通などが円滑に図られることで、その影響を最小限に抑えることが可能となります。

当地において発生が大きく懸念されている、東海・東南海・南海の三連動地震は、想定被害規模は例を見ないほど大きなものとなっており、その被害想定地域も非常に広域なものです。そのため、近隣自治体間での連携だけでなく、被災地域外にある自治体との遠隔連携が重要となります。こうした観点から、大規模災害に備えた園各自治体間の「中小企業災害復旧協力協定（仮称）」を締結し、地域の中小企業が事業再開の際の設備や物資等の相互融通を行う体制を整備して下さい。

(5) インフラの「予防保全」を、地域密着型公共事業として地域の中小企業の仕事づくりと関連させて進めること

2012年の山梨県大月市の「笹子トンネル事故」、2016年の福岡市博多区の「はかた駅前通り陥没」など、地域のインフラ設備の老朽化が懸念されています。

とりわけ、地価が高額なこともあり土地の高度利用が進んでいる名古屋市中心部は、地下深くに都市インフラが設置されてもいます。地下深くに設置されているインフラは、都度掘り返して保守・管理する必要があるなど、日頃からの点検と、損傷が激しくなる前に修繕する「予防保全」が求められます。こまめに「予防保全」に取り組むことで、インフラの寿命を延ばし、計画的に更新を行うことで、結果として費用を抑制することにもつながります。

こうした点から、インフラの維持・管理を地域密着型公共事業として、地域の中小企業の仕事づくりにつなげつつ進めて下さい。

(6) 住民自らが道路点検を行う「道守（みちもり）」活動の支援を行うこと

自治体の人材や財源に限られるなか、老朽化したインフラを住民参加で維持する取り組みとして、全国で「道守（みちもり）」活動が広がっています。この活動は、古くは万葉集にも

登場するもので、住民自らがボランティアで道路を点検し、異常を発見した場合は行政に連絡し、補修するというものです。スマートフォンやタブレット端末の普及により、簡単に様々な不具合を記録できるようになったことも、こうした取り組みを後押ししています。

こうした取り組みは、特に九州地域で盛んに行われており、長崎大学では「道守」を育成し、点検に必要な知識を持つ住民を独自に認定する制度が設けられています。愛知県としても、こうした道守活動を促進し、地域の中小企業や住民の参加型でインフラの長寿命化を実現する取り組みの支援を強化して下さい。

11. 豊かな人間として育つための教育環境整備を重視する政策を

(1) 中小企業の正確な理解の普及と、起業への意識啓発をはかること

地域住民が地元の中小企業の正確な理解を持つことなしに、真の中小企業振興は困難です。愛知県の事業所数は、一時的には増加もあったものの、総じて減少傾向にあります。また、開・廃業率では、1996年調査以降、廃業率が上回った状態が続くなか、直近は開業率5.0%（前回比1.5ポイント減）、廃業率7.4%（前回比0.7ポイント増）となり、廃業率の漸増傾向にあります。日本を代表する産業県として、愛知県の官民が総力を発揮していくことが求められていると受け止めています⁶²。

そのためにも、「中小企業憲章」にあるように「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する⁶³」点に留意し、学校教育では地元中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えるとともに、起業への意識を啓発する取り組みを県を挙げて推進して下さい。

この一環として、①中小企業経営者を授業の講師とすること、②教職員自らが中小企業の現場で研修すること、③子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成する一つの機会として、中小企業での労働体験を小・中・高等学校の授業の一環に組み込むこと、④地域の中小企業を理解するための教材をつくることなどを積極的に計画し支援をして下さい。さらにこれらを念頭に置いた教育プログラムを策定し、モデル校を設定して実施するなどの取り組みを国へ要請するとともに、愛知県としても進めて下さい。

(2) 県内の小・中・高等学校と中小企業の連携へ向けた施策への促進支援をはかること

県内の小・中・高等学校における中小企業経営者を講師とした授業や、地域の中小企業の魅力を伝える副読本や教材の製作、教職員や保護者向けの中小企業見学会や交流懇談会ならびに、学校教育における設備公開利用など、地域の人材育成に関わる支援を図って下さい。

さらに、西尾信用金庫が実施した「西三河ハイスクール・起業家コンテスト⁶⁴」、ならびにこれをもとに発展させた「愛知県ハイスクール・起業家コンテスト」のような取り組みを通じて、将来の起業家育成や、地域で中小企業経営をするということの社会的意義、中小企業で働く意味を学生が体感することのできる場づくりを積極的に進めることを期待します。

(3) 自ら考え、人生、仕事を選択する力を伸ばす教育環境整備をはかること

高校生の採用に際しても学校側と企業側のミスマッチが顕著に見られています。現状、高等学校においては、対象企業への就職に際し、学内選考で事前に絞り込みを行った上での採用活動が基本として行われています。ここでは、学校側は学業成績、校内活動など、「学内での生徒像」のみで評価せざるを得ないのが実情です。対して企業側は、学業成績や校内活動

⁶²愛知県産業労働部編「あいちの産業と労働 Q&A2019」

(<https://www.pref.aichi.jp/sangyo-seisaku/qa/pdf/all.pdf>) より。

⁶³前掲(2010)「中小企業憲章」より。

⁶⁴西三河ハイスクール・起業家コンテストとは、西尾信用金庫が企画した地元高校生を対象に2010年より実施してきた起業家コンテスト。2010年度は10校256名、2011年度は10校231名、2012年度は10校278名が参加し、地元中小企業と関わりながら各チームのアイデアを競いました。また、翌2013年からは「愛知県ハイスクール・起業家コンテスト」へと発展し、県下28校、409名の参加で開催されています。こうした取り組みは地域経済の将来にとって極めて意義深く、地域の中小企業と、学校教育の場の連携が今後一層深まる可能性を予感させるものだと考えます。

などもさることながら、「いかにその仕事や会社に興味を持ってきているか」が大きな関心であり、本来的意味における選考の基準でもあります。言いかえれば、当人の熱意とは関係なく、就職先の選択が行われている状況があります。この点に鑑み、下記諸点を要請します。

- 1) 徳島県が導入し、名古屋市でも検討されている、学校の教職員を対象とする、中小企業へのインターンシップを愛知県でも導入し、教職員が中小企業の実態や経営者の考えに肌身で触れることのできる体制を構築して下さい。
- 2) 企業と高校が連携して生徒を育てる職業教育「デュアル・システム⁶⁵」を愛知県内高等学校でも積極的に取り入れ、生徒が実社会と学校の双方向での学びを得、自らの人生や生き方を自ら考え、選択する力を伸ばす教育体制を構築して下さい。
- 3) デザイン分野など、かつての仕事の仕方とは隔世の分野が広がっています。工業高校、商業高校などの実業高校では、実際の企業の業務を念頭に置いたカリキュラムの現代化に取り組むことを早急に進めて下さい。また、必要な設備、ソフトウェアに関する予算は優先的に確保するよう、関係各所に働きかけて下さい。
- 4) 高校生の就職は、その多くは地域の中小企業が対象となります。これまでの学校側からの推薦や紹介のみに頼るのではなく、地域の中小企業経営者が直接学校へ出向き、仕事の紹介や企業の展望・夢を発信することのできる場を、各学校の就職希望者を対象に行うことのできる仕組みづくりをし、双方向性を保証できる体制を構築して下さい。

(4) 「地域教育経営」の視点を大切にされた地域社会教育の確立を、地元中小企業の活用を通じて推進すること

「地域教育経営」とは、当該の地域社会に存在する様々な教育機能・資源をトータルに共有・活用することで、子どもの教育と大人の学習支援の双方を複合的に実現させようとする新しい教育経営の理念であり、教育戦略です。この考えには、学校教育と社会教育双方の課題を、一つの連動する課題群として解決することを目指し、地域（家庭を含む）における教育・子育て、大人（保護者）の学習・共生の仕組みづくりを総合的に行う点に新しさがあります。

地域の中小企業は、過去から現在、そして未来をつなぐ地域・社会・文化の守り手です。地域の中小企業を地域の教育者の一員として積極的に教育の場につなぐことで地域総体としての人材教育が可能となります。以上の認識のもと、下記の点を提案します。

- 1) 長期的視野に立って、人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等

⁶⁵ デュアル・システムは、2004年に全国で初めて東京都大田区の東京都立六郷工科高校で始まったのがスタートです。この「デュアル・システム」について、2016年7月14・15日に行われた中小企業家同友会全国協議会第48回定時総会・第10分科会では次のようにその位置づけ、意義が整理されています。

「デュアル」とは、英語で「2つの」という意味です。「学校での学び」と「事業所での学び」を行う地域と連携したキャリア教育です。もともとはドイツの教育システムで、学校教育の中に就労と実務経験を取り入れるところに特徴があります。大阪府立布施北高等学校（以下、布施北高校）のデュアル・システムでは、生徒の多様な進路を開拓するために、「製造」「販売（サービス）」「保育・教育」「介護・福祉」の分野に分け、3年間で異なる4分野の実習を経験することができます。1年時は実習の準備として、5月にハローワークへ見学に行き、学内の「産業社会と人間」「キャリア基礎」という科目で仕事とは何か、働くとは何かを学び、9月に2日間のインターンシップ実習が行われます。2年時には毎週火曜日に、前期と後期で異なる実習先へ各20回の研修をします。学内では「デュアル基礎」科目で実習を振り返ります。3年時は毎週水曜日に通年同一事業所で研修が実施されます（大阪府立布施北高等学校・主席教諭 湯浅健一氏談）。

菊池栄治氏（早稲田大学教育総合科学学術院・教授）は、布施北高校のデュアル・システムの意義を次の4点に整理しています。

- ①「知っているつもり」になっていた若者たちのことを、地域の大人たちがもっと知ろうとしました。そして、実習という経験を通して大人たちが変えられてきたということしました。
- ②「しんどさ」の根がどこにあるのかを大人たちがより丁寧に知ろうとしたことです。生徒との表面的な付き合いではなく、会話の中から一つ一つの言葉を拾い、なぜこんな表現をするのかを探ると、極めて低い自己肯定感と深い孤立感が見えてきました。
- ③デュアル・システムを経験する中で若者たちが「後輩を教える立場」に置かれたことです。人とのつながりを通して、経験することで、人を育てていくことの難しさややりがいを知るようになります。
- ④「弱さの情報公開」です。「しんどさ」の克服を急ぐあまりに、どこかに追いやっているにすぎない場合が多いと思います。「弱さの情報公開」を通して弱さを引き受け、苦勞する権利を奪わない中で本当の意味での多元的なコミュニティが創られていきます。

が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが大切と考えます。この点に鑑み、これら四者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的な支援を行って下さい。

- 2) 「中小企業憲章」の精神の具体化に向け、県下の中学校・高等学校・大学の授業の一環として、リアルな仕事を体験できる「仕事体験学習」を設け、健全な勤労観や地域社会観を形成する大きな機会として位置づけて下さい。
- 3) インターンシップ、大学等での中小企業論の講座など、学生が中小企業の魅力と正確な情報・知識を発信し、働く意味や生き方を考える機会となる場づくりに取り組んでいる事例が、「ひと育ナビ・あいち」を通じて広報されています。今後は、この制度を県下の各教育機関に周知徹底し、中小企業への正しい認識を促す取り組みが一層広がるよう支援を強化して下さい。
- 4) トライアル雇用制度などについて企業現場からの意見や改善策を取り入れて施策の有効性を高めて下さい。また公共職業訓練や公的セミナー等の内容を求職者や雇用者の教育ニーズに合致するものへ改善を進めて下さい。

(5) 中小企業向けコーポレート・ユニバーシティ設立に関して積極的支援をすすめること

欧米のグローバル企業を中心に広がりを見せている人材育成システムに、大学・研究機関と連携した「コーポレート・ユニバーシティ（企業大学。以下、CU）⁶⁶」があります。

国内でも大手企業を中心に導入が始まっていますが、まだまだ一般的ではなく、特に中小企業では資金的制約もあり普及は進んでいません。グローバル化は今後ますます進展するとともに、労働力人口の減少が進行するなかで、企業における人材育成に関する課題は、さらに重みを増すことが予想されます。国際的に通用する人材を育て、地域の中小企業に蓄積することは、地域経済にとっても有益です。

現在の大学教育は、研究領域の際限のない分化の結果、実際の仕事とのミスマッチが生じています。また、地域における人間の成長の面でも、生涯を通じて学ぶことが保証され、キャリアプランを長期にわたって描くことのできる環境を整備し、そうした地域性を醸成することは、人材の流出を防ぎ、さらに域外から新たな人材を惹きつける要因ともなります。さらに近年の急速な技術革新には、再学習の機会なくして企業のみで対応していくことは極めて困難です。

以上を念頭に、現在、国や県で実施している各種講習を学問領域との整合で整理し、さらに県下の各大学の公開講座を活用するとともに、最新の技術革新動向に関する知見を、県内中小企業で働く社員が再学習し、企業に導入していくことができる、広義の社員教育の場づくりを進めることを期待します。また、中小企業に就職した人材が、改めて大学で学ぶ機会が広く得られるよう、授業料の助成に取り組むことや、今後は県としての産業人材育成戦略の一環として、中小企業向けのCU創設を進めて下さい。なお、カリキュラムの作成にあたっては、中小企業家をはじめとした幅広い意見を集約しつつ進めることを合わせて提案します。

(6) 県内中小企業に働く従業員が利用することのできる社員寮の整備、あるいは中小企業各社の社員寮整備に係る費用補助制度を創設すること

愛知県民が県内企業に就職し、県内で暮らし、働くことは、地域社会の持続性、納税、人

⁶⁶厚生労働省職業能力開発局（2002）『キャリア形成を支援する労働市場政策研究会 報告書』

（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/07/h0731-3a.html>）より。

この報告書ではコーポレート・ユニバーシティについて以下のように述べられている。

「アメリカにおいて、企業内教育の一形態としてコーポレート・ユニバーシティ（日本語で「企業大学」。以下CU）が普及している。例えば、フォーチュン500（米Fortune誌が毎年発表する米国上位500社のリスト）の企業のうち、約40%の企業がCUを持ち、全体でその数は2000校とも言われている。有名なものとしては、ネスレやモトローラによって設立されたものなどがある。もともとは、企業内の各部門に分離していた教育部門を統合し、コストダウンとレベルアップを図ろうという動機で生まれたものであるが、リーダーシップ開発の必要性や人材採用の強化と定着率の向上などを目的として一気に拡大した。また、グローバル・ワイヤレス企業連合という多国籍にわたる無線通信業界の企業が共同で作ったCUもあり、世界66校の大学と連携しながら、無線に関する様々な知識・技術を提供し、業界として人材不足を補おうという試みも出てきている。」

口問題などの観点からも非常に意味のあることです。しかしながら、中小企業が独自に社員寮を持つことは難しいのが実情です。その結果、施設の整っている大企業、あるいは県外企業に地域の若者が流出していくことも予想されます。こうした点に鑑み、地域の中小企業が共同で利用できる社員寮を県として整備する、あるいは中小企業各社の社員寮整備に係る費用補助の制度の創設を要請します。

(7) 中小企業の特徴ある人材育成を表彰・顕彰する制度を創設すること

中小企業と大企業では、人材育成のあり方について大きな違いがあります。大企業においては、均質・同質なサービスや技術が第一義に求められることに対し、中小企業では、人員も限られることもあり、多様なニーズに応えることのできる人材への成長が期待されます。

こうした異なりを持つこともあり、自ずと人材育成の取り組みも異なってきます。とりわけ中小企業では、個々の「能力」や「技術」といった個別的要素を伸ばさせるのではなく、自らの生き方、ありように照らした自主性の発揮を促す取り組みが行われています。こうした特徴ある人材育成が広く地域社会へ発信されることで、中小企業への誤った認識を払拭するきっかけともなりうるものと考えます。こうした認識のもと、①県下中小企業の特徴ある人材育成を表彰・顕彰する制度を創設すること、②認定された中小企業とその人材育成の取り組みを広く発信すること、③審査委員には、学生、新社会人、教育関係者、労働者等、自らの問題として人材育成を捉えることのできるメンバーを加えること、を要請します。

12. 誰もが挑戦し、共に暮らすことができる共生地域づくりの推進を

(1) 県下各自治体にインキュベータ施設を整備すること

開業率の停滞に関連して、県下各自治体に公的なインキュベータ施設を整備することを要請します。創業経験者からは、「名古屋市内には比較的小規模ビジネス用の事務所が多く、またあいちベンチャーハウスなどの施設も整っているため、創業時の大きな助けとなる」との声が聞かれています。また、当会会員のなかにも、前述のあいちベンチャーハウス入居経験者がいます。周辺部では、こうした創業時に入居できる物件が少なく、また施設も整備されていないため、通常物件で賃貸契約を結んで創業を行うことになるため、その際の高額な敷金、礼金も創業のハードルを引き上げる要因の一つともなっています。

たとえば、新規に施設整備をせずとも、空室物件を自治体が借り上げ、創業希望者に貸し出すなどの対応も可能であると考えます。さらに、そうした創業時に手助けをする制度を各自治体が整えることで、地域に起業家が集まり、雇用を生み、人材流出に歯止めをかける可能性が高まります。愛知県としても検討、対応を期待します。

(2) 女性起業家や、多様な人々の働く企業を積極的に後押しすること

愛知県では、2015年に「あいち・ウーマノミクス研究会」を設置以後、女性が活躍する産業振興に関する課題や、その克服、女性の雇用促進に向けた「あいち・ウーマノミクス推進事業」を積極的に展開されています。開業率の伸び悩み、事業所数の減少に直面するなかで、新市場の開拓と創業の促進を図る上で、女性の一層の活躍は社会的にも大きく要請されています。この取り組みを支持しつつ、より実効性を高めるため、さしあたり①女性起業家の金融アクセスの一層の円滑化を、愛知県が県内地域金融機関との連携で推進すること、②女性起業家や、多様な人々（マイノリティ、女性、LGBTQ、障害者など）が働く企業との公契約を拡大すること、③女性起業家や、多様な人々（マイノリティ、女性、LGBTQ、障害者など）が働く企業との取引を積極的に推進している企業の認定制度を設けることを要請します。

(3) 中小企業と行政が連携することで、高齢者の生活支援策を強化すること

高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や回収、掃除などを公的に援助することにより、安価に利用可能な制度を地域の中小企業と行政がタイアップする方法で強化して下さい。

能力や技能のある高齢者を優先的に活用することで、生涯現役で生きがい、働きがいを持ち続けることができます。また、中小企業が得意とする細かな仕事の掘り起こしにつながると考えますので、県としての積極的推進を期待します。

(4) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境整備に関する支援機能を強化すること

少子化による労働力人口の急激な減少は社会経済にとって大きな影響を与えます。「人生100年時代」を迎えるなかで、高齢者の多様な就労ニーズを満たすことができるよう、高齢社会に合わせた環境整備を進めていくことは喫緊の課題です。高齢者の技能・スキルを中小企業経営に積極的に活かしていけるよう、高齢者雇用に関する雇用環境整備にむけた支援・アドバイス機能の強化を進めて下さい。

(5) 雇用現場の実態を考慮した育児・介護支援の拡充・強化をすすめること

より実態に即した、利用しやすい育児・介護支援の取り組みを推進して下さい。デイサービスなどの通所介護では、多くの場合サービス提供時間として09:00～16:30頃が設定されています。しかしながら、この条件のもとでは正規雇用の労働条件として8時間の勤務時間を確保することが困難な状況です。また、たとえパートタイマーとしての雇用条件であったとしても、就労機会を減じることにもつながりかねません。

以上の点に鑑み、①常時介護が必要になった場合、速やかに入居可能な介護施設の拡充、②介護保険制度で規定されている通所介護サービス時間（6～8時間）の延長等を含めた柔軟な検討、③現状2時間を上限としている通所介護サービスの算定単位の拡充など、国と県が一体となった取り組みの推進を期待します。

またこの点に合わせて、育児の面でも上記と同様の状況に企業現場では直面しています。保育園での延長保育、ショートステイ、トワイライトステイ、学童保育などに関しても「誰もが働くことのできる環境の整備」の視点から、取り組みを強化して下さい。

(6) 潜在的待機児童に焦点を当てた、調査、施策対応を行うこと

待機児童問題への取り組みが全国的にも進められ、名古屋市などでも2014年以後、6年連続で統計上は「待機児童ゼロ」が発表されました。しかし、希望した保育所に入れなかった「隠れ待機児童」は前年に比べ100人ほど増え、4年連続の増加となっており、待機児童問題は依然として収束したとは言えない状況です⁶⁷。また、2013年に待機児童ゼロ宣言を出した横浜市が、2014年に20名の待機児童を出したことにあらわれているように、統計上の算出方法では見えてこない場合があります⁶⁸。これが「潜在的待機児童数」の問題です。

こうした統計ではあらわれてこない状況を把握することは極めて困難ではありますが、きめ細かい実態調査、聞き取りを通じて、より現実に近付けていく努力は求められます。県としても各自治体と連携した取り組みを期待するところです。

さらに、量的に待機児童ゼロを達成するだけでは、地域によって入所枠数に偏りが生まれ、結果として自宅から遠方の保育所に入所させなければならず、当初の目的であった女性の就労支援の促進が達成されないことも予想されます。したがって、実態調査にあたっては、半径500メートル圏域（小学校区）を目途にした保育施設整備率（仮称）などの算出も行い、より実効性の高い施策推進の基盤構築を求めます⁶⁹。

⁶⁷中京テレビ（2019.05.16）「待機児童数6年連続でゼロ、「隠れ」は4年連続の増加 名古屋市」（<https://www2.ctv.co.jp/news/2019/05/16/51183/>）

⁶⁸国の定義する待機児童の考え方は、「調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないもの」というものです。名古屋市の場合も同様の考え方に立ち、2014年4月時点で認可保育所に入所を申し込んだ児童数は3万9,680人になります。このうち、保育所に入れなかった児童数は1,122人です。ここから、家庭保育室を利用している366人、一定基準を満たす認可外保育施設などを利用している8人、一時保育を利用している15人、育児休業中の保護者の子ども45人、特定の保育所への入所のみを希望している688人を差し引くことで、待機児童数ゼロを算出しています。しかし、横浜市の事例のように、入所枠の拡大により、それまで入所を諦めていた保護者が申込に向かうことで、結果定員を超えてしまうことも十分起こりうると思われれます。

⁶⁹通常、保育所への送迎は自家用自動車を利用することが想定されます。しかし、夫婦どちらかの通勤に自家用自動車を利用した場合、遠方の保育所への送迎は各家庭に2台以上の自家用自動車を保有していない限り、徒歩、

(7) 待機児童解消にあたって、病児受入の側面からの支援強化も推進すること

待機児童解消に向けた取り組みが進むなかでも、病児の問題については設備的制約等のため受入可能施設の飛躍的増加は現状見込めないことが予想されます。このことは、病児を抱える家庭において女性の社会進出を阻む大きな要因となります。例えば、病児受入施設を既存の児童館や、学校医が所属する病院と併設し、その設置に対する助成を行うなど、働く意思のある人の社会進出支援の裾野を広げて下さい。病児を抱える家庭の金銭的負担を軽くすることは、所得格差を縮小するとともに、新たな消費需要の創出にもつながるものであると考えます。愛知県としての積極的取り組みを期待します。

(8) 女性経営者向けに保育園入園に関する特例措置を設けること

従業員とは異なり、経営者とりわけ女性経営者にとって、自身の子どもの保育問題は深刻です。保育園への入園には、出産後の申請が必要ですが、通常の中小企業の場合、経営者が従業員と同じ水準で育児休暇を取得することはまず不可能であり、保育園への入園までの期間ですら自らの育児に時間を割くことは難しいのが実情です。両立の困難さから出産を断念するケースも散見されます。

国は女性の起業促進を掲げ、その取り組みを進めているところですが、こうした足下の事情を勘案した支援措置が問題の解決には不可欠であると考えます。

愛知県においては、例えば経営者特例として妊娠期間中からの予約制度を導入するなどの措置を進めることを期待します。さらに、このような経営と子育ての両立環境の整備は、副次的効果として、全国から新たな起業家を引きつける要因ともなりうるものであると考えます。

(9) 中小企業の事業所内保育施設への保育士派遣制度を創設すること

全国的に、事業所内保育の先進事例が生まれつつあり、愛知県においても事例集⁷⁰などによる普及への取り組みが進められていることに敬意を表します。しかしながら、中小企業、とりわけ小規模事業所の現場では、事業所内保育施設の設置まではなかなか到らず、独力で事業所内に保育スペースを設ける事例が多くを占めます。また、独自に保育士を常時雇用することも難しいなど、その運用にもさまざまな制約があるのが実情です。こうした点に配慮し、必要な期間（たとえば、保育所への入所が決まるまで、あるいは小学校以上の場合は夏季・冬季などの長期休暇中）に保育士や指導員を派遣する制度を創設して下さい。

(10) 従業員の育児・介護、病気療養における事業所の社会保険料負担等の軽減を図ること

中小企業の雇用現場では、限られた人員で業務を行いつつも、従業員の育児・介護等への対応に最大限の経営努力を払っています。育児については、この間の行政努力もあり、相当程度制度が整ってきましたが、介護については立ち遅れが中小企業の立場からは目に付くのが実情です。当会会員企業の雇用現場では、さまざまなライフ・イベントのなかでも、従業員が働き続けられる企業づくり、職場環境づくりに厳しい経営環境のなかでも取り組んでいます。こうした実態に鑑み、下記諸点を要請します。

- 1) 介護休業中の従業員の社会保険料の補助、ないし免除など、企業努力を後押しする取り組みを県として進めるとともに、育児休業と同水準の保障を実現するよう国へ要請して下さい。
- 2) 育児期間中の従業員の場合、自身の子どもの急な病気等に就業時間中であっても対応することが求められます。ベビーシッターの有資格者登録制度を整備し、急な病児対応ができる体制整備を検討して下さい。
- 3) 現行では、育児休業期間は最大2年と定められています。しかし、子育てはその後も

自転車などに頼らざるをえなくなります。現状の経済状況からは、各家庭で2台以上の自家用自動車を保有することが困難であることが予想され、結果、わが子を入所させることを諦めているケースも相当程度予想されると考えます。

⁷⁰ 愛知県産業労働部労働担当局労働福祉課（2012.01）「事業所内保育施設先進事例集～創意、工夫、熱意で、企業と働く人のwin-winを目指して～」

続きます。その中では、子が小学生などの時期に、病氣療養のため長期間入院を余議なくされ、主に母親がその看病のために長期間仕事を休まざるを得ない事例があります。このような育児休業期間を過ぎた後でも、子の病氣治療等のために長期間の休業を余議なくされた場合は、社会保険料を免除するよう国へ要請して下さい。

- 4) 医療技術の進歩により、最近では癌などの長期治療を要する病氣を抱えながらも、仕事を継続する事例が中小企業でも増えています。しかし、傷病手当金は1年半で打ち切りとなり、そうしたなかで治療にかかる費用を、制限された働き方の中で負担し続けなければなりません。こうした現状に立ち、癌などの長期治療を要する病氣を抱えながらも働き続ける従業員については、社会保険料を免除する措置を講ずるよう、国へ要請して下さい。

(11) 「あいち子育て女性再就職サポートセンター」の取り組みを強化するとともに、この取り組みをロールモデルとして県下自治体へ広げること

2014年より、「あいち子育て女性再就職サポートセンター」が開設され、出産・育児などで離職した女性が社会で再度活躍するサポート事業がスタートしました。時代の要請に適した取り組みであり、私たちのこれまでの要望・提案に合致したものと歓迎致します。

取り組み内容は「相談カウンセリング」、「再就職相談会」「ワークショップ(交流会)」、「職場実習」と聞き及んでいます。下記事項に基づいた取り組み強化を期待します。

- 1) 「相談カウンセリング」において、現在は日曜日、祝日を除いて、月曜日から金曜日の09:30~18:00、土曜日の10:00~17:00が設定されていますが、この時間帯にカウンセリングを受けるには、家族が育児を代わりに行わなければならない、夫が平日に休み、あるいは早退する必要がありますが、一般に企業現場では困難な場合も多くあります。こうした点に鑑み、カウンセリングの実施日に日曜日を設定し、利用者家族が無理なく育児を分担することで対応できるよう配慮してください。
- 2) 「ワークショップ(ママたちの井戸端会議)」の開催が、2018年度は年10回、各10名程度の定員での開催が予定されていましたが、2019年度は年8回、各10名の定員となりました。この取り組みは、子育て世代の女性のニーズに合致した非常に有益なものであるだけに、回数の減少は残念です。同様に「職場実習」においても、対応可能枠がまだまだ限定的と言わざるを得ません。さまざまな制約もあるかとは思いますが、その社会的意義に鑑み、取り組み対応枠の拡充を期待します。

また、こうした取り組みは社会的要請にかなっていないことから、よりきめ細かな対応が求められます。今回の愛知県の取り組みをロールモデルとし、県下の各自治体にそのノウハウを広めるなど、取り組みの輪を広げる後押しを期待します。

(12) 企業における第一線を退いた地域の人材を、子育て支援や学校教育の現場に生かすこと

シルバー人材センターなど、高齢者の地域貢献が進んでいますが、地域には企業における第一線からは退いた有能な人材が眠っています。社会、家庭において貴重な経験を蓄積しているこうした人材は、地域の宝とも呼べるものであり、その能力を地域社会で発揮してもらうことは、大きなメリットとなります。また本人にとっても、自らの能力を生かして働くことを通じて地域社会の活性化に貢献することは、新たな生きがいを得ることにつながります。こうした認識に立ち、①定年退職を経た人材を地域の子育て支援に活用すること、②こうした人材が豊富な経験を伝えるとともに、子どもにとっても新たな出会いの場となる出張講義を地域の小学校などを中心に実施すること、を提案します。

(13) 障害者の自立支援に関わる総合的な地域連携の強化を図ること

地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政(福祉・労働・教育等)の連携事例集の作成と、連携を強化・徹底する取り組みにより、障害者の自立に向けた生活支援、就労支援を充実させ、障害の有無を問わず、誰もが人間らしく働き、暮らすことのできる地域社会づくりを強力に推進して下さい。

例えば、犯罪防止などの街の安全・安心には、さしあたり人の往来が盛んに行われていることが有効です。この点に鑑み、地域の障害者支援施設等と連携し、街の防犯に協力して取

り組み、そこに一定の予算を付けることで、街の安心・安全対策を障害者等の仕事にすることが可能です。このように、障害者が少しでも社会に参画していける取り組みを愛知県として検討して下さい。

(14) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進を図ること

障害者の自立を支援するために、企業における障害者雇用の促進が図られるなか、特に中小企業での障害者雇用の促進が国の重点政策としても掲げられています。こうしたなかで、以下の諸点に関して、国への要請ならびに、県としての取り組みを進めて下さい。

- 1) 当会で実施した「障害者に関する意識調査結果」では、125社で650名の障害者を雇用し、その内訳は、現在障害者を雇用している125社のうち、障害者雇用の法的義務がある従業員50名以上の企業は55社(44%)、法的義務のない企業は70社(56%)となりました。法的義務を負っていない規模の企業(2017年時点)でも、多くの障害者が活躍している実情を明らかにしています。法定雇用を求められない企業(従業員45.5名未満の規模)における、障害者雇用の実態調査を愛知県として実施して下さい。
- 2) 愛知県において、「中小企業応援障害者雇用奨励金」が創設されましたが、法定雇用対象外の従業員規模の企業にも対象を拡大するよう要請します。また、初めて障害者を雇用する中小企業に対して「ファースト・ステップ奨励金」が支給されますが、これについても法的に雇用義務が課せられていない規模の企業に対しても対象範囲を拡充するよう、国へ要請して下さい。
- 3) 特定求職者雇用開発助成金における中小企業への助成期間は、対象労働者により最長1年半～2年となっておりますが、実際の雇用現場では教育に3年以上かかるのが実情です。この点に配慮いただき、助成金額枠の拡大もしくは助成期間の延長を国等の機関に要請して下さい。
- 4) 各種施策の利用対象要件に、ハローワーク経由での雇用が要件とされることが少なくありません。しかし地域に密着した中小企業の現場では、地縁・血縁などを背景に障害者の受け入れをするケースもあります。こうした実態に鑑み、施策利用にあたっては、雇用経緯や現場を見た上での柔軟な対応ができるよう国等の機関に要請して下さい。
- 5) 雇用現場を常に把握する取り組みを進めて下さい。特に、愛知県が外部業者へ委託する障害者雇用の促進事業においては、現場へ足を運び、実態を掴むことでさらに有効な事業へとスパイラルアップさせていくことを期待します。
- 6) 障害者の雇用の場を増やそうとする規制改革によりスタートした就労継続支援A型事業所は、施行後12年が経過した現在、多方面で様々な議論が生じています。特に近年では、岡山県倉敷市と香川県高松市で就労継続支援A型事業所を展開していた運営法人が、経営状況の悪化を理由にこれらの事業所を閉鎖したことで、270人を超える障害のある人が解雇されたことで、大きな話題となりました。例えば、中島隆信氏(慶應義塾大学・教授)は「そもそもモラルハザードの起きやすい制度」と指摘し、松井亮輔氏(法政大学・教授)は「問題を抜本的に解決するには、制度そのものを再編成すべき」との提起を寄せています⁷¹。就労継続支援事業は、障害のある人の働く場であると同時に、非営利性と公共性を原則とする社会福祉事業でもあることを踏まえるべきでしょう。社会福祉事業は営利本位ではなく、公共の利益のために必要な事業である以上、営利を目的とする企業等のこの分野への参入のあり方が、誰しもが誇りある生き方、働き方を実現していく上で本来的にふさわしいのか再検討する段階にあります。現行制度の実態をつかみ、制度の正負両面を適切に見極めた議論を行うよう国へ要請して下さい。
また、障害者の一般就労への移行に関しては、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所以外にも、特別支援学校、ハローワーク、医療機関、相談機関など地域の諸機関との幅広いネットワークによって一般就労を支援する仕組みづくりを行うよう国へ要請して下さい。
- 7) 障害者支援機関は、あくまで障害者を対象とした支援機関であるため、障害者と健常者の狭間にある人たちが、支援の受け皿から外れている現状があります。当会会員企業

⁷¹ 山陽新聞(2018.02.04)記事。

からは、「労働法によって、健常者同様の待遇を要求する一方、クレーム対応のまずさで売上にも影響が出ている。法的制度が不十分なこともあり、小企業には負担（精神的・経営的）が大きい。適材適所にして仕事を切り分ければ、高い給料は出せなくなる。障害者ではないけれど傾向の強い人が、安心して働ける環境づくりをどのように進めたらよいか」との切実な声も寄せられています。こうした現状のなかで、人に対してでなく、労働環境や労働のあり方について相談できる窓口とサポート体制が求められています。例えば、ハローワークにそうした相談窓口を設けることや、経営者が相談する場としての第三者機関を設けることが考えられます。働くことを豊かにするとともに、生きづらさに起因して働き続けることができなくなるような不幸が起こらないよう、定着支援の充実を愛知県として積極的に図って下さい。

(15) ジョブコーチ（職場適応援助者）制度の実効性を高めるため、以下の点を国へ要請すること

- 1) 障害者雇用率が、2018年4月より引き上げられました。また2015年度からは納付金制度対象企業規模が、200名から100名へ引き下げられました。こうしたなかで、障害者雇用の促進にあたっては、さしあたり現行のジョブコーチ（配置型、第1号、第2号）の量的底上げが有効であると考えられています。

しかしながら中小企業の雇用現場では、大きなミスマッチが生じています。ある障害者雇用企業（当会会員）からは、「自閉症の社員が作業途中で不定期に激しいパニックを起こすようになったため、企業、障害者就業・生活支援センター、配置型ジョブコーチ、家族が今後の対応について話し合い、生活面では就業・生活支援センターや家族と連携し、就労についてはジョブコーチに支援を求めることを確認しました。

しかし、ジョブコーチからの企業へのサポートが行われるまで日数がかかり、連絡もなかったことから、企業側としては見通しが持てずに戸惑った」。またサポートに入ってから、「社員の状態を部分的に把握するだけで、その対応は現実とかけ離れていました。

たとえば、パニックが起こる根本的な要因をつかんだ上での対応ではなく、パニックが起きたら作業現場から事務室に移動させ、他の作業で落ち着かせるなどの対処療法的かつ形式的サポートに終始するに留まっていた」との声が寄せられるなど、現行のジョブコーチ制度には雇用現場とサポート側との間に大きな乖離があると言わざるをえません⁷²。

こうした実態から、ジョブコーチ制度を有効に機能させるため、より実効的なサポート体制が整えられるよう制度改善を行うことが必要と考えられます。また、障害者を雇用する経営者が、雇用後に抱えた悩みを相談する機会も限られているのが実情です。こうした点に鑑み、よりきめ細かな対応ができるよう、制度改善を国へ要請して下さい。

- 2) また、配置型ジョブコーチの対応から、社内でのジョブコーチ養成のニーズが障害者雇用企業側からは高まっています。しかし、第2号ジョブコーチの養成研修では、平日での研修を余議なくされるため、限られた人員で業務を行っている中小企業の現場では、たとえ一人であっても社員を業務時間中に研修に出すことは容易ではないのが実情です⁷³。研修受講を希望する企業への出張研修や、土日・夜間の時間帯での開講などについても要請して下さい。

(16) 愛知県として、障害者の離職に関するデータ整備と報告書の公表を行うこと

障害者雇用数は、この間愛知県においても増加傾向にあります⁷⁴。誰もが働くことができ、共に生きることができる愛知県に向けた積極的な取り組みに感謝致します。

しかし、愛知労働局の資料によれば、平成27年度の障害者就職件数は5,702件でしたが、

⁷² 当会会員企業経営者からの聞き取りによる。また、同経営者からは、「たとえば、1カ月程度の期間をジョブコーチがサポート対象の障害者と雇用企業内で仕事をともにするなど、実際の就労現場での当事者の置かれる状況を把握するために設けるために設定することも必要ではないか」との意見も寄せられています。

⁷³ たとえば、千葉県障害者職業センターで第2号ジョブコーチの養成研修を受講すると、平日5日間の研修の後、地域障害者職業センターでの平日4日間の受講（計9日間）が課せられることとなります。

⁷⁴ 愛知県産業労働部労政担当局就業促進課編集・発行（2019）「障害者の雇用のために（平成31年3月）」2頁。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/k-2016-406.html>

民間企業における障害者雇用数の平成 27 年から平成 28 年までの増加数は、わずか 1,132 名に留まっています。これは、統計数値の取り方に差があるため一概に比較することはできないものの、相当数が離職していることを表すものと考えられます⁷⁵。

当会会員企業からも「現場では、雇用後短期間で離職、また支援機関に戻り、訓練を受け、就職する、というブーメラン現象が起こっている」との声が出されています。

当会では、障害者雇用を考える場合、雇用数のみならず、その定着率を見ることが決定的に重要であり、かつ採用後 6 カ月で「定着」と見るのではなく、仕事を自らのものとしてできる 5 年程度を「定着」と考えることが、より実態に即したものであると考えています。

かつて埼玉県では、障害者離職状況調査を実施し、離職者の傾向、雇用時の状況、離職時の状況を聞き取り調査を通じてつぶさに見ています⁷⁶。愛知県でもこうした取り組みにない、障害者の離職者の状況調査、およびその分析・検討による方針策定に取り組んで下さい。さらにその際は、雇用側である現場の企業家の声を生かした検討の場を設けることも合わせて要請します。

(17) 精神障害者の雇用促進に向けた支援を推進すること

精神障害者の雇用を社会全体で進めていくにあたって、中小企業も含めた雇用企業の実態を把握した上での実効性ある施策整備が求められます。その際、新しい施策や資金的支援策に偏るのではなく、従来の施策を充実させる点にも注力することが必要です。

例えば、当会会員企業の経営現場では、労働環境や働き方を工夫することで、精神障害のある社員を一般企業で雇用する事例が生まれています。こうした事例を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の運用する「雇用リファレンスサービス」等に積極的に取り入れ、広く情報発信していくなどが有効な手立ての一つと考えられます。こうした観点から、精神障害者の雇用促進に向けた支援の推進を国へ要請するとともに、愛知県独自でも展開されることを期待します。

(18) 愛知県として法定雇用実適用外の従業員規模に企業における障害者雇用状況を調査・公表すること

中小企業における障害者雇用の実情が正確に把握され、制度設計・改善に活かされるよう、法的雇用実適用外にある 45.5 名未満の事業所における障害者雇用の状況を毎年調査・発表して下さい。中小企業における障害者雇用は、さまざまな創意工夫のなかで障害を持っていたとしても、人としてあてにされることで人間的に大きく成長している優れた事例が数多くあります。そうした事例を発信することで、誰もが身近な地域で安心して暮らし、働くことのできる地域づくりにつながるものと考えます。

(19) 事業所側が安心して障害者を雇用できる環境整備を進めること

中小企業経営の現場では、「障害を持った社員の両親亡き後の暮らしの問題」が障害者雇用之二の足を踏ませている状況があります。中小企業の現場では、現行のグループホームとの連携の模索や、障害を持った社員が定年を迎えた後の生活を保証するための検討を始める、あるいは自社独自のグループホームを構想するなどの取り組みが始まっていますが、個々のグループホームの方針、考え方によって認識が一致しない、資源的制約などのため、取り組みは容易ではありません。このようななか、下記の点を要請します。

- 1) 愛知県内に 12 か所ある障害者就業・生活支援センター、ならびに県内に 5 か所ある障害者就労支援センター等を活用し、当該地域内の障害者就業企業を巡回訪問し、日常的に生活相談、労働相談を実施する体制を整えて下さい。
- 2) 各事業所の巡回訪問に際し、隔月などの頻度で県職員などが同行し、現場を知ることにより実効性の高い施策立案を行える環境を整備して下さい。
- 3) 人間の発達における労働の役割に鑑み、既存のグループホームや社会福祉法人に対し、

⁷⁵愛知労働局編集・発行 (2017)「障害者の雇用状況と支援 (平成 29 年度)」4-5 頁。

<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0108/3547/koyoujoukyou25.pdf>。

⁷⁶埼玉県産業労働部就業支援課 (2011)「障害者離職状況調査報告書 (平成 23 年 3 月)」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/syougai-map/documents/450171.pdf>

障害者の生活全体（働く・暮らす・生きる）にわたってサポートを行える体制整備を働きかけて下さい。またその際に課題となる点（資金的制約のため、主力がパートタイム従業者など）を是正するよう国へ要請するとともに、愛知県としても積極的な改善に向けた取り組みを期待します。

(20) 障害者の雇用促進に係る諸機関との連携の円滑化を図ること

当会会員から「地域の自立支援協議会で、雇用促進を進めるため、見学バスツアーを企画しており、雇用率未達成の企業に呼び掛けようと労働局の情報を求めたところ、情報開示手続きが必要と言われた」と意見が挙がっています。自立支援協議会は、公的事業の一環であり、構成メンバーにも、職業安定所、市、支援学校、支援機関等が含まれています。にもかかわらず、情報開示の手続きに時間を取られるのは、現場で雇用促進に取り組む主体者との意識の隔たりが生じていると言わざるを得ません。

即時的な情報開示ができないのであれば、例えばそうした要請があった場合、労働局がその事務を分担し、当該地域の雇用率未達成の企業に働き掛けを行うなどの対応を取るなど、諸機関が効果的、かつ円滑に連携を図ることができる仕組みの構築を期待します。

(21) 外国人労働者の受け入れに関し、基本的人権を尊重する徹底した制度整備を行うこと

政府は1968年以来、外国人労働者をめぐり単純労働者は受け入れないという基本方針を堅持してきましたが、人口減少と人手不足下にあるなかで、2019年4月の入国管理法改正により、「特定技能」という新しい在留資格が設けられ、外国人労働者の一部業種での単純労働が認められるようになっていきます。「特定技能」は、技能水準によって二段階あります。必要性に見合った相当程度の技能と日常会話レベルの日本語能力が必要な「1号」と、準連した技能が必要な「2号」です。

「1号」の取得には、各業種の所管省庁の試験に合格すること、あるいは技能実習生としての3年間の経験による試験免除での資格変更の方法があります。ただし、家族帯同は認められておらず、在留期限は通算5年です。他方「2号」は、より高い水準の試験に合格することが求められ、「1号」と異なり「家族帯同」と、在留が更新制になることから長期滞在も可能となります。こうした制度のなかで、来日する外国人労働者を「生活者」として受け入れていくことが求められます。この点について、以下の点を要請します。

- 1) 中小企業の経営現場は、慢性的な人手不足に直面しており、外国人労働者に頼らなければ経営が回らない、との声も聞かれ始めています。外国人労働者の受け入れにあたり、参考にされているのは、技能実習制度ですが、同制度も、導入以来25年の時間をかけて滞在する外国人の人権を予防・救済する仕組みを整えてきた経緯があります。それでも、2017年度は過去最多の4200事業所が外国人技能実習生を巡る法令違反をしている事実からすれば、今回の入国管理法改正にともなう、外国人労働者の単純労働分野への門戸開放において、短期的な人手不足という理由での受け入れでは、基本的人権の尊重は覚束ないと言わざるを得ません。2011年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に則りつつ、世界的に通用する受け入れルールづくりが求められます。こうした認識のもと、国に対して外国人労働者の受け入れ拡大に関して、国際的な人権基準を遵守した制度設計を早急に行うよう要請して下さい。
- 2) 来日した外国人労働者が、地域社会に溶け込むためにも、日本語学習の支援や、生活の不安や悩みの解消に関するオリエンテーションなど、愛知県が主導で実施するとともに、きめ細かな支援を、県下自治体との連携で積極的に展開して下さい。
- 3) 外国人労働者のなかには、ブローカーに借金をして来日するケースが多いとの指摘があります。そうした外国人労働者は、借金を返済する要に駆られ、低賃金や劣悪な労働条件に甘んじてしまうことも想定されます。政府は、悪質なブローカーを規制する、と国会で表明していますが、具体的対策は打ち出されていない状況です。この点について、きめ細かな対策を講じるよう、愛知県として国へ要請して下さい。
- 4) 今回の入国管理法改正で設けられた「特定技能」では、技能実習とは異なり、「同一業務区分内」での転職は認められています。そのため受入れ企業の労働条件が悪い場合などには、転職することが形式上可能となっています。しかし、外国人労働者が自力で転

職を行うことは、決して容易ではありません。転職の自由を形骸化させないためにも、ハローワークの機能強化を国へ要請するとともに、例えば愛知県としても、①特定技能に特化した求人情報の収拾をハロー枠との連携で行うこと、②多言語による情報提供窓口の設置などに取り組んで下さい。

- 5) 今回の入国管理法改正により、「特定技能」のうち、「2号」の場合は家族帯同も可能となります。そのため、外国人労働者の家族へも、外国人労働者本人と同様の配慮が求められます。特に、就学年齢の外国人労働者の子どもは、言葉の問題などから学校になじめない、あるいは授業についていくことが困難などの苦しさなど、日本人とは異なるレベルでの手厚い対応が必要となることが想定されます。すでに県下自治体のなかには、言葉の問題で学校の授業についていくことが困難な外国人の子どもに対し、教員やPTAが協力して特別な対応を取ることで、日本人と変わらない学校生活を送れるよう配慮している事例も生まれています。こうした例に学びつつ、今後増えていくことが想定される外国人労働者の家族への配慮と対応に、愛知県としても積極的に取り組むことを期待します。

(22) 最低賃金の見直しは、中小企業の実態が加味された上で検討される制度設計を行うよう以下の点を国へ要請すること

- 1) 特定（産業別）最低賃金の分類において、ベアリングの組み立ては、愛知県では「はん用機械器具」、東京では「一般産業用機械」に分類されるなど、地域間で差異が生じています。最低賃金額については、地域ごとの物価水準等を考慮の上、各地方最低賃金審議会での検討が望ましいですが、分類にあたっては、中央最低賃金審議会が一律の基準を示し、地域によって差異が出ることを防ぐよう国へ働きかけて下さい。なお、その際には企業実態に則したものとなるよう、必ず企業現場への訪問調査とセットで実施して下さい。

- 2) 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」では、全国一律に最低賃金を 1,000 円に引き上げていく方向が示され、2019 年度の地域別最低賃金の改定について全国平均の時給を 27 円引き上げ、901 円とする目安をまとめ答申しました。これにより、愛知県の最低賃金は 926 円となり、現行の最低賃金からの引き上げ率は 3% 超となっています。

最低賃金の上昇は、内需を拡大し、経済を活性化させる意味で歓迎すべきことと理解していますが、この間の人手不足状況のなかで、中小企業の多くはすでに賃金の引き上げを実施してきており、受注単価が上がりづらいなかでの仕入価格の上昇と、利潤の減少の狭間で余力は限られてきています。こうしたなかでの急激な最低賃金の引き上げは、地域経済を支える中小企業経営を困難に陥らせることが懸念されます。今後、年率 3% を越えてさらにレベルの最低賃金の引き上げも予測されるなか、最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業の声や実態を適切に把握した上で進めていくよう国へ要請して下さい。

- 3) 最低賃金、社会保険料の上昇が続くなかで、中小企業の受注単価の引き上げは思うように進んでいません。少なくとも、健全な賃金を支払うことができるよう、最低賃金の引き上げ割合分の発注単価引き上げを国として進めるよう、愛知県としても要請して下さい。

IV 愛知中小企業家同友会と産学官連携の取り組み

1. 公的委員（継続は年度～ 2014年度より）

(1) 国等

- ・内閣府「プロフェッショナル人材戦略拠点」マネージャー、サブマネージャー
(2015年度～)
- ・財務省「金融行政アドバイザー会議」委員 (2013年度～)
- ・経済産業省「東海産業競争力協議会作業部会」委員 (2013年度～)
- ・中小企業庁「よろず支援拠点評価委員会」委員 (2017年度～)
- ・東海財務局「サービス業の生産性向上に向けた勉強会」参画団体 (2016年度～)
- ・東海財務局・経済産業省中部経済産業局・愛知中小企業家同友会「不惑の会」参画団体
(2016年度～)
- ・中部経済産業局「ものづくり戦略会議」委員 (2014年度)
- ・中部経済産業局「中部農商工連携支援クラブ」参画団体 (2015年度)
- ・中部経済産業局「景気動向に関する意見交換会」委員 (2016年度～)
- ・中部経済産業局「よろず支援支援拠点チーフコーディネーター」審査委員
(2017年度～)
- ・中部経済産業局・中部地方整備局「中部地方の経済成長と社会資本のあり方懇談会」委員
(2015年度)
- ・愛知労働局「働き方改革推進支援センター」アドバイザー (2018年度～)

(2) 愛知県等

- ・愛知県「あいちイクメン・イクボス応援会議」委員 (2013年度～)
- ・愛知県「次期産業労働計画策定委員会」委員 (2014年度)
- ・愛知県「労働関係連絡会分科会 障害者雇用対策強化部会」(2014年度～)
- ・愛知県「クラウドファンディング活用推進委員会」委員 (2015年度)
- ・愛知県「産業人材育成連携会議」委員 (2015年度)
- ・愛知県「あいち産業労働ビジョン2016-2020フォローアップ会議」委員 (2017年度～)
- ・愛知県「あいち事業継承ネットワーク会議」(2017年度～)
- ・愛知県「これからの社会貢献活動支援検討会議」委員 (2017年度)
- ・愛知県「テレワーク普及促進勉強会」委員 (2018年度～)
- ・愛知県「あいちサービス大賞」審査委員 (2018年度～)
- ・愛知県「次期愛知県産業労働計画(仮称)策定委員会」委員 (2019年度～)
- ・愛知県労働福祉課「仕事と介護の両立支援導入マニュアル作成研究会」委員
(2016年度～)
- ・「愛知精神・発達障害者雇用支援連絡協議会」委員 (2013年度～)
- ・「愛知県地域しごと支援センター運営協議会」委員 (2015年度～)
- ・「愛知県プロフェッショナル人材戦略協議会」委員 (2015年度～)

(3) 名古屋市

- ・名古屋市「障害者就労支援推進会議」委員 (2007年度～)
- ・名古屋市「自殺対策連絡協議会」委員 (2008年度～)
- ・名古屋市「名古屋市特別職報酬等審議会」委員 (2010年度～)
- ・名古屋市「名古屋市市民活動推進協議会」(2012年度～)
- ・名古屋市「一般産業廃棄物処理基本計画改定に関する懇談会」(2014年度～)
- ・名古屋市「次期産業振興計画策定検討会議」委員 (2015年度)
- ・名古屋市「地域コミュニティ活性化懇談会(地域活動部会)」委員 (2015年度～)
- ・名古屋市「エコ事業所懇談会」委員 (2017年度～)
- ・名古屋市「障害者就労支援推進会議」障害者就労支援窓口選考委員 (2019年度)
- ・名古屋市「NAGOYA MIRAI INNOVATORS SUPPORT MEMBERS会議」委員 (2019年度～)
- ・名古屋市教育委員会「キャリア・マイスター判定委員」(2011年度～)

(4) その他

- ・「AICHI 女性研究者支援コンソーシアム」構成員（2014 年度～）
- ・中部産業連盟「地域中小企業人材バンク事業連携会議」委員（2015 年度）

2. 大学との連携

(1) 産学地域連携基本協定の締結

- ・名古屋市立大学（2014 年 3 月 24 日）
- ・名城大学（2014 年 8 月 5 日）
- ・愛知東邦大学（2014 年 11 月 25 日）
- ・愛知みずほ大学・短大（2016 年 3 月 14 日）
- ・東海学園大学（2018 年 8 月 25 日）

(2) 大学講座（2018 年 8 月 1 日現在、12 大学 110 講義 70 名）

- ・愛知淑徳大学「インターンシップ概論」（6 月／8 講義 8 名）
 - ・愛知淑徳大学「チャレンジプログラム」（4～7 月／6 講義 2 名）
 - ・愛知淑徳大学「中小企業を学ぶ」（4～7 月／10 講義 7 名）
 - ・愛知東邦大学「地域ビジネス特講Ⅳ」（5 月～7 月／10 講義 6 名）
 - ・東海学園大学「オムニバス講義」（4 月～7 月／10 講義 7 名）
 - ・愛知みずほ大学「インターンシップ講座」（4 月～7 月／6 講義 3 名）
 - ・愛知みずほ短大「何故学ぶのか、何故働くのか」（7 月／1 講義 1 名）
 - ・愛知工業大学「総合講座」（5 月／1 講義 1 名）
 - ・愛知工業大学「キャリアデザインⅠ」（6 月／1 講義 1 名）
 - ・豊橋創造大学「東三河産業論」（6 月～7 月／3 講義 3 名）
 - ・名古屋大学教育学部「生涯教育の組織と原理」（5 月／1 講義 1 名）
 - ・名古屋市立大学「地域企業活性化論」（9 月～1 月／15 講義 5 名）
 - ・愛知東邦大学「中小企業論」（9 月～1 月／15 講義 12 名）
 - ・愛知工業大学「キャリアプランニングⅠ」（11 月／2 講座 2 名）
- ※2019 年 8 月 19 日現在、14 大学 92 講義（登壇者 59 名）

（参考）講座協力（最近 5 年間）〈大学、会員—いずれものべ数〉

- ・2014 年度 7 大学 70 講座（44 名）
- ・2015 年度 5 大学 67 講座（42 名）
- ・2016 年度 10 大学 71 講座（50 名）
- ・2017 年度 15 大学 85 講座（60 名）
- ・2018 年度 12 大学 115 講座（76 名）

(3) インターンシップ（大学）（最近 5 年間）

- ・2014 年度 14 大学 91 名（受入企業数 39 社＋事務局）
- ・2015 年度 13 大学 83 名（受入企業数 40 社＋事務局）
- ・2016 年度 17 大学 136 名（受入企業数 68 社＋事務局）
- ・2017 年度 17 大学 133 名（受入企業数 66 社＋事務局）
- ・2018 年度 20 大学 117 名（受入企業数 53 社＋事務局）

※1998 年～大学生インターンシップ受け入れ開始

2018 年度までに 32 大学・1709 名を 850 社（のべ）で受け入れ